

令和 7 年 第 1 回

宿毛市議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 3 日開会

令和 7 年 3 月 26 日閉会

宿毛市議会事務局

令和7年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（令和7年3月 3 日 月曜日）	
議事日程……………	1
本日の会議に付した事件……………	3
出席議員……………	3
欠席議員……………	3
事務局職員出席者……………	3
出席要求による出席者……………	3
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名……………	5
○日程第2 会期の決定……………	5
（諸般の報告）	
（行政方針の表明）	
○日程第3 議案第1号から議案第51号まで……………	13
（提案理由の説明）	
市 長……………	14
散 会（午前10時59分）	
----- . . . -----	
第 2 日（令和7年3月 4 日 火曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 3 日（令和7年3月 5 日 水曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 4 日（令和7年3月 6 日 木曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 5 日（令和7年3月 7 日 金曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 6 日（令和7年3月 8 日 土曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 7 日（令和7年3月 9 日 日曜日） 休会	
----- . . . -----	
第 8 日（7年3月10日 月曜日）	
議事日程……………	19
本日の会議に付した事件……………	19
出席議員……………	19

欠席議員	1 9
事務局職員出席者	1 9
出席要求による出席者	1 9
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 一般質問	2 1
1 小谷翔太議員	2 1
商工観光課長	2 1
小谷翔太議員	2 1
商工観光課長	2 2
小谷翔太議員	2 2
商工観光課長	2 2
小谷翔太議員	2 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 3
小谷翔太議員	2 3
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 4
小谷翔太議員	2 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 5
小谷翔太議員	2 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 5
小谷翔太議員	2 5
企画課長	2 6
小谷翔太議員	2 6
企画課長	2 7
小谷翔太議員	2 7
市 長	2 8
小谷翔太議員	2 8
市 長	2 8
小谷翔太議員	2 9
企画課長	2 9
小谷翔太議員	3 0
2 堀 景議員	3 0
企画課長	3 1
堀 景議員	3 1
商工観光課長	3 2
堀 景議員	3 2
長寿政策課長	3 2
堀 景議員	3 2

	教育次長兼学校教育課長	3 3
堀	景議員	3 3
	教育長	3 4
堀	景議員	3 4
	教育次長兼学校教育課長	3 5
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 5
堀	景議員	3 5
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 5
堀	景議員	3 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 6
堀	景議員	3 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 6
堀	景議員	3 7
	危機管理課長	3 7
堀	景議員	3 7
	危機管理課長	3 8
	市長	3 8
堀	景議員	3 9
	市長	3 9
	危機管理課長	3 9
堀	景議員	3 9
	危機管理課長	3 9
堀	景議員	4 0
	危機管理課長	4 0
堀	景議員	4 0
	土木課長	4 0
堀	景議員	4 1
3	今城 隆議員	4 1
	企画課長	4 1
今城	隆議員	4 1
	企画課長	4 2
今城	隆議員	4 2
	市長	4 2
今城	隆議員	4 3
	市長	4 3
今城	隆議員	4 3
	土木課長	4 4

今城 隆議員	4 4
市 長	4 5
今城 隆議員	4 5
市 長	4 5
今城 隆議員	4 5
企画課長	4 6
今城 隆議員	4 6
企画課長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 7
今城 隆議員	4 7
市 長	4 7
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 9
健康推進課長	5 0
今城 隆議員	5 0
健康推進課長	5 1
今城 隆議員	5 1
都市建設課長	5 1
今城 隆議員	5 2
都市建設課長	5 2
今城 隆議員	5 3
都市建設課長	5 3
今城 隆議員	5 3
都市建設課長	5 4
今城 隆議員	5 4
都市建設課長	5 4
今城 隆議員	5 4
都市建設課長	5 5
今城 隆議員	5 5
都市建設課長	5 5
今城 隆議員	5 6

都市建設課長	5 6
今城 隆議員	5 6
4 高倉真弓議員	5 6
税務課長	5 7
高倉真弓議員	5 7
企画課長	5 7
高倉真弓議員	5 7
企画課長	5 8
高倉真弓議員	5 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 8
高倉真弓議員	5 8
市 長	5 8
高倉真弓議員	5 9
危機管理課長	5 9
高倉真弓議員	5 9
危機管理課長	5 9
高倉真弓議員	5 9
危機管理課長	5 9
高倉真弓議員	6 0

延 会（午後 3 時 0 4 分）

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

第 9 日（令和 7 年 3 月 1 1 日 火曜日）

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 1
欠席議員	6 1
事務局職員出席者	6 1
出席要求による出席者	6 1
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 一般質問	6 3
1 川田栄子議員	6 3
産業振興課長	6 3
川田栄子議員	6 3
産業振興課長	6 3
川田栄子議員	6 3
産業振興課長	6 4
川田栄子議員	6 4

産業振興課長	6 4
川田栄子議員	6 4
市 長	6 4
川田栄子議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
川田栄子議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
川田栄子議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
川田栄子議員	6 6
市 長	6 6
川田栄子議員	6 8
産業振興課長	6 9
川田栄子議員	6 9
産業振興課長	6 9
川田栄子議員	6 9
産業振興課長	7 0
川田栄子議員	7 0
産業振興課長	7 0
川田栄子議員	7 0
産業振興課長	7 0
川田栄子議員	7 1
産業振興課長	7 1
川田栄子議員	7 1
産業振興課長	7 1
川田栄子議員	7 1
健康推進課長	7 2
川田栄子議員	7 2
健康推進課長	7 3
川田栄子議員	7 4
2 寺田公一議員	7 4
危機管理課長	7 4
寺田公一議員	7 4
危機管理課長	7 5
寺田公一議員	7 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	7 5
寺田公一議員	7 6

教育長	7 6
寺田公一議員	7 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 7
寺田公一議員	7 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 8
市 長	7 8
寺田公一議員	7 8
教育長	7 8
寺田公一議員	7 9
教育長	7 9
寺田公一議員	7 9
企画課長	8 0
寺田公一議員	8 1
市 長	8 1
福祉事務所長	8 2
寺田公一議員	8 2
環境課長	8 3
寺田公一議員	8 4
土木課長	8 4
寺田公一議員	8 4
市 長	8 4
環境課長	8 5
寺田公一議員	8 6
3 浦尻学典議員	8 7
健康推進課長	8 7
浦尻学典議員	8 8
産業振興課長	8 8
浦尻学典議員	8 9
企画課長	8 9
浦尻学典議員	8 9
産業振興課長	8 9
浦尻学典議員	9 0
市 長	9 0
浦尻学典議員	9 2
市 長	9 2
浦尻学典議員	9 3
産業振興課長	9 3

浦尻学典議員	9 3
産業振興課長	9 3
浦尻学典議員	9 3
危機管理課長	9 4
浦尻学典議員	9 4
危機管理課長	9 5
浦尻学典議員	9 5
4 東 新議員	9 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 6
東 新議員	9 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 6
東 新議員	9 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 7
東 新議員	9 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 7
東 新議員	9 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 7
東 新議員	9 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 8
東 新議員	9 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 8
東 新議員	9 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 8
東 新議員	9 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	9 9
東 新議員	9 9
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
東 新議員	1 0 0
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
東 新議員	1 0 0
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
東 新議員	1 0 1
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
東 新議員	1 0 1
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
東 新議員	1 0 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2

東 新議員	1 0 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
東 新議員	1 0 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
東 新議員	1 0 3
市 長	1 0 3
東 新議員	1 0 3
延 会（午後 3 時 0 5 分）	

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

第 1 0 日（令和 7 年 3 月 1 2 日 水曜日）

議事日程	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 5
出席議員	1 0 5
欠席議員	1 0 5
事務局職員出席者	1 0 5
出席要求による出席者	1 0 5
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 一般質問	1 0 7
1 井上 将議員	1 0 7
環境課長	1 0 7
井上 将議員	1 0 7
環境課長	1 0 7
井上 将議員	1 0 8
環境課長	1 0 8
井上 将議員	1 0 9
環境課長	1 0 9
井上 将議員	1 0 9
市 長	1 0 9
環境課長	1 1 0
井上 将議員	1 1 0
企画課長	1 1 1
井上 将議員	1 1 1
企画課長	1 1 1
井上 将議員	1 1 1
企画課長	1 1 2
井上 将議員	1 1 2
企画課長	1 1 2

井上 将議員	1 1 3
企画課長	1 1 3
井上 将議員	1 1 3
企画課長	1 1 3
井上 将議員	1 1 4
商工観光課長補佐	1 1 4
井上 将議員	1 1 4
商工観光課長補佐	1 1 4
井上 将議員	1 1 5
商工観光課長補佐	1 1 5
井上 将議員	1 1 5
商工観光課長補佐	1 1 6
井上 将議員	1 1 6
商工観光課長補佐	1 1 6
井上 将議員	1 1 6
教育次長兼学校教育課長	1 1 8
井上 将議員	1 1 8
教育次長兼学校教育課長	1 1 8
井上 将議員	1 1 8
危機管理課長	1 1 9
市 長	1 1 9
井上 将議員	1 2 0
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 2 0
市 長	1 2 1
井上 将議員	1 2 1
2 野々下昌文議員	1 2 1
市 長	1 2 2
野々下昌文議員	1 2 3
市 長	1 2 4
野々下昌文議員	1 2 5
危機管理課長	1 2 5
野々下昌文議員	1 2 5
都市建設課長	1 2 6
野々下昌文議員	1 2 6
市 長	1 2 6
野々下昌文議員	1 2 7
企画課長	1 2 7

野々下昌文議員	1 2 7
企画課長	1 2 8
野々下昌文議員	1 2 8
市 長	1 2 8
野々下昌文議員	1 2 9
危機管理課長	1 3 0
野々下昌文議員	1 3 1
危機管理課長	1 3 1
野々下昌文議員	1 3 1
危機管理課長	1 3 2
野々下昌文議員	1 3 2
危機管理課長	1 3 2
野々下昌文議員	1 3 2
危機管理課長	1 3 3
野々下昌文議員	1 3 3
危機管理課長	1 3 3
野々下昌文議員	1 3 4
危機管理課長	1 3 4
野々下昌文議員	1 3 4
健康推進課長	1 3 5
野々下昌文議員	1 3 5
企画課長	1 3 6
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 5 1 号まで	1 3 6
質疑	1 3 6
1 三木健正議員	1 3 6
危機管理課長	1 3 6
三木健正議員	1 3 7
危機管理課長	1 3 7
三木健正議員	1 3 8
土木課長	1 3 8
三木健正議員	1 3 8
都市建設課長	1 3 8
三木健正議員	1 3 9
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 3 9
三木健正議員	1 4 0
企画課長	1 4 0
土木課長	1 4 0

三木健正議員	1 4 0
産業振興課長	1 4 1
三木健正議員	1 4 1
産業振興課長	1 4 2
三木健正議員	1 4 2
産業振興課長	1 4 2
三木健正議員	1 4 3
商工観光課長	1 4 3
三木健正議員	1 4 4
商工観光課長	1 4 4
三木健正議員	1 4 4
2 川田栄子議員	1 4 4
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 4
川田栄子議員	1 4 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 5
川田栄子議員	1 4 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 5
川田栄子議員	1 4 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 5
川田栄子議員	1 4 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 6
川田栄子議員	1 4 6
委員会付託省略（議案第 1 号及び議案第 2 号）	1 4 6
委員会付託（議案第 3 号から議案第 5 1 号まで）	1 4 6
散 会（午後 2 時 2 4 分）	
議案付託表	1 4 8

第 1 1 日（令和 7 年 3 月 1 3 日 木曜日） 休会

第 1 2 日（令和 7 年 3 月 1 4 日 金曜日） 休会

第 1 3 日（令和 7 年 3 月 1 5 日 土曜日） 休会

第 1 4 日（令和 7 年 3 月 1 6 日 日曜日） 休会

第 1 5 日（令和 7 年 3 月 1 7 日 月曜日） 休会

第 16 日（令和 7 年 3 月 18 日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 17 日（令和 7 年 3 月 19 日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 18 日（令和 7 年 3 月 20 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 19 日（令和 7 年 3 月 21 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 20 日（令和 7 年 3 月 22 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 21 日（令和 7 年 3 月 23 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 22 日（令和 7 年 3 月 24 日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 23 日（令和 7 年 3 月 25 日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 24 日（令和 7 年 3 月 26 日 水曜日）

議事日程…………… 1 5 1

本日の会議に付した事件…………… 1 5 1

出席議員…………… 1 5 1

欠席議員…………… 1 5 1

事務局職員出席者…………… 1 5 1

出席要求による出席者…………… 1 5 2

開 議（午前 10 時 00 分）

○日程第 1 議案第 1 号から議案第 51 号まで…………… 1 5 3

（議案第 1 号）

討論・表決…………… 1 5 3

（議案第 2 号）

討論・表決…………… 1 5 3

（議案第 3 号から議案第 51 号）

委員長報告

予算決算常任委員長…………… 1 5 3

総務文教常任委員長…………… 1 5 7

産業厚生常任委員長…………… 1 5 9

（議案第 3 号から議案第 12 号まで及び議案第 14 号から議案第 51 号）

質疑・討論・表決…………… 1 6 0

（議案第 13 号）

討論	1 6 0
川田栄子議員（反対）	1 6 0
表決	1 6 2
○日程第 2 議案第 5 2 号から議案第 5 5 号まで	1 6 2
（提案理由の説明）	
議会運営委員長	1 6 2
質疑・討論・表決	1 6 2
○日程第 3 委員会調査について	1 6 3
継続調査	1 6 3
○日程第 4 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号	1 6 3
（提案理由の説明）	
野々下昌文隆議員	1 6 3
井上 将議員	1 6 5
質疑	1 6 6
委員会付託省略	
（意見書案 1 号）	
討論	1 6 6
川田栄子議員（反対）	1 6 6
今城 隆議員（賛成）	1 6 8
東 新議員（反対）	1 6 9
表決	1 7 0
（意見書案 2 号）	
討論	1 7 0
野々下昌文隆議員（反対）	1 7 0
川田栄子議員（賛成）	1 7 1
東 新議員（反対）	1 7 2
表決	1 7 3
（閉会挨拶）	
市 長	1 7 3
閉 会（午前 1 1 時 4 6 分）	
委員会審査報告書	1 7 6
閉会中の継続調査申出書	1 8 1
意見書案第 1 号	1 8 4
意見書案第 2 号	1 8 6
— — — — — • • — — — — —	
付 録	
一般質問通告表	付一 1

議決結果一覽表.....	付一	6
議案.....	付一	6

令和 7 年
第 1 回宿毛市議会定例会会議録第 1 号

1 議事日程

第 1 日（令和 7 年 3 月 3 日 月曜日）

午前 10 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

○諸般の報告

○行政方針の表明

第 3 議案第 1 号から議案第 51 号まで

議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3 号 令和 6 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4 号 令和 6 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5 号 令和 6 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6 号 令和 6 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 7 号 令和 6 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 8 号 令和 6 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9 号 令和 6 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第 10 号 令和 6 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 11 号 令和 6 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 12 号 令和 6 年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第 13 号 令和 7 年度宿毛市一般会計予算について

議案第 14 号 令和 7 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 15 号 令和 7 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第 16 号 令和 7 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第 17 号 令和 7 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第 18 号 令和 7 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第 19 号 令和 7 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第 20 号 令和 7 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第 21 号 令和 7 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第 22 号 令和 7 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

議案第 23 号 令和 7 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 24 号 令和 7 年度宿毛市水道事業会計予算について

- 議案第 25 号 令和 7 年度宿毛市下水道事業会計予算について
- 議案第 26 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 27 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 28 号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第45号 宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例について

議案第46号 権利の放棄について

議案第47号 権利の放棄について

議案第48号 指定管理者の指定について

議案第49号 市道路線の認定について

議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第51号まで

3 出席議員（14名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	10 番 川 村 三千代 君
11 番 高 倉 真 弓 君	12 番 野々下 昌 文 君
13 番 松 浦 英 夫 君	14 番 寺 田 公 一 君

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長	中 平 純 君
兼調査係長	
議事係 長	福 井 佑 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企画課 長	谷 本 裕 子 君

総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	桑 原 一 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君
市民課 長	岡 本 武 君
税 務 課 長	朝比奈 淳 司 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	川 村 志 保 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	太 田 芳 宏 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所 長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
学校教育課長補佐	山 岡 理 奈 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所 長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所 長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（川村三千代君） これより、令和7年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番川村圭一君及び5番東 新君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告は、期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は令和7年第1回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、令和7年度の市政運営における重要施策につきまして、こちらの所信を表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

昨年は、元日に発生した能登半島地震をはじめ、4月には豊後水道を震源とする地震によりまして、本市では観測史上初となる震度6弱の揺れに襲われ、多くの家屋被害や負傷者も発生しました。

また、8月には、日向灘で発生した地震により、制度設立後初めてとなる、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、立て続けに発生した地震によりまして、災害への危機感が一層高まった年となり、私としましても、市民の皆様方の生命と財産を守るという使命を、改めて痛感をしたところでございました。

また、全国の自治体同様、本市においても、少子高齢化の進行と相まった急激な人口減少や、これに起因する労働力不足といった社会的課題に加えて、原材料費やエネルギーコストの上昇による物価高騰が続いており、私たちの生活に直接的かつ多大な影響を及ぼしています。

そのような中で、AIの急速な発展など、生活の様々な場面においてデジタル化が進められており、これまで当たり前だと考えられていた、価値観や概念が大きく変化している状況への対応を迫られてもおります。

このような状況に対して、真摯に向き合い、新たな挑戦を続けていくため、令和7年度の市政運営における重要施策についての所信を、これまでも取り組んでまいりました産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振

興の7つの柱に沿って、御説明を申し上げます。

まずは、第1の柱、産業振興でございます。

農業分野におきまして、市内外から新規研修生の受入れを積極的に行い、引き続き本市農業の活性化に努めるとともに、地域おこし協力隊制度を活用し、農業者を支援して地域の農業の維持に努めてまいります。

また、近年増加している野生鳥獣による農作物被害対策といたしまして、防護柵設置事業の促進や、射撃場の設備補助等による狩猟者への支援に努めてまいります。

林業分野におきましては、引き続き、地域おこし協力隊の募集や、すくも森林塾による自伐型林家の育成に努めるとともに、森林環境譲与税を活用し、未整備森林の整備が適切に行われるよう、取り組んでまいります。

水産業分野におきましては、漁業者の担い手確保及び育成支援はもちろんのこと、電子入札システムの導入など、DX化の支援を行ってまいります。

また、昨年は猛暑による海水温の異常な上昇がありました。こういった気候変動に対しても、関係機関と連携してまいります。

なお、地域の生産者や製造者を市内外にPRし、新たな販路につなげるため、毎年開催している宿毛まるごと産業祭につきまして、令和7年度も4月29日に開催する予定となっております。

来年度で12回となり、例年別日に開催しておりました、すくもサイクルフェスティバルを同時開催し、来場者が宿毛市の産業や、自転車を活用したまちづくりの理念に触れ、産業にも自転車にも興味を持っていただけるような、相乗効果を期待しております。

そのほか、令和7年度においては、大阪・関西万博が開催されます。

宿毛市と、特産品相互取扱協定を締結してい

る泉佐野市が、万博期間中に、まるかじりJAPANと称し、関係自治体を招いた物産館の出展やPRイベントを開催する予定となっており、宿毛市も特産品の販売や関係人口獲得のため、参加を計画しております。

いずれにおきましても、一次産業の基本である現場で日々汗を流し、苦勞をされている皆様に寄り添いながら、連携して一次産業を中心とした宿毛市の魅力を広く内外に発信をし、振興に努めてまいります。

次に、地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、令和5年の制度改正の影響を大きく受けたものの、新たな事業所の参加や、新規返礼品の追加に加え、特産品のPRと寄附者の利便性向上を図るための寄附金控除手続をオンライン化したことにより、1月末時点で、約4万6,000件、5億2,500万円を超える御寄附をいただいております。

宿毛市を応援してくださる全国の皆様をはじめ、返礼品の出品者の皆様に対しまして、この場をお借りして感謝を申し上げます。

いただいた御寄附は、小学校1人1台端末購入事業、保育料完全無償化事業、自転車関連事業、スマート農業推進事業など、教育・福祉・健康促進分野、産業振興など、寄附者の思いを大切にしながら、様々な事業に活用をさせていただきます。

今後も宿毛市を応援してくださる皆様がより一層増えるよう、寄附者の皆様に共感していただける、寄附金の使い道となる事業を充実させるとともに、水産物をはじめとする新たな返礼品の開発などにより、ふるさと納税事業の充実を図ってまいります。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業2社、高知西南物流センター協業組合23社が操業し、約870人が就労、宿毛湾港工業流通団地では、4社が操業し、約70名が就労して

います。

両工業団地につきましては、本市での雇用創出や工業出荷額を大幅に押し上げるとともに、継続した設備投資や、従業員の方々の市内消費に伴う経済波及効果、産業の集積など、地域経済へ多大な貢献をいただいております。

これから専任窓口を設置し、各種優遇施策の実施など、できる限りの支援に努めてまいります。

工業団地をはじめとする企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少に加え、不安定な国際情勢とそれに伴う物価高など、先行きが不透明な状況は依然として続いておりますが、今後もあらゆる場面を通じて企業ニーズの把握に努め、両工業団地の立地企業や市内事業者、高知県など、関係機関との連携を密に図ることで、効果的な支援や社会情勢の変化に応じた企業誘致を推し進め、産業振興につなげてまいります。

また、工業団地を含め、市内事業者の多くが人材の確保に苦勞しており、本市の喫緊の課題となっております。これまで同様、市内高等学校を対象とした企業説明会の開催はもとより、採用者数を上げるため各事業所が取り組んでいる認知度の向上を目的としたPR活動に対しても、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

続いて、第2の柱は、観光振興でございます。

本年度は、春の観光びらきを皮切りに、市民祭宿毛まつりや、寒蘭の里とさ宿毛展示大会、土佐はし拳全日本選手権大会宿毛場所など、年間を通じて多彩な催しが開催されました。

これらのイベントは、市民の皆様や観光客にとって、宿毛市の魅力を再発見する貴重な機会となりました。

特に、本市の核となる観光施設である、道の駅すくもサニーサイドパークと、宿毛まちのえき林邸では、それぞれの指定管理者による創意

工夫に満ちたイベントが行われました。

11月には、道の駅・まちのえき、初の連携事業として、道の駅で肉フェス、まちのえきでパンフェスが同時開催され、来場者数は4,000名にのぼりました。

この事業は、土佐の豊穰祭2024の幡多会場イベントとして位置づけられ、両施設の指定管理者による取組は、本市の交流人口拡大や、市街地活性化に大きく貢献してくれております。

このような観光需要の高まりが見られる中、本年度は、本市の特産品や一次産品などを、宿毛市を訪れる多くの人に知ってもらい、また、購入してもらうために、宿毛物産館の建設に取り組んでまいります。

建設地としましては、令和5年度のリニューアルオープン後、集客力が急激に高まっている、道の駅すくもサニーサイドパーク敷地内を予定しております。

また、本市における滞在型観光を充実させるため、観光協会や観光関連施設の指定管理者と連携しながら、既存イベントのブラッシュアップや、新たな体験型メニューの造成を図り、宿毛市を訪れる人々にとって、魅力的な観光地となるよう目指してまいります。

先ほども少し触れましたが、令和7年度には、大阪夢洲で大阪・関西万博が開幕します。高知県も万博会場において、県産品の販売促進や、観光誘客につながるイベントを開催する予定であり、高知発祥のよさこい祭りと、300年以上続く街路市の魅力が体験できる物販ブースを出展することとなっています。

幡多地域も、県と足並みをそろえて、幡多広域観光ブースの出展を計画しておりますので、幡多の市町村とともに、本市の魅力を国内外に発信してまいります。

近年、全国的にインバウンド需要が高まっていますが、幡多地域では外国人宿泊者数の伸び

率が、全国と比較して低い状況が続いています。外国人旅行者の増加は、宿泊者数の増加に直結し、本市での滞在時間が延長されることは、地域経済の好循環にもつながります。

幡多広域観光協議会では、令和5年5月に高知県と台湾を結ぶ定期チャーター便が就航したことに伴い、国外向けモニターツアーやセールス活動を実施し、幡多地域の認知度向上や、ツアー商品としてのブランディングを進めるとともに、多言語版観光ガイドブックの制作や、ホームページの多言語化など、インバウンド受入体制の整備を行っています。

本市も、幡多広域でのこうした取組と連動し、さらなる観光振興に努めてまいります。

また、高知県唯一の有人離島である沖の島・鵜来島につきましては、多種多様な海洋生物が生息し、抜群の透明度を誇る海や、四国百名山、妹背山など、魅力ある自然が数多く残されています。

本年度には、訴求力を重視した沖の島での観光イベントの開催や、SNSでの活用を見据えたPR動画の制作、住民の移動だけでなく、島を訪れる観光客の利用を考慮した、新たな移動手段であるグリーンスローモビリティの導入など、観光客を呼び込み、交流人口の拡大を図るための取組を行いました。

これまでの取組を最大限に生かし、沖の島・鵜来島の観光振興を推し進めてまいります。

また、本年度、クルーズ船の年間寄港回数は延べ6隻と過去最多となり、令和7年度も既に4回の寄港が予定されています。

クルーズ船の寄港による波及効果には、観光消費などの直接効果に加え、寄港地情報など、様々な面で認知度の向上が図られるなど、多くの効果が期待されています。

クルーズ船の寄港における四国西南地域の玄関口として再評価されつつあるこの機会を生か

し、クルーズ船の寄港地としての定着が図られるよう、引き続き寄港誘致活動を推進してまいります。

第3の柱は、防災対策でございます。

冒頭でも触れましたが、昨年は元日に発生した能登半島地震を皮切りに、4月には豊後水道を震源とする地震により、本市では観測史上初となる震度6弱の揺れに襲われました。また、8月には、日向灘を震源とする地震により、南海トラフ地震臨時情報が発表され、これら一連の地震を受けて、本市でも緊迫した状況になるなど、改めて、危機管理、防災対策の重要性を認識した年となりました。

このように、いつ発生するか分からない災害への対策において、最も重要となるものは、自助であると、改めて感じております。

各家庭で取り組んでいただく自助としての備蓄や、避難行動など、各自でできる、命を守る対策の推進に努めてまいります。

その中でも、能登半島地震で大きな被害が出た家屋の倒壊については、南海トラフ地震による激しい揺れが想定されている本市においても、同様の被害が発生するおそれがあり、地震対策の一丁目一番地として、住宅の耐震を促進しています。

本年度からは、住宅の耐震設計や耐震補強工事に対する補助金を大幅に増額し、多くの市民の皆様にご活用いただき、令和5年度比で約3倍の実績となっています。

令和7年度においては、本年度比で約1.5倍となる予算を計上しており、さらなる住宅耐震の促進に努めてまいります。

また、災害時に重要となる共助につきましては、本年度、新たに2つの自主防災組織が設立され、目標としていた組織率100%を達成できました。

しかし、地域における高齢化や人口減少が進

む中で、活動が難しくなっている組織があることも承知をしております。

これらを踏まえて、今後は自主防災組織の目標を、これまでの組織率から活動率に変更し、共助への支援体制を、新たな目標で強化してまいります。

また、本年度においては、自主防災組織の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様の御協力の下、平成30年度以来となる、宿毛市総合防災訓練を開催しました。今後も関係団体と連携した訓練を実施し、各種災害に備えていきます。

そして、市が担う公助につきましては、市庁舎の高台移転や津波避難タワーの整備、各地区での防災学習や防災訓練など、これまでもハード・ソフト両面の対策について、命を守る対策、命をつなぐ対策、そして生活を立ち上げる対策というフェーズに分け、スピード感を持って取り組んでまいりました。

このような中、東日本大震災では、復興事業の着手の遅れにより、住民や企業が疲弊し、それによって多くの人口流出につながったという事実から、来る南海トラフ地震においては、この教訓を生かし、令和5年度から、宿毛市事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでいます。

この計画では、命を守る、生活を再建する、なりわいを再生する、そして、歴史・文化を継承するという4つの柱を基本目標に据え、様々な角度から検証を行い、計画作成に取り組んでおり、令和6年度は、津波の浸水予測がされている沿岸部を4つのブロックに分け、応急期や復興期における住まいの確保などをテーマに、各ブロックにお住まいの市民の皆様に参加いただいた地域ワークショップを開催し、様々な御意見や御提言をいただいたところでございます。

令和7年度においても、引き続き、この地域ワークショップを開催し、住まいや地域産業、暮らしの維持・向上について議論を重ね、発災

後の復興イメージを市民の皆様と共有しながら、よりよい復興を実現するための計画策定に取り組んでまいります。

そのほか、令和7年度には、国の新たな交付金制度、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、避難所にトイレや簡易ベッド、テント式パーティションなどを整備し、避難所の生活環境改善に取り組むとともに、本年度から希望ヶ丘に移転した宿毛警察署や、幡多土木事務所宿毛事務所と近接する強みを生かし、連携をより強化することで、公助の取組をさらに推進してまいります。

次に、地域防災の担い手でもあります消防団の再編成につきましては、令和4年度に策定した宿毛市消防団再編計画に基づき、取組を進めています。

本年度は、津波浸水想定区域内にある片島分団の4か所全ての詰所を希望ヶ丘に集約移転するための建築工事に着手しており、令和7年度秋頃の完成を目指しております。

この詰所につきましては、団員の作戦会議室、男女別のトイレ、更衣室及びシャワー室などを整備するとともに、自家発電設備など、発災後の活動を行うための拠点機能を整備し、災害などに備えたいと考えております。

また、令和7年度は、片島分団詰所建築工事と並行して、大島地区にある消防車両の車庫を、大島地区の高台に整備いたします。

今後も、宿毛市消防団再編計画に基づき、団員や地区住民の皆様と協議を重ねながら、津波浸水想定区域内にある全ての詰所等の集約移転に取り組んでまいります。

第4の柱は、人口減少対策でございます。

移住・定住に関する取組につきましては、宿毛市を知ってもらうきっかけづくりや、交流人口、関係人口の拡大に向け、移住イベントや、SNSを活用し、本市をPRするなど、移住促

進の取組を進めてまいりました。

令和6年度におきましては、移住スカウトサイトの活用や、移住者へのインタビュー記事の投稿など、新たな取組を進めました。

そのほか、都市部での移住イベントに加え、幡多6市町村が主催する移住イベントを神奈川県で開催し、移住希望者の呼び込みや、本市を知ってもらうきっかけづくりを行いました。

また、移住を検討している県外の若者などが、市内事業所で就労体験することにより、宿毛市の暮らしを体験できるふるさとワーキングホリデー事業を活用し、関係人口拡大に向け、地域住民との交流を支援してまいりました。

その結果、今年度は1月末時点で、昨年度を上回る76組103名の方々が移住されております。

令和7年度につきましては、より多くの移住潜在層にアプローチをかけるため、SNSでの情報発信をより強化し、ふるさとワーキングホリデー事業の拡充を図るとともに、引き続き、Uターン促進奨学金返還支援助成事業や、子育て世帯移住支援事業などの移住に関する各種支援事業を実施することで、移住された方々に、宿毛市に住み続けていただけるよう、移住後の定住支援にも取り組んでまいります。

このほか、婚姻数の増加を目指し、若年層交流イベントの定期開催や、イベント後のフォロー体制を充実させ、出会いのきっかけづくりを支援いたします。

また、本市独自の副読本「日本を築いた人びと」などを活用した郷土の偉人についての学習や、宿毛の文化、産業などについての体験活動を通じて、子供たちの郷土愛を育み、学校給食の献立を生きた教材とする食育授業や、地元の食材を使った調理実習などを行い、郷土の食文化や、地場産物に対する子供たちの理解と関心を深めることで、人口流出の防止及びUターン

促進につなげてまいります。

これらの取組を実施することで、定住人口の増加、少子化対策を図り、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

第5の柱は、子育て支援対策でございます。

子育て支援に関わる取組としましては、これまでの取組を検証し、地域の特性や子育て家庭のニーズを把握しながら、第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、取り組んでいるところでございます。

計画策定後は、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業や、子ども・子育て支援を推進し、子供の健やかな成長のために、より質の高い幼児期の教育・保育の実施や、ニーズに沿ったサービスの提供に努めてまいります。

また、令和7年度は、雨の日や暑い日などに親子で一緒に過ごせる場所づくりの検討を行うとともに、津波浸水区域にある保育園の対策を加速させ、安心・安全な幼児教育・保育の充実に取り組んでまいります。

次に、学校教育におきまして、本市の多くの小・中学校は老朽化が著しく、安全・安心で快適な教育環境を保持するためには、適宜、改修等が必要な状況となっております。

令和7年度は、特別教室などへのエアコン設置や、照明のLED化に向けての設計業務に取り組むとともに、小学校のGIGAスクール端末の更新を行い、教育施設や教育環境の充実・整備に努めてまいります。

次に、食育の拠点となる学校給食センターの建設につきましては、今年3月に建物が完成し、その後、新センターの周辺整備や、アクセス道路の舗装工事、調理備品の搬入などを行い、令和7年9月より供用開始の予定となっております。

また、昨今の物価高騰に伴い、あらゆる食材の価格が高騰し、給食事業の運営も非常に厳し

い状況にあり、令和6年度より各家庭からいただく給食費は、1食当たり70円の値上げを行ったところですが、その後も食材費の高騰は続いており、来年度より、さらに40円値上げさせていただかざるを得ない状況となっております。

このような状況の中、子育て支援を重点施策とする本市では、物価高騰に伴う子育て世帯の負担軽減を図る観点から、引き続きまして、令和7年度につきましても、児童生徒における給食費値上げ相当額を公費補填をいたしまして、栄養価はもとより、質と量を確保し、魅力あふれる学校給食の提供に取り組んでまいります。

第6の柱は、高齢化社会対策でございます。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎え、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。この中で、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けることができるように、介護予防や、認知症予防などを通じて、高齢者の社会参加を推進し、支え合いのまちづくりにつながる取組を強化してまいります。

具体的には、介護予防では、地域住民の皆様が主体となり、いきいき百歳体操を行う、介護予防自主グループの立ち上げや、継続への支援を行い、高齢者自らが健康寿命を延ばすことを目指した介護予防講演会を開催しました。

そのほかに、認知症予防として、オンライン健脳カフェや、e-スポーツの取組を継続して行うなど、一人ひとりの状態像に応じて、高齢者自らが介護予防活動や社会参加などができるよう、様々な取組を進めています。

令和7年度も、高齢者を支える仕組みである地域包括ケアシステムの構築・深化の実現に向け、地域元気クラブや、介護予防自主グループ、あったかふれあいセンターを軸に、主体的に取り組む自助を基本とし、地域の支え合いによる

互助を育む事業や、活動を推進します。

これにより、高齢者の皆様が、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して生活ができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、身寄りのない高齢者や、高齢夫婦世帯、認知症高齢者、老老介護など、支援の必要な高齢者もますます増加することが見込まれており、成年後見制度利用促進に係る中核機関設置や、意思確認シートの普及など、医療、介護、保健、福祉の各分野の連携にも努めてまいります。

最後に、第7の柱は、文化芸術とスポーツ振興でございます。

文化芸術の推進は、市民一人ひとりが心にゆとりと潤いを実感できる社会を実現する上で、不可欠なものであります。

中央公民館においては、令和7年度も市民の多様な学習要求に応えられるよう、宿毛市展や、芸術祭などの芸術・文化に親しむ機会を提供し、公民館の各種サークル活動の育成支援を行うなど、市民及び文化団体等が自ら行う文化活動を支援するとともに、宿毛市市民講座を引き続き開催し、市民の方々に学びの機会を提供することで、豊かで生きがいのある生活を実感していただくよう、取り組んでまいります。

また、宿毛歴史館においては、令和7年度においても、宿毛観光市民ガイドの会と連携し、継続して子ども町歩きボランティア育成事業を実施するとともに、文化財の維持管理と、保護及び活用に努め、地域の芸能・伝統文化の継承・発展にも努めてまいります。

坂本図書館では、図書資料の充実はもとより、市民ボランティアの方々との連携を強化し、市民の自主的な読書活動を推進するとともに、引き続き図書館内でのイベントを企画し、来館者を増やす機会を設けるなど、より市民に親しまれ、利用しやすい図書館運営を目指してまいり

ます。

引き続き、宿毛市の文化芸術活動のさらなる発展を目指し、文化の多様性を維持しながら、時代のニーズに応じた取組を進めてまいります。

次に、スポーツ振興につきましては、本年度に引き続き、令和7年度もNPO法人宿毛市体育協会をはじめとする各種スポーツ団体や、スポーツ推進委員などと連携し、サイクルフェスティバルや、宿毛マラソンなどのスポーツイベントなどを通じて、多くの市民が体力や年齢、技術に応じて、生涯スポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた市民の心身の健康増進と、健康長寿社会の実現を目指します。

また、誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整備するため、各種社会体育施設の維持管理を行っておりますが、本年度は、高知県及び幡多管内の市町村にも費用負担いただいた、宿毛市総合運動公園陸上競技場の改修工事が完了し、3種公認を更新することができました。

令和7年度においては、和田体育館の照明LED化事業等を予定しており、今後も計画的に社会体育施設の改修を促進してまいります。

また、部活動の地域連携・移行の推進につきましては、子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域連携や、地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブの充実や、クラブチームの体制強化なども推進することで、子供のニーズに応じた、多種多様なスポーツを安全に実施できる環境を目指します。

今後も市民の皆様が健康で心身ともに充実した生活を送ることができるよう、スポーツ振興に取り組んでまいります。

以上が、私が掲げる重点施策である、7つの柱の内容でございます。

このほかにも、デジタル技術が急速に発展す

る中、デジタルは地方の社会課題を解決し、新たな価値を生み出すため、国は、新しい資本主義の重要な柱の一つとして、全国どこでも、誰もが便利で快適に暮らせる社会であるデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの実装を通じて、地域の社会課題の解決と魅力の向上に取り組んでいます。

そうした中、宿毛市では令和6年2月末から、マイナンバーカードを活用した、宿毛IDサービスの提供を開始いたしました。

主なサービス内容として、保育園に園児が登降園する際に、マイナンバーカードをかざすことで、保護者がスマートフォンを使ってリアルタイムで確認ができることに加え、園からのお知らせや連絡帳などの情報共有も、アプリで行えるようになりました。

また、コミュニティバスの割引証明や、坂本図書館の利用カードとして使用できることに加え、市の施設やイベントなどに行くことで、ポイントが貯まるサービスを提供しております。

貯まったポイントは景品の応募に利用できるほか、未来投資型寄附プロジェクトとして、市内の子供たちが発案したプロジェクトを実現するために、寄附することもできます。

サービス開始から、約1年が経過する中、目標としておりました登録者数2,000人を間もなく達成する見込みであり、多くの市民の方々に利用されていることを実感しているところでございます。

ポイントをためることが楽しくなり、いきいきサロンの継続的な施設利用や、イベントへの積極的な参加など、外出する機会がこれまでよりも増えたといったお声もいただいております。市民の皆様が健康増進に寄与していることに、私自身うれしく思っている、そういったところでございます。

また、未来投資型寄附プロジェクトの第一弾といたしまして、宿毛市の未来を担う若者である宿毛高校の生徒の皆様から、プロジェクトの提案をいただいた駅前公園津波避難タワーへの公衆無線Wi-Fi整備につきましては、クラウドファンディング形式でポイント寄附を募ったところ、寄附開始から約1か月で目標ポイントに到達をいたしまして、本年度中の整備に向けて、現在、工事を行っているところでございます。

第二弾の、未来投資型寄附プロジェクトにつきましても、現在、準備を進めており、近々プロジェクト案をお知らせできる予定となっておりますので、子供たちが考えたプロジェクトへの、ポイントを寄附することで、事業化につなげる、未来投資型寄附への御協力を、ぜひお願いをしたいと思います。

また、令和6年度は、コミュニティバスにおきましても、宿毛IDを活用した新たな取組を行っており、バス乗降時に、宿毛IDを利用させていただくことで、バスの乗降場所や利用人数、時間帯などの情報が収集できる仕組みを構築し、運用しております。

収集した情報を基礎データといたしまして分析をし、運行経路などの見直しを行うことで、市民の皆様の利便性向上に寄与できるものと期待しているところでございます。

令和7年度におきましても、宿毛IDサービスを活用した人口減少対策事業に取り組むこととしており、地方からデジタルの実装を進めることで、地方と都市の格差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる、デジタル田園都市国家構想の実現のため、引き続き、全国のトップランナーとして、国と連携をいたしまして、マイナンバーカードを活用したデジタル施策を推進してまいります。

そして、昨年11月27日に締結しました、

石川県小松市との姉妹都市提携は、本市にとって初の姉妹都市提携となりました。

両市の絆は、小松製作所の創業者である竹内明太郎氏という偉大な先人によって生まれ、今日まで官民一体となって交流を深めてきた御縁によるものであり、この提携によって、両市の絆はより強固なものになると考えているところでございます。

今後は、産業・教育・スポーツ・文化など、幅広い分野におきまして、交流を活性化させていきたいと考えており、令和7年度には、小松市へ市内の小学生を派遣する事業を実施し、子供たちが小松市の文化に触れ、友情を育むことで、未来を担う人材へと成長してくれることを期待をしているところでございます。

これからも、本市と小松市が、互いに尊重し、支え合い、ともに発展していくことを心より願っております。

このように、宿毛市は、歴史的な積み重ねの中に今があり、我々の現在の選択が未来を切り拓いていきます。

宿毛市がさらなる発展を遂げるためには、市民一人ひとりの力が必要です。地域の皆様とともに手を携え、未来に向けた明るいビジョンを描いていくため、これからも、不撓不屈の精神で市政運営に取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、令和7年度へ向けての私の所信表明とさせていただきます。

どうか1年間、よろしくお願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第51号まで」の51議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、引き続きまして、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち2名の委員が任期満了となりますので、現委員の黒萩幹男氏を、引き続き選任し、また三本義男氏につきましては、後任として、新たに山戸達朗氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号は、「令和6年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

主な内容としましては、職員の早期退職による退職手当及び国の新たな交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した、避難所における生活環境改善事業に係る予算の計上により増額となる部分もございますが、全体としては、決算額を見込んだ減額補正の影響により、総額で4億906万9,000円を減額しようとするものです。

議案第4号から議案第11号までの8議案は、令和6年度各特別会計の補正予算でございます。

内容につきましては、決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第12号は、「令和6年度宿毛市水道事業会計補正予算について」でございます。

内容につきましては、議案第3号と同様に、国の新たな交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、災害時に活用する給水タンクや、附属品を購入する費用として、753万5,000円を計上しておりますが、建設改良費の減額により、総額としては302万円の減額補正となっております。

議案第13号は、「令和7年度宿毛市一般会

計予算について」でございます。

総額で146億7,452万6,000円を計上しており、本年度当初予算と比較して1.97%の増、金額にして2億8,331万5,000円の増額予算となっております。

内容につきましては、資料としてお手元に配付しております「令和7年度当初予算の概要」に、各種新規事業や継続事業を掲載しておりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

議案第14号から議案第25号までの12議案は、令和7年度各特別会計予算並びに水道事業会計予算、及び下水道事業会計予算についてでございます。

10特別会計の総額は、62億3,901万3,000円を計上しています。

次に、企業会計である水道事業会計は、8億1,495万4,000円を、そして下水道事業会計は、9億2,228万9,000円を計上しております。

議案第26号は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、関連する宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、以下3条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、刑法等の一部を改正す

る法律が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、関連する宿毛市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、以下4条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号は、「宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、仕事や育児、介護等との両立の支援拡充を目的に、国の人事院規則が改正されたことに伴い、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、「宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の部分休業制度が拡充されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和6年度の人事院勧告に準拠した改正や、令和7年度から等級別基準職務表を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第31号は、「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第30号と同様に、令和6年度の人事院勧告に準拠し、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、「宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国の人事院規則においては、災害現場における職員の災害応急作業等手当が支給されることとなっていることから、

本市においても、市外の災害応急作業に派遣される職員に当該手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、国家公務員退職手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号は、「宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、私立学校法及び公益信託に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、「宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、株式会社日本投資事業団様より御寄附いただきました寄附金を原資に創設した本基金について、日本投資事業団様より1,000万円の追加寄附をいただいたことから、設置目的を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、「宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本市の英語指導助手については、外国青年招致事業を活用し、市内小中学校に派遣していますが、本事業における英語指導助手の報酬額の見直しが行われたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、「宿毛市災害弔慰金の支給

等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、弔慰金支給の可否を判断する災害弔慰金等支給審査会を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号は、「宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市環境管理センターにおける一般廃棄物処理手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、「上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和6年度の人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、「宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術

管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、「宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、下水道法施行令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号は、「宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例について」でございます。

内容につきましては、本基金は決算剰余金を積立て、施設の整備拡充に充当してきましたが、平成25年度以降積立て実績がなく、かつ残高もない状態が続いており、今後も同様の状況が見込まれることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第46号及び議案第47号は「権利の放棄について」でございます。

内容につきましては、議案第46号は、平成26年度に発生した本市所有の発電機盗難事件に伴う未返済額分の損害賠償請求権を、議案第47号は、水道料金の未収金を、それぞれ放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号及び議案第50号は「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、宿毛団地43号線、及び宿毛団地44号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月4日から3月9日までの6日間休会し、3月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時59分 散会

令和7年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（令和7年3月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦 尻 学 典 君
3番 小 谷 翔 太 君	4番 川 村 圭 一 君
5番 東 新 君	6番 今 城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三 木 健 正 君
9番 川 田 栄 子 君	10番 川 村 三千代 君
11番 高 倉 真 弓 君	12番 野々下 昌 文 君
13番 松 浦 英 夫 君	14番 寺 田 公 一 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中 平 純 君
議事係 長	福 井 佑 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会	桑 原 一 君
事 務 局 長	
危機管理課長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	岡 本 武 君

税 務 課 長	朝比奈 淳 司 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	川 村 志 保 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
産業振興課長補佐	田 中 博 幸 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	太 田 芳 宏 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

今回は、インバウンド振興について、公共施設の適正配置について、移住相談についての3点についてお聞きしたいと思います。

それでは、早速、1点目の本市におけるインバウンド振興と対応について、お聞きします。

昨年の国内年間訪日外国人数は約3万6,860万9,900人で、前年比で47.1%増加し、2019年の3,188万人を約500万人以上上回り、過去最高を記録しています。

また、高知県で見れば、年間で約445万3,000人が高知県を訪れ、これは2003年以降で2番目に多い数字とのこと。

このように、コロナ禍で減少した外国人観光客は回復傾向にありますが、その要因としては、海外クルーズ船の寄港や、台湾の桃園国際空港を結ぶチャーター便が運航されるなど、新たなアクセスや交通インフラの向上によって、比較的高知県にも行きやすくなったことが考えられます。

本市においても、昨年、大型豪華客船のバイキング・エデンが寄港するなど、外国人観光客の増加の影響を受けておりますが、本市におけるインバウンドの現状についてお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） おはようございます。3番、小谷議員の一般質問にお答えを

いたします。

近年の全国的なインバウンド需要の高まりの中で、本市に宿泊を伴って訪れている外国人旅行者の数は、令和5年度で723人、令和6年度、4月から12月までの9か月間で1,007人と、増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

宿泊を伴う方ということですので、宿泊を伴わない、例えば通過点として訪れる方は、もう少しまた多いのではないかなと思います。

現状についての把握ができましたので、次に移らせていただきます。

まず、このインバウンドの質問を思いついたときに、本市がどのような戦略を取っているのか確認をしたく、宿毛市振興計画を確認させていただきました。

計画内の政策目標の2、学びと交流で明日の人を創る。基本政策の5、観光の振興、主要施策の5、広域連携による観光振興の促進の中に、インバウンド観光振興事業がありました。

確かに、観光客の誘致や増加による影響は本市単独のものではなく、自然景観や歴史的な名所が多数存在し、観光客に魅力的なスポットが点在している幡多地域6市町村それぞれの観光力と言いますか、努力によるものと思います。

振興計画に戻ると、このように記載があります。

幡多地域6市町村と、幡多広域観光協議会が連携し、観光資源や地域資源を広域的にネットワーク化することで、エリアとしての発信性や、滞在性の向上を図り、この効果を宿毛市への誘客につなげていきます、とあります。

それでは、ここの部分で、具体的にはどのように広域連携による観光振興などの戦略について、本市として考えているかをお聞きいたしま

す。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、小谷議員の質問にお答えをいたします。

インバウンド、観光振興事業としましては、幡多広域観光協議会が実施をしておりますインバウンド対応商品の造成やセールス活動、ウェブページの作成等の事業に、本市も連携をして取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

インバウンドへの対応商品であったり、ホームページ等々での対応をされているというのが、それが幡多広域観光協議会がなされている事業というか、実施となっておるみたいです。

こういったところを踏まえて、今後、宿毛市内に外国人観光客が増加した際に、まちとして受入れができるのかが非常に気になります。

課題になってきそうなのは、観光客が来そうな宿泊施設や飲食店、小売店は多言語対応ができていいのか。また、案内表示も同様に、外国人観光客も分かりやすい仕様になっているかです。

やはり、急に外国人観光客が訪れると驚く事業者も多くいるようですし、コミュニケーションが取れなければ、それがトラブルの原因になる場合も考えられます。

先ほど答弁にありました幡多広域観光協議会のしている事業自体は分かるのですが、本市としてインバウンドの振興を考えているのならば、町全体で受け入れる準備を並行して進めるべきと考えますが、本市としての考えをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

全国的なインバウンド需要の高まりや、先ほど議員も御紹介されましたように、台湾直行の定期チャーター便就航の影響もあって、高知県における外国人観光客は順調に増えてきておりまして、少しずつではありますが、その流れは本市にも及んでいるところございます。

本市独自の取組といたしましては、これまでも、令和3年度に本市ホームページ内、まちのえき林邸の概要説明文の英語表記でありますとか、令和5年度にリニューアルオープンいたしました道の駅すくもサニーサイドパークに、据置き型翻訳機の設置などを行っております。

また、令和7年度につきましては、観光ガイドブックの多言語対応も計画をしているところでございます。

この外国人観光客の受入れ体制についての質問でございましたが、高知県におきましては、令和7年度に外国人観光客消費拡大事業といたしまして、飲食店や土産物店を営む観光事業者向けのセミナーを開催する予定とお聞きをしておりますので、市としましても、市内事業者への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、本市におけるインバウンドの受入れ体制は、現在、緒に就いたばかりでございますが、外国人観光客の取り込みは、本市の観光振興と地域経済の活性化に大きく寄与するものでございますので、関係機関と協力をいたしながら、インバウンド受入れ体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

林邸での英語表記であったり、サニーサイドパークでの翻訳機の据置きなど、また県のほうでも、セミナーを実施していただけるというところで、対応は取っていただけていると思いま

すけれども、事業者からすると、実際に店舗のほうに来られたときに、私自身も対応したことがありますけれども、パニックになるとか、どういうふうに対応したらいいかというところは難しく感じられる。

だからこそ、外国人の方への対応が遅れてしまうというのが現状にありますので、先ほど課長からも答弁があった、県のセミナーというのを広く周知をしていただければと思います。

そして、今回は事業者への支援などについてお聞きをいたしました。高知市で例を出すと、高知観光情報発信館とさてらすでは、英語対応が可能なスタッフの方が観光情報を提供しており、また観光スポットや施設では、無料Wi-Fiサービスが提供されています。

観光についての課題は多岐にわたると思いますが、本市を訪れる人々の利便性を上げることで、また訪れたいと思わせることも可能だと思います。

今後も対応について、ぜひ力強く推進していただきたいと思います。

それでは、続きまして、公共施設の適正配置について、お伺いをいたします。

公共施設の適正配置とは、地域住民の利便性や効率性を考慮し、教育、医療、福祉、文化などの施設を最適な場所に配置することを指します。

これによって、サービスの質の向上や、行政コストの削減が期待されます。

本市においても、少子高齢化や過疎化が進行しているため、公共施設の統廃合や再配置が重要な課題となっておりますが、本市では、宿毛市公共施設等総合管理計画を策定しており、その中で、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や、地方交付税の削減等により、財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面等、公共施設等を通じ

た安全安心で、利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともにつくっていくことが重要課題とあります。

各地域にある公共施設について、地域ごとのニーズや、民意の収集について行っているか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

それぞれの公共施設につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、どこにどう配置すればいいのか、適正な配置を考えていかなければならないと思いますので、全てが全て、地域の方々に意見集約をしているということではないのですけれども、これまで設置してきた関係で言いますと、それぞれの地区の意向であったり、地区を広げた各旧自治体、旧町村の意向であったりということで、ある程度の地域のニーズを把握した形で設置してこられたということだと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほどの、ある程度、地区の意向であったり、例えば旧市町村の意向というのもお伺いをした上で、配置をされているということでしたが、例えば建物を本来の目的から使わなくなった後に、地域住民を主として使用していたところが、地区の人口減少や、主に使用していた人が使わなくなってしまうことも、今後、想定をされてくるのではないかなと思います。

使わない建物は老朽化が激しく、崩壊の危険性や、地区の景観にとってもよくないと感じますし、地区で使用頻度を上げていくことも、今後は難しいのではないかと感じます。

廃止した施設の再利用について、どのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

市有施設全体の方向性につきましては、先ほど御質問にありましたように、宿毛市公共施設等総合管理計画において、現状の人口規模に応じた施設の集約や、長寿命化などに取り組んでいくこととしております。

具体的には、個別計画である小・中学校であれば、宿毛市立小中学校再編計画、公営住宅であれば、宿毛市公営住宅等長寿命化計画といった、各計画において方向性を示しております。

それらの計画の中で、現状の老朽化施設については、統廃合について避けて通れないものがありますが、その決定に際しては、当然、所在する地域や、関係者の皆様との協議を経て決定していくものであり、統廃合後に用途廃止となる施設が利活用可能なものについては、地域や議員をはじめ、関係者の皆様の御意見を尊重しながら、予算措置の可能な範囲で対応して、利活用をさせていただくという方向にしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

答弁にありましたように、計画において、各長寿命化であったり、集約、統廃合について、計画を立てられているというところで、確かに使わなくなった建物で、例えばもう一度インフラを通して再使用していくというところは、かなり金額的にも大きくはなってきますし、費用対効果という面で考えても、なかなか合わない部分があるかとは思います。

ただ、例えば廃校になった施設であったりとか、地区に管理をお願いして、そのままにする状態ではなくて、使えるのであれば、第二、第三の利用方法を検討するべきではないかと思

います。

廃校になった学校など、一般管理財産になったような建物につきましては、利用が現状、想定をされておらず、公共施設を借りる際のような申請が難しく、気軽に借りれるものではないとお聞きをいたしました。

借りる市民の安全面と、両側面で考える必要はあると思いますけれども、建物は使ってこそのものであります。

利用の方法を地区に限定し過ぎずに、広く市民から取ることで、よい意味で想定外の活用ができる場合もあるのではないかと思いますので、その点を提案をさせていただきます。

続きまして、宿毛市交流複合施設さくらの利用について、お伺いをいたします。

宿毛市内の公共施設の再利用策として、私個人としては、成功例と感じております「さくら」ですが、本質問は、前回12月議会にて文教センター並びに坂本図書館の若者利用促進について質問させていただいたときに気になり、それから数度、見に行かせていただきました。

午前中に見に行った際には、地域の方でしょうか、トレーニングに訪れたり、御高齢の皆さんが、すくもいきいきサロンに集まって談笑されていたこともありました。

また、先日お伺いしたときは夕方だったので、いきいきふれあいセンターで、ランドセルを置いて宿題をする小学生を見かけたこともありました。

まさに幅広い利用者層がうかがえたのですが、例えば中学生や高校生、さらに生産人口年齢の皆さんはどうでしょうか。

開所が、平日8時30分から17時30分まで、すくもいきいきサロンでは、土曜日も含まれますが、限定されていることから、なかなか使いづらい側面が感じられます。

「交流」と名称にもあるように、多世代での

交流もできるようになれば、よりよくなるよう感じられますが、この「さくら」の利用について、どうお考えかお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

本施設「さくら」は、庁舎移転に際して、庁舎跡の利活用について、住民の皆様と意見交換や、協議を重ねる中で、支所機能や地域の人々が集え、地域のにぎわいにつながる施設に転用してほしいという御意見を受けまして、整備をさせていただいた施設でございと思います。

「さくら」としてリニューアル後は、行政の窓口となる中央支所の設置や、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集える憩いの場として、あったかふれあいセンター、そして会議室と多目的スペースを整備し、多目的スペースでは現在、NPO法人元気な田舎ねe による物販も行っていただいているなど、地域の拠点施設になっていると考えております。

また、議員もお話しいただいたように、宿毛小学校に近接していることもあり、施設の共有スペースなどを中心に、小学生が勉強する場所として活用をいただいております。

現時点では、すぐに施設機能を変更することは想定しておりませんが、今後の状況によっては、御質問にあるように、若者が申請等必要なく利用できるフリースペースなどを設置するように、住民ニーズが変わってくるのであれば、ニーズに応じた検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

支所機能というところと、地域のにぎわいづくりの場というところで設置をしているというところで、先ほど御答弁にもありましたとおり、

誰もが使えるようにというところで、現状では施設機能を追加することは難しいというところでございますけれども、例えば、誰もが使いやすいようにというところで考えれば、土曜日までの限定的な開所ではなく、例えば日曜日での開所というところも、1点、機能を上げるというところではなくて、利用の期日を広げるというところでは、必要なのではないかなと思うのですけれども、その点について再質問させていただきます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

確かに開設を拡大するとなれば、管理上の問題も出てきますので、自由にどうぞ、誰でも使ってくださいよというわけにはいかないのかなと。一定の管理が必要になってくるかと思うので、その管理に係ることを考えると、すぐに拡大できるということにはならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

管理面の問題で、なかなか日曜日までは開けづらいというところですが、例えば、月に2日間であるとか、限定的でも構いませんので、もう少し使いやすくしていただくのいいのではないかなというところで考えております。

そこを思い至った理由というのが、私たちの青春時代に比べると、かなり中高生、集まれる場所というのは少なくなってきました。

当時であれば、ゲームセンターであったりとか、中高生が行っていいかどうかはまた別にしても、自分たちが集いやすい場所が多かったところが、事業者が撤退するというところで、少なくなっているというところで、行政とし

てそれに向かうべきかどうかはまた別にせよ、そういった点を少し考えていただければと思います。

先ほどお伺いをさせていただいた点で、若者の興味や活動の幅が広がっている中で、その多様なニーズに対応できるようなサービスやプログラムを提供することが大切だと感じます。

また、施設を利用しやすいように、施設の開放時間を柔軟にすることが求められます。

特に、学校が終わった後の時間帯や週末などの開館によって、さらに利用が進むと感じますので、せっかく幅広い年代が利用している「さくら」の門戸をさらに広げていただき、若者の青春の思い出の地の一つとしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問となります。

移住相談についてお伺いをいたします。

本質問は、昨年度、行政視察にお伺いをいたしました岡山県和気町の事例を基に、質問させていただきます。

和気町の移住施策については、やはり本州にあることによる立地条件のよさや、災害への強みを生かしたもので、本市に反映させることは難しい側面があったものの、随所では参考にすべき部分があり、その一つが戦略であり、移住相談の対応についてでした。

それではまず、本市の移住相談の現状についてお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市への移住者の、移住元地域に関する現状について、お答えいたします。

この令和3年度から令和6年、今年の2月までの実績について、移住者数と構成比についてお答えをいたします。

令和3年度におきましては、移住者数123

人、うち移住元地域が分かる方は102人。その内訳として、高知県内が52人、構成比といたしましては、51.0%。関西地方16人、15.7%。高知県以外の四国地方13人、12.7%。関東地方10人、9.8%などとなっております。

令和4年度におきましては、移住者数120人、うち移住元地域が分かる方は115人。その内訳として、高知県内40人、34.8%、関西地方23人、20.0%、高知県以外の四国地方21人、18.3%、関東地方16人、13.9%などとなっております。

令和5年度におきましては、移住者数111人、うち移住元地域が分かる方は106人。その内訳として、高知県内57人、53.8%、関東地方18人、17.0%、高知県以外の四国地方14人、13.2%、関西地方10人、9.4%などとなっております。

令和6年度におきましては、令和7年2月末までで、移住者数105人、うち移住元地域が分かる方は92人、その内訳として高知県内40人、43.5%、関西地方16人、17.4%、関東地方11人、12.0%、高知県以外の四国地方、10人、10.9%などとなっております。

この移住元地域が分かる方というのが、実際の移住者数と異なるところにつきましては、市民課のほうで転入をされたときにアンケートを取っておりまして、アンケート結果で見たときに、そこに記載がない方もいらっしゃるというところで、ずれが生じております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

約4年間分、データを出していただいたところなんですけれども、大体、高知県内が約半分ぐらい、それ以外で関東、関西、四国内で大体

横ばいぐらいというようなイメージかなと思います。

視察にお伺いをした和気町では、戦略的に地域を広範囲に広げずに、関西圏の主に大阪、関東圏では東京をターゲットとして、担当課や町長が、出張のたびに移住相談窓口を訪れ、関係性の構築を行ったと説明がありました。

濱田高知県知事も、2月議会冒頭にて、人口減少の中で、公共サービス提供の形が縮んでいくという視点に立って、持続可能な社会や、公共サービスに脱皮していく取組が必要だとおっしゃいましたが、人口減少対策の要でもあります移住についても、ある程度、対象を絞ることが費用の節約を行うことができますし、選択と集中の観点から必要だと感じますが、本市において、ターゲティングを地域や職業で行っているか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まず、移住元地域のターゲティングについてでございますが、宿毛市として、どこの地域ということはないんですけれども、先ほど、高知県内が多かったというところありますが、これ2段階移住でございまして、中を分析しましたら、やっぱり首都圏、東京であったり、それから関西地方が多いというところがございますので、オール高知で望んでいる移住フェアというのも、東京都と大阪府で行っておりますので、そういった意味では、東京圏、それから東京を含む関東地方、それから関西地方をターゲティングにしているかとは思いますが、宿毛市として、この地方の方に来ていただきたいというふうなものを、強烈にアピールするようなことはしておりません。

次に、例えば、人のターゲティングということでお答えをいたします。

本市では、移住定住者の増加、それから一次産業等の担い手確保を目的に、対象となる業務を限定して、地域おこし協力隊の募集を行っております。

令和6年度におきましては、農業振興、林業振興、離島振興の各分野で登録者数が多い移住スカウトサイトへの記事掲載や、東京や大阪で開催された移住フェアなどで、協力隊員の募集を行いました。

御存じのとおり、移住スカウトサイト、9月議会で御承認をいただいてからの、契約を行ってからの募集になりますので、現在では、まだ残念ながら新規隊員の着任には至りませんでしたが、数多くの問合せがございます。

特に、林業振興については、そのスカウトサイトの中でもトップ3に入るようなアクセス数であったというふうに記憶しております。ですので、着任を今後、期待をしているところでございます。

令和7年度につきましては、三つの分野に加えて、商工振興及び観光振興の分野においても募集をし、また募集人数も増やす計画としております。

さらに、対象者を移住者に限定したものではありませんが、介護分野における人材確保策として、新たに介護支援専門員として就業された方に、奨励金を交付する支援も行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほどの答弁にあったとおり、まずはその地域ごとのターゲティングとして、メインに据えているところはないというところだったのですが、私個人としては、選択をしていって、そこに対して集中的に投資をしていくというところのほうに堅実的じゃないかなというか、も

ちろん広くは門戸は開いておきながら、選択を周知をしていくというところが重要じゃないかなと思います。

そして、人、職業であつたりとかという部分で、ターゲティングとされてるところが、範囲がかなり広がってきたというところで、また今後も期待できるのではないかなと思いましたので、それでは最後の質問に移らせていただきます。

最後に、移住相談の対応について、お伺いをいたします。

本市を訪れる移住者の方々にとって、最初にコンタクトを取る相談員の存在というのは、とても大きいものがあります。

安心できる移住相談を受けるためには、信頼できる情報源やサポートが重要であり、地域の実情をよく理解しており、実際に移住するために必要な手続や、支援制度について詳しく案内できることが非常に肝要となります。

また、最近では、オンラインで移住に関する相談ができるサービスも増えており、特に初めて移住を考える方にとっては、非常に便利で、遠方からでも安心して相談ができ、移住したい地域の担当者と直接やり取りができるため、事前に情報を集めやすくなります。

このように移住相談を受け入れる場合の対応について、本市としてどのように行っているか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） ただいま、市長のほうから反問権の申出がありましたので、これを許します。

○市長（中平富宏君） よろしく願いいたします。

（３）のお答えをする前に、先ほど集中と、それからターゲットを絞ってというか、いろいろお話を聞かせていただいたところでございます。

そういった形の中で、小谷議員のほうから、何かこういったものという案があるのであれば、少し示していただければ、私のほうからお答えができるのかなと思いましたので、少し反問権使わせていただきました。

○議長（川村三千代君） ３番小谷翔太君。

○３番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほどの課長の答弁にもありました、統計のほうにでも、関東、関西のほうで、大体、約横ばい辺りというところで、やはり人口密集地のほうから人が来ていただけるほうが、より確保がしやすくなるのではないかなというので、例えば大阪であつたり東京であつたり、都市圏というところを集中的にするほうが、私としてはいいのではないかなというふうに感じますので。

その点について、またよかったですらよろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域で言うと、先ほど担当課長からもお答えをさせていただきましたが、基本的に関東と関西ばかりであります。

例えば、自分も今年、高知の暮らしフェアのほうで、移住相談ということで、多分、高知県内では、首長としては１人だけだったというふうに思いますが、行かさせていただきました。

それで、いろんなお話を聞く中で、場所としては、基本的に、フェア自体は関東か関西がほとんどですので、そこにもう皆さん行っています。

その中で、今度、特色を出さないといけないという形の中で、先ほどお話しさせていただいた形で、今、８４％の森林率を確保する高知県、そして宿毛市において、林業、特に自伐型林業というものでアピールもさせていただいているところでございます。

また、地域によっては、サーフィンであるとか、また川を使ったような、そういった趣味的な嗜好で募集をかけている。また、相談員の方も、そういった趣味を持たれている方々を相談員として同行している、そういったところもあります。

いろいろ自分たちも模索をしながらやっておりますが、そういった形の中で、これからはどういった思考を持って地方に移住をしようと考えているのか、そこにしっかりとポイントを絞りながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、やはり間口を広げるというお話もありましたが、いろんな方々が来られます。私も直接話をしましたが、本当に2人として、同じ考え方で移住を考えている人はいないのかなと思うぐらい、皆さんいろんな、どう言うんですかね、思いを持って移住を考えているということでもありますし、そういった形の中で、さらに検討しながら、ターゲットと言いますか、地域は絞っているわけではないですが、やはり人数が、人口が多いので、その二つになっていますが、できる限り宿毛市の強いところをアピールしながら、それに共感をしていただける方々に来ていただける、そういう取組もしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほど市長からも答弁あったとおり、移住者の方々は本当に、かなりいろいろ特色が分かれておりまして、Uターンの方であれば、例えば家を継がなきゃいけないであったりとか、帰る理由が割と明確に決まっていらっしゃる方がいらっしゃるのですけれども、様々ニーズがある中で、特に四国内、なかなか立地条件等々も、他のところと比べてもそんなに変わりがないと

いうところで、市長がおっしゃったように、特色を出して、宿毛市の強みというのを生かして、移住相談に対して対応していただけるというのが一番いいのではないかなと、確かに私のほうも思いました。

すみません、先ほどのこちらの移住相談に受け取る場合のこの対応については、これで。よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

移住定住推進における相談員の役割は、移住を希望する方々の不安や疑問に寄り添い、相談受付から移住後の生活まで、ワンストップで対応することだと認識をしております。

また、人生における大きな転機となる移住において、理想と現実のギャップや、地域住民との間に摩擦が生じないように、移住の現実や本市の現状をお伝えすることも重要な役割だと考えております。

一方で、豊かな自然環境や地域コミュニティの温かさですとか、充実した支援制度、先ほど市長からもありましたが、市の強みになる、そういった本市の魅力ですとか、暮らしやすさを発信することで、移住を検討されている方の決断を後押しし、新たな一步を踏み出すきっかけをつくる大切な役割を担っていると考えております。

そのため、移住相談員の選定では、宿毛市としては、和気町のお話の中に、都会出身の方ですとかということもあったと、職員から聞いておりますけれども、出身地などの背景を問うのではなくて、コミュニケーション力はもちろんのこと、本市への愛着と移住支援に関する知識を持ち、常に相談者の立場に立って、共感的な対応ができる能力を重視して採用して、それから移住相談に努めております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほど御答弁のほうにもありましたが、宿毛市では、もともとの出身地というのを気にせずというところで、コミュニケーション能力であったりとか、実際に相対されるときに、信用していただけるかどうかというのが、かなり大きなファクターとなります。

先ほど課長のほうも、和気町の事例について触れていただきましたが、和気町のほうでは、移住者の方につきっきりで町内を案内をされたり、実際に移住の場合、障害になり得る情報、例えばコミュニティの結びつきが強く、都会のような個人主義的な生活というよりは、昔ながらの御近所づき合いが多いなど、移住者のイメージを超えるような情報について、事前に伝えるようにしているなど、かなり親身な移住相談の対応をしているなど感じる部分がありました。

しかし、このような対応が実を結び、移住者増につながっており、本市においても、地理的な要因に左右されず、移住者の獲得を行えるのではないかと感じた次第です。

また、定住においても、市民の相談員の存在は安心感につながると感じます。

人口増加の重要なファクターでもあります移住について、現在以上に、余念なく対応していただきたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問とさせていただきます。

御答弁いただいた皆様、誠にありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間、休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。通告に従いまして、一般質問を始めます。

早速、1の沖の島、鶴来島の地域振興について。（1）の沖の島の地域振興についてであります。

今年の1月5日発売の漫画雑誌ビッグコミックオリジナルより、高知県宿毛市沖の島が舞台となり、ハマちゃん、スーさんでおなじみの釣りバカ日誌の沖の島編の連載がスタートしております。

私も5日と20日の発売日を楽しみにしておりますが、磯釣りを中心とした話なのかと思っておりますが、漁業や観光で地域復興を起こせないか。南海の離島、沖の島の地域復興と、観光復興プランと題して展開されています。

沖の島の磯釣り場は、四季を通じて魚影が濃く、グレやイサギなど、多くの魚が釣れ、国内でも屈指の釣り場として有名であります。

ムロバエの磯の紹介や、お姫様が仰向けになって寝ているように見える姫島や、昨年完成した製塩工場も登場して、現実とフィクションが交差する内容となっています。

先週号の中では、日本列島を南下して、台湾や南西諸島に、海を越えて長距離移動するチョウ、アサギマダラが妹背山に群舞することや、七ツ洞、白岩岬、久保浦海水浴場も紹介されており、これから先、観光、磯釣りなど、様々な分野での集客増加が期待されます。

こうした流れの中で、沖の島観光協会が主体となる観光面を中心とした事業計画は、高知県離島振興計画に基づいたものであるとお聞きしておりますので、令和7年度の事業計画の取組と、今後、将来的にどのような観光における離島振興計画を考えているのかを、併せてお聞き

します。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、高知県離島振興計画について、御説明させていただきます。

この計画は、令和5年度に高知県が策定したもので、国、県、市が連携して、総合的に多方面にわたる計画になっておりましたが、そういうところに総合的に取り組むことになっております。

次に、高知県離島振興計画に基づく令和7年度の主な取組についてですが、交流人口と関係人口の拡大に資する事業を実施する予定です。

具体的には、今年度に引き続き、沖の島の豊かな地域資源を生かした体験型観光イベントを、沖の島観光協会と連携しながら実施いたします。

また、今年度完成予定の訴求力の高いPR用映像により、情報発信を強化することで、観光客を呼び込み、交流人口の拡大を図ります。

そのほかにも、観光客や住民の皆さんの移動に関する利便性の向上に資する取組として、グリーンスローモビリティの活用を開始いたします。

さらに、人気漫画、釣りバカ日誌の舞台として沖の島が取り上げられたことを契機に、磯釣りやダイビングなどの海洋レジャー産業について注目が高まっておりますので、フィッシングショー大阪の観光PR等を、引き続き積極的に行い、関西圏からの誘客促進にも取り組んでまいります。

今後も関係機関と連携しながら、多角的なアプローチで沖の島地域の魅力を最大限に引き出し、離島地域の振興を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 6年度と同様の体験型観光が実施されるようですので、楽しみにしたいと思います。

また、将来的、これは市の事業ではないですが、釣りバカ日誌ということで、続・釣りバカ日誌や、続・孤島の太陽など、そのような映画化がされればいいというふうには思います。

それともう一つ、最新の情報といたしましては、3月5日に、昨年のレコード大賞新人賞の1人、小山雄大さんの歌う「沖の島遙か」が発売されております。

将来有望な若手新人歌手でありますので、ヒットすることが期待されますが、だるま夕日あり、石垣あり、定期船ありの、風情のある曲となっています。

こうした、次から次へと沖の島や宿毛市を後押ししてくれるような話題が提供されていますので、この離島振興計画の観光面の施策と並行して、どんどん盛り上がり、宿毛市の活性化につながればというふうに思います。

続きまして、（2）の鵜来島の地域振興についてに移ります。

アの観光対策についてであります。

鵜来島も沖の島と同様に、自然に恵まれた、磯釣りや、マリンスポーツの島として人気を集めています。

最近では、先輩議員であります松浦議員が中心となり、砲台、防備衛所跡を保存するため尽力され、戦争遺跡の島と認知されています。

また、秋祭りは、伊予の祭りを引き継いだ勇壮な祭りで、多くの観光客や、担ぎ手が参加して、にぎやかに行われています。

こうした遺跡や伝統文化を残し、観光とタイアップした対策も必要ではないかと思えます。

沖の島と同じように、高知県離島振興計画に基づいた事業の、そういった計画があるのかを

お聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 7番、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

鵜来島の観光施策についての御質問でございますが、沖の島、鵜来島周辺の海は、全国有数の透明度をもち、約1,000種類を超す魚が生息しているダイビングスポットとしても有名で、日本屈指の大型グレや、大型インダイが釣れる磯釣りなどもPRしながら、観光客の誘致に取り組んでいるところでございます。

先ほど御紹介のありました鵜来島砲台跡地の戦争遺跡でございますが、この遺跡を観光に役立てることができないかという御質問の趣旨であったかと思いますが、これまでも何人かの議員より御質問をいただき、検討もしてまいりましたが、鵜来島砲台跡地を観光資源として活用するためには、登山道の整備や維持管理、またツアーガイドの設置など、多くの課題がございますので、現実的には厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） なかなか、鵜来島の観光面での施策は難しいのかと思いますが、昨年の10月1日に、宿毛市民ガイドの会を中心としたメンバー10人ほどで、砲台跡を視察に行きました。

砲台跡と自然をタイアップさせたガイドができるか。お客様を満足させることができるのか、というふうに考えてはいましたが、自然のすばらしさが吹き飛ばしてくれました。

ウリ坊が2頭、餌を食べに山から下りてきたり、亀が何匹も海から顔を出し、港の中はコバルトブルーに透き通り、水族館の中にいるような、そんな感覚は、こちら本土ではあまり味わうことができません。

自然を生かした観光を、島民と、人材育成も含めて一緒に模索する必要があるかと思います。

続いて、イの鵜来島の介護支援についてありますが、島民20数名も高齢化が進み、医療体制や保険サービスを充実していく必要があると感じますが、鵜来島の介護支援策はどのようにされているのか、現状をお聞きします。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒井幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

鵜来島での介護保険制度によるサービスは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業により、掃除やごみ出しなどの生活支援が行える体制を令和4年度から整備し、高知県の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金や、市独自の離島介護サービス支援事業費補助金により、サービス提供を行う事業所への支援を行える環境は整えていますが、実際の利用に関しましては、住宅改修や福祉用具の購入が主なものとなっております。

そのため、介護保険外の活動であります市、県の保健師による健康相談や訪問指導、地域元気クラブの月2回の支援や、集落支援員による荷物運び、ごみ出しや見守り、住民による食材等買物支援など、様々な方策により、個別把握を行い、介護予防や生活支援を実施することで、島民が住み慣れた島で生活を続けていけるよう、支援を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 人口規模や地理的課題があることは承知しておりますので、本土と一緒にすることは難しいことでもあると思いますし、島民は、せめて沖の島と同様のサービスができないかというふうな声もありましたので、今後、介護が必要となった場合、円滑にサービスができる体制を考えてもらえたらなというふ

うに思います。

いずれにしても、家族の関わりが第一でありますので、またその点、考えてもらえたらというふうには思います。

次に、2の教育対策について。

(1) 西地区学校建設について、アのワークショップの成果についてに移ります。

西地区学校建設におけるワークショップは、昨年の7月に2回、9月に1回の計3回のワークショップが行われ、私も参加させていただきました。

内容としましては、「これからの学校について考える」をテーマとして、こんな学校をつくりたい。地域の特徴を生かした学校づくりを、25名ほどの委員を4班に分けてグループディスカッションを行い、グループごとに意見発表を行い、意見の共有を図るというものでした。

まず、そのワークショップの成果についてをお聞きます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、7番、堀議員の御質問にお答えいたします。

宿毛市西地区学校建設事業基本計画につきましては、昨年12月に完成しております。

その際、この基本計画策定につきまして、大島小学校、咸陽小学校、片島中学校区の地区長様、保護者、有識者、民生委員等で構成されております学校運営協議委員会の委員の方々に、25名の方々に御参加いただきまして、ワークショップを計3回実施したところでございます。

ワークショップ開催に関しまして、貴重なお時間をいただき、御参加してくれた皆様方に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

ワークショップでは、こんな学校をつくりたい、新しい学校のコンセプトを考えてみよう。

新しい学校の配置について考えよう。をテーマに、話し合いを行っていただいたところでございます。

この中で出てきた意見としましては、学校が高台に移転することから、防災を含め、安全安心な環境整備を期待する意見がある一方で、高台になることによる児童生徒の登下校時の安全性や、特に低学年の児童の負担感を不安視する意見がございました。

また、現在の地域とのつながりを継続できる仕組みや、地域住民が利用しやすい場所となるような工夫が必要などの、様々な御意見をいただいたところでございます。

今回の基本計画案は、これらの意見やワークショップ前に行った児童生徒、教職員のアンケート結果などを踏まえまして、検討を行いながら、造成計画や配置計画、計画コンセプトをまとめたものとなっております。

なお、決定しました計画コンセプトにつきましては、参加者の皆様からの新しい学校への思いをつなげました「笑顔ワクワク未来をつくるみんなの母校～つながる自然・歴史・安全～」となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ワークショップの中でもいろいろな意見がありました。

あくまでも案ということで、先ほど言われた配置計画や造成計画が、ここで決定するものではないという話もありましたが、どんな学校にしたいのかを中心に進められていましたので、膨大な予算をかけて本当にそんな学校が必要なのか、という議論はされませんでした。急速に少子化の波が打ち寄せている現状を踏まえて、建設の必要性についてはどういうふうに考えているのかお聞きます。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

西地区の学校につきましては、津波浸水が予想されており、いずれの学校も老朽化が進んでいるため、令和2年2月に改定しました宿毛市立小中学校再編計画におきまして、高台の適地を選定した上で、小中一体型施設の建設を検討することとしており、これに基づきまして、令和3年度より適地調査、基本計画の策定を行ってまいりました。

昨年12月に完成しました基本計画におきましては、造成計画、配置計画等を検討する中で、先ほど議員御質問のような、本市の出生数が急激に激減していることや、昨今の建設資材高騰等によります事業費の拡大など、新たな課題が見えてまいりました。

本市の出生数につきましては、令和元年度が99名でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、令和2年度が81名となり、その後微増したものの、昨年度、令和5年度には65名と、急激な減少が進行しております。

令和6年度、本年度ですが、出生数におきましても、2月現在で60名となっております。

今後の人口推計から見ましても、本市の少子化の進行は誠に深刻な状況となっております。

また、造成費や建築費の増加も大きな課題としてございます。

令和3年度の適地調査の際には、造成高31メートルで、造成費は約17億円でございました。

今回の基本計画には、学校が高台に移転されることを懸念される御意見等もありましたため、10パターンの造成案を委託業者に作成をしていただきました。

その造成費は、一番安価なもので約20億4,000万円から、一番高額なもので約32億4,

000万円とされており、適地調査時より高額な造成費が必要となっております。

また、造成費とは別に、必要となる校舎等の建築工事費は、小中一体型2階建ての場合は、約60億円、小中分離型平家建ての場合は、約108億円との試算となっております。

さらに、事業期間におきましても、適地調査終了時には、令和13年4月の開校を目指しておりますでしたが、用地交渉不確定な部分もありますが、各種手続等を考えても、その時期には完成は困難なことが判明いたしました。

そのような状況におきまして、先日開催されました、市長と教育委員会の協議の場でもある総合教育会議の中で、基本計画の内容を踏まえた西地区学校建設に向けた協議を行いました。

その協議の中でも、今後想定されます児童生徒数の減少に伴う学校の適正規模、適正配置の問題や、安心安全な施設の整備などの課題について協議がなされ、今後の西地区学校建設の在り方や、学校再編計画等の見直しが必要ではないかとされたところでございます。

今後ますます少子化も進んでいく中で、学校建設による財政負担や、長期的な視点に立った学校編成など、将来の子供たちの負担にならないよう、考えていく必要があるのではないかと考えております。

今後は、市長部局とも連携をしながら本市の現状を理解し、慎重に検討する中で、本市の未来を担う子供たちにとって、よりよい教育環境を目指すための学校の再編を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私も南海トラフ地震に備え、高台移転を反対するものではありません。

先ほど、教育長も話されていましたが、この出生数も、私も2014年の出生数を見ました

が、10年前は139名でありました。

10年後の2024年、先ほど教育長、65名という出生であったというふうに申されておりましたので、この10年の間に半分になったということも考えますと、本当に東地区の学校建設も含めて、新しく大きな学校が二つも必要になるのかとかいう市民の方の声もお聞きしておりますので、再編の見直しをするということです。慎重にしていきたいと思います。

議会においても、昨年12月に人口減少・少子化対策調査特別委員会が、野々下議員を委員長として7名で設置されました。学校建設についても、今後、特別委員会で調査研究もされ、議論されていくことになるかとは思いますが。

続きまして、3のスポーツ振興についてに移ります。

まず(1)の、宿毛市陸上競技場についてであります。

昨年の12月に、県と幡多近隣市町村の協力を得て改修工事を完了したと、広報での報告もありましたが、まずそれまでの経過と、公認検定の結果をお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長。

誠に申し訳ありません。先ほど、ワークショップの成果についての学校運営協議会の委員の方々につきましての人数について、25名と言いましたが、24名の参加でございますので、この場をお借りして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市総合運動公園内にあります宿毛市陸上

競技場は、高知県西部唯一の第三種公認競技場として、地域のスポーツ振興に重要な役割を果たしてまいりました。

しかし、4回目となる平成30年度の継続検定を受けて以降、主に盛土部分であるトラック北側と南側の地盤沈下により、400メートルトラックの距離が規定を超える長さとなっていたことから、公認検定をクリアするためには、改修工事が必須な状況となっております。

このことについて、令和4年11月より、高知県を含めた幡多郡内の市町村との協議が開始され、令和5年10月13日に3種公認に必要な改修工事費や維持管理費について、高知県が2分の1、幡多5市町村が4分の1、宿毛市が4分の1を負担する協定が締結され、令和6年12月に改修工事及び備品整備などが完了しております。

また、公認検定の結果につきましては、日本陸連の検定を令和6年11月23日に受験し、令和10年12月6日までの公認となる旨の通知を受けております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 大変な苦勞の末の改修であったと思いますが、この改修後の使用や、大会等の実施計画などをお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

改修工事は令和6年12月19日の午前中の完成検査で合格となり、その日の夕方から、これまで利用しておりました個人や団体の陸上練習の再開とともに、駅伝などの陸上競技大会やサッカー大会が開催されております。

今後の予定につきましては、改修前と同様の大会などの開催が予定されておまして、陸上

競技については、4月に幡多地区陸上記録会、5月に高知県中学校通信陸上競技大会、7月にだるま夕日宿毛カップ小学生陸上競技大会など、多くの記録会や大会が予定されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） この2月15日に健全育成ジュニア駅伝大会があり、私も応援させていただきました。

大会終了後、直接競技場のコースを歩きながら見させていただきました。水濠は結構高さがあり、テレビで見る競技の様子とは少し違い、難しい競技であると感じました。

新しく水濠ができたわけですが、この水濠を使用した競技の大会ができるような、大きな陸上大会が開催されればいいなというふうには感じました。

続きまして、(2)の市町村駅伝についてですが、市町村駅伝は、1月26日に5年ぶりに、新たにこの本市宿毛市に場所を移して、新設されたコースを舞台に実施されました。

新聞等で報道もありましたが、参加チームやコースなどの実施状況、また応援の様子などもお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

高知縣市町村対抗駅伝競走大会は、令和元年度まで高知県東部で開催されておりましたが、コロナ禍による開催中止や、スタッフ不足などの諸事情により、大会の継続が断念されておりました。

その後、NPO法人宿毛市体育協会が、本市での大会開催に向けて、NPO法人高知陸上競技協会と協議され、関係各所との調整を経て、本市での開催に至ったとお聞きしております。

2024年度高知縣市町村対抗駅伝競走大会

は、1月26日に開催され、NPO法人宿毛市体育協会、NPO法人高知陸上競技協会、株式会社高知新聞社が共催し、宿毛市及び宿毛市教育委員会などが後援しております。

コースにつきましては、宿毛市総合社会福祉センター前をスタートし、宿毛市総合運動公園をゴールとする男子の部32.8キロ、女子の部12.9キロで開催されました。

参加につきましては、高知県内の20の市町村から、男子の部が26チーム、女子の部が9チーム参加され、観客を含めると約1,000人が、沿道やゴール、会場となる陸上競技場などに来場されたということです。

結果につきましては、男子の部1位が高知市、2位が南国市A、3位が香南市、女子の部1位が南国市、2位が香南市、3位が宿毛市となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 当日は風もなく、大変いい天気での開催でありました。

当日走られた選手より、応援が力になったという話も聞きました。

準備等で、体協や、幡多陸協の皆さんも大変苦勞されたと思いますが、ぜひ来年度以降も開催されるよう期待したいと思います。

続きまして、(3)の第10回宿毛マラソンについてであります。

令和7年は、5月11日の開催予定となっておりますが、参加定員数が1,500名であります。現在の参加者の状況についてをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛マラソン実行委員会が主催する第10回宿毛マラソンは、5月11日、日曜日を開催日

とし、ランナーの募集は1月15日から開始しております。

申込みの期限となります、本日3月10日までとしておりましたが、1,500人の定員に對しまして、今朝の時点で既に定員に達しております。

参加の人数につきましては、ハーフの部が989名、10キロの部が369名、2キロの部が270名、合計1,628名となっております。

また、大会当日は、一部交通規制を行うこととしております。市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 本日の段階で、既に定員を超えているということです、もう人気の高さがうかがえます。

当日は、市民の皆さんもぜひ応援して、大会を盛り上げてほしいと思います。

続いて、最後の項目の防災対策についてに移ります。

（1）の防災学習についてですが、地域防災力向上で非常に大切になってくるのが、若者の力、特に中学生の地域への積極的参加が重要になってきます。

多くの地域では、高齢化が進み、コミュニティの運営も高齢者が中心となってやっているのが現状です。

防災学習でしっかり学んでもらい、防災リーダーを養成できれば、宿毛の未来を切り開いて、100年先の未来へとつなげていってくれるはずです。

さて、片島中学校では、先月2月21日に、3年生の総合学習の中で、高知大学の岡村教授を招いて、防災学習が行われました。

3年生の代表8名が、岡村教授と裏山の避難場所まで一緒に歩き、どの場所が危険であるか、ブロック塀は大丈夫か、崖崩れの危険性など、危険な箇所をチェックしながら、タブレットで撮影し、点検を行って、教授にもいろいろな質問をしていました。

後で、生徒の1人が電柱の傾きの注意点や、道路の割れ目が広がっていないか。そういった自分たちが気づいていない危険箇所があり、参考になったと教えてくれました。

海に近い同校は、10年前から防災学習に力を入れていると聞きましたが、本市におけるほかの中学校の防災学習の取組をお聞きます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

本市の防災教育につきましては、学校の安全対策における重要な施策として位置づけられておりまして、各中学校で積極的に取り組んでおられます。

実施の内容につきましては、各学校ごとに異なりますけれども、津波から身を守るための避難訓練や、起震車の体験、さらには登下校中の災害を想定した避難場所の確認、避難時の危険箇所の確認など、様々な防災教育が行われております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） いろいろな環境の中で、それぞれの地域の学校で学び、地域を知ること、地域の自主防災力の向上へとつながっていくとは思いますが。

それでは、（2）の避難場所についてですが、私の地域の高台にある避難場所は、昨年の夏場の猛暑で、草が生い茂って、私の背の高さぐらいになっていました。

地区の役員や消防団で草刈りを行ってしま

たが、追いつかない状況でありました。

そこで、中学生の協力により、2時間あまりの清掃活動により、一面を見渡せるほどきれいになりました。

また、防災備蓄倉庫の点検もしてくれ、食料品などの在庫状況も調べてくれ、期限切れのものがたくさんあることの指摘もありました。

私が感心したのが、避難場所近くの住民のお宅を訪問し、自宅の敷地内を避難スペースとして、提供をお願いできないかの、協力依頼のアンケートを行い、半数の方が快く引き受けてくれたとの発表がありました。

本来なら、積極的に行政がお願いするようなことではないかと思いますが、その点、どのように考えられているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

地域の防災力向上に向けた住民の自主的な取組は、非常に重要な意義を持っています。

片島中学校区で実施された高台住民へのアンケート結果は、地域防災の関心の高さを示すものと認識をしております。

しかしながら、個人宅での避難受入れには、法的措置、倫理的な課題に加えまして、プライバシーや安全性の確保、補償制度の整備など、多くの課題が存在いたします。

そのため、現時点では、主として個人宅での避難受入れを直接要請することは、慎重にならざるを得ません。

今回、中学生がアンケートを実施しましたように、地域内で協力可能な個人宅を名簿化するなど、共助による対応を進めていただきたいというふうに考えております。

なお、片島地区の避難場所である一宮鹽竈神社の裏山には、今年度、大型エアータントを配備しましたが、その他の地域におきましても、

高台の避難場所での孤立が想定される地域には、道路の啓開が完了するまで、または自衛隊などの救援が到着するまでの間、雨風をしのげるよう、大型テントの配備を進めるなど、さらなる対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問に、少し私からもお答えをさせていただきたいと思っております。

これはやはり、防災、特に災害時の避難場所の確保であるとか、また食料であるとか、いろんなものと、今、準備を進めているところでございますが、やはり自助、共助、公助という形の中で、現在、お願いをしているところでございます。

また、今回、先ほど担当課長のほうからお答えさせていただきましたが、地元の中学生が地域を回って、またお願いをするという、お住まいの方々に、そういった意識も持ってもらい、そういった活動というのはすばらしいものだというふうに思います。

ただその一方で、これを公的に、自分たちがやるということに対する難しさというものがあるかとも思いますし、やはり、その地域それから地元の学生、また自分たちのように市役所、こういったところが、それぞれの立場、それぞれの責任を持って、しっかりとした取組を進めていく、そういったものが必要だとは考えているところでございます。

やはりそういった役割分担を持ちながら、今後さらに市民の方々が防災に対する意識、また共助に対する意識の醸成、こういったものを育むような取組を、さらに進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただいた上で、地域に入って、ぜひ議員の皆様方にもお力を貸していただきたい、そのように思っ

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 10年ほど前に、高台の住民の方からお話を伺ったことがあったのですが、10年前に市役所の方が家に来て、ここに住んでいる方は、避難してきた住民を受け入れる義務があるというふうに言われたと、憤慨されていることを思い出しましたが、もちろん、現在はそんな考えはないと思いますが、地域の理解と協力が必要であると思いますので、今回の中学生の取組はすばらしいものであったと、その紹介も含めて話題をさせていただきました。

続いて、（3）の避難訓練であります。例年11月に行われる県下一斉の避難訓練は、第1日曜日に開催され、学生の参加数は数名、地域の方は、避難訓練への関心が低く、少ない参加者で行っておりました。

昨年は平日開催でありましたので、私が所属する班では、中学生や教職員、地域の皆さんと合わせて200人近い方が参加してくれました。

もちろん違う班では、小学生、教職員の参加がありました。

自主防災活動の中でも、特に避難訓練は地域おこし、地域づくり、子供たちの学習など、様々な活動と連携して行う必要があると思いますが、令和7年度の県下一斉の避難訓練の実施計画の日程は、この時点で決定されておるのかをお聞きます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいまの質問にお答えをさせていただく前に、先ほど、堀議員のほうから、地域住民の方が、高い所に住んでいる方が、避難して来られた方々を受け入れる義務があるということを職員が言ったという、そういうお話を聞いたということでございますが、市長といたしましては、義務ということはありません。

ませんので、10年ほど前であっても、うちの職員がそのようなことを言ったとは思っていませんし、もしそういったことを言われているというふうに聞いた方は、そういったことはありませんので、そういった義務ということは生じませんので、その点を、市長のほうから伝えておきたいと思います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、先ほどの県下一斉避難訓練の日程につきまして、お答えをさせていただきます。

県下一斉の避難訓練は、毎年、津波防災の日であります11月5日前後に実施をされています。

今年度は11月5日火曜日に行われましたけれども、県に確認したところ、令和7年度は、11月1日の土曜日に実施予定とのことです。正式に決まり次第、地区の回覧やホームページ、SNSなどで周知をしまして、多くの皆様に御参加いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7年度は土曜日開催であるとお聞きしましたので、学校参観日として、保護者とともに避難訓練ができないものか。そのような話も、学校運営協議会の中でも話がありましたが、その点どのようなお考えであるかをお聞きます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、堀議員の再質問にお答えいたします。

参観日の開催についてでございますけれども、参観日の開催につきましては、学校長が決定するため、こちらではお答えができません。

しかしながら、学校長が判断し、県下一斉避

難訓練に合わせて参観日を実施することになれば、学校、地域、保護者が一堂に会し、避難訓練を行うことができ、効果的だと考えております。

なお、県下一斉避難訓練に限らず、地域の皆さんが参加しやすい、別の日程で避難訓練を実施したいというお考えの場合は、危機管理課まで御相談をいただきたいというふうに思います。できる限りの協力をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 多くの方が避難訓練に関心を持ち、避難されるようになればいいと思います。

続いて、（4）の防災アプリ内にある防災マップ機能の使用方法については、先日、地域の方から、防災マップの使用方法を聞かれたときに、携帯機能に詳しくない私はうまく教えることができませんでした。

調べてみると、マニュアルもなく、災害時にどのように使うのかがよく分かりませんでした。どのような場面で、どのように使うのかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

本市の防災アプリの使用方法につきましては、市民の皆様に防災情報を伝えるための重要なツールとして位置づけをしております。

防災アプリには防災マップを閲覧する機能がありまして、この機能を利用することで、避難施設や公共施設、公衆電話の場所などの情報を確認できます。

被害が発生してからではなく、事前に、災害が起きたらどこに逃げるのかといった防災情報、防災対策として御活用いただきたいというふうに考えております。

なお、防災アプリの操作方法につきましては、御不明な点がある場合は、危機管理課まで御連絡いただきたい、このように考えております。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 分かりました。個人的にまたお聞かせください。

本当に若い方ならすぐに解決できると思いますが、多くの方、特に高齢者は使用方法に戸惑われたのではないかと思います。

最後の質問に移ります。

（5）高砂地区から庁舎前までを結ぶ道路整備についてであります。

この問題については、私も以前、一般質問をさせてもらいましたし、多くの方が同じように質問があったかと思いますが、防災対策を考えると、やはりこの道路整備を考えずにはいられません。

昨年の11月に宿毛合同庁舎へ、幡多土木事務所宿毛事務所が移転。この2月には、宿毛警察署が移転と、車両の量も増加しております。

何とか、橋梁も含めた道路整備の早期計画の実施をという市民の声は多くあります。

現在の現状を含めた方向性など、あればお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、堀議員の一般質問にお答えします。

高砂地区から市庁舎までを結ぶ道路の整備につきましては、地域からの要望が多く、平成30年第4回宿毛市議会定例会においても、高砂地区からの請願が採択されてございます。

その後、宿毛市地区長連合会からも、高知県へ要望が出されるなど、本市としましても必要不可欠な道路と位置づけ、事業実施に向けて、高知県と協議を重ねてまいりましたが、県からは、県道は自治体間を結ぶ道路であり、県での整備は困難との回答でございました。

本路線は、宿毛警察署や県合同庁舎の高台移転に伴う交通量の増加、さらには南海トラフ地震などの大規模災害発生時における重要な路線であることを踏まえ、早期の事業着手が必要であると判断し、本市が事業主体となり、令和7年度に国へ次年度の交付金を要望、令和8年度から事業に着手する予定といたしました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 令和8年度から着手するというふうに、今、回答がありました。

これ、多くの方が期待していると思いますので、早期の建設に向けてお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時15分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。今回もよろしくお願いいたします。

早速始めさせていただきます。

最初のテーマです。

特定利用港湾指定後の宿毛湾港を巡る動きについて問うということで、その1番として、特定利用港湾の円滑利用の枠組みによる変化について、伺っていきます。

昨年4月、宿毛湾港が特定利用港湾に指定され、その後、円滑利用の枠組みに基づき、どのような活用がありましたか。

そしてまた、これに伴い、港湾管理者である県と、自衛隊や海上保安庁、そして市の間で連

絡体制や住民への通知体制にはどのような変化がありましたかということで、さらに可能であれば、昨年10月に掃海艇みやじまが寄港しましたが、そのときにおける連絡調整手続きがどのように行われたか、具体的例を挙げて教えていただければありがたいです。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛湾港が特定利用港湾に指定されてから、多くの船舶が寄港しておりますが、その中で海上自衛隊で寄港した艦船は、掃海艇みやじまとなります。

海上自衛隊の艦船が寄港する場合には、指定以前から、自衛隊高知地方協力本部や、宿毛海上保安署と連携し、早い段階での情報提供、関係機関との事前調整、住民への周知を行っておりました。そのため、指定による変化というのは特にございません。

なお、令和6年10月に寄港した掃海艇みやじまの場合、自衛隊高知地方協力本部から、同年4月に本市へ動向等の情報提供があり、これまでと同様の対応を行っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 分かりました。特段、変わったことはなかったということですね。

みやじまの場合は、2か月ぐらい前に連絡があったと。6か月ですね。分かりました。

それでは、次の2番のところに行きます。

特定利用道路及び臨港道路工事計画について、伺います。

国が特定利用港湾につながる道路を指定し、整備する。いわゆる特定利用道路について、具体的に説明をお願いします。また、宿毛市がその候補に挙げられているのかについても、教えて

ください。

もし宿毛市が候補となった場合、住民への説明や、合意形成手続などはどのように進められていく予定か、これについても確認いたします。

よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備については、令和6年12月20日に、第5回となる閣議決定がなされ、令和7年度から特定利用空港、港湾と、自衛隊の駐屯地などとのアクセスの向上に向け、本取組の対象に道路が追加され、令和6年度末をめどに運用整備方針が更新される予定ですが、閣議決定された内容以外、宿毛市のほうには何も示されておらず、説明できるものはございません。

次に、宿毛が候補に挙がっているのか、候補になった場合、住民説明や合意手続をどのように進めるのかとの御質問ですが、先ほど御説明しましたとおり、現段階では、閣議決定された内容以外、本市には何も示されておらず、お答えすることができません。

今後、本件に関して、具体的な内容が示され、本市への影響が想定される場合には、これまでと同様、市民の方への情報提供など、必要な対応を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ありがとうございます。

今のところ、情報がないと。恐らく来年度の予算とか、そういう指定はないものと思われるんですが、もしあった場合、候補に挙がった場合、住民に知らせる手続、前回は非常に内容が分からない状態で、3月議会を迎え、4月に決定したということがありますので、ぜひ早めの対応をしていただければと考えております。

それでは、次の質問に移ります。

2月4日の記者会見で、知事は、幡多の市町村長との意見交換で、そういった発想も必要との話題が出たと話しました。幡多の市町村長の意見交換ということで、市町村長の中で話題になったということでしょう。

そういった発想とは、具体的にどのような内容だったのか、確認いたします。

また、宿毛湾港への特定利用道路指定について、市長はどのように捉えているのか、考えているのか、お聞きします。お願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

知事の発想については、ちょっと私のほうで、明確には答えることができませんが、発言は、令和7年2月4日に開催された知事会見において、先ほど今城議員のほうからもありましたが、記者から、特定利用港湾等自衛隊駐屯地を結ぶ道を道路指定されることについて、当然、高知県もその対象になるのではないかと。知事はその話を聞いているかという趣旨の質問があり、知事のほうは、幡多の市町村長との意見交換で、そういった発想というのか、議論も必要との話題が出たと、知事が述べられたものだというふうに認識をしております。

これは、整備項目に道路が追加された今回の総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備について、公表をされる日より以前に、国土交通省への高規格道路の整備に関する要望の際に、宿毛湾港は防災拠点港でもあることから、特定利用港湾の指定により要望する道路整備、これはいろいろな道路整備、高規格道路の要望でありますので、それを指したとは思いますが、そういった道路整備が早く進めばよいですねといった内容の話が、知事からなされたというふうに、自分は記憶をしております。

幡多地域の交通インフラが早期に整備されることで、災害時の迅速な対応や、物資輸送が可能となり、地域住民の安全を確保するための基盤が築かれることから、この話題に至ったものだ、私は認識をしているところでございます。

先ほども申しましたが、この公表をされる前ということですので、このことに対して、何かを言ったことではございません。

特に、特定利用道路の指定についての見解について、自分の見解でございますが、これまで御説明したとおり、名称を含め、現段階では閣議決定の内容以外、まだ何も示されておらず、この状況では、私としてお答えをすることができないような状況でございます。

今後具体的な内容が示され、宿毛市としての対応が求められる、そういった場合は、その内容を慎重に検討し、必要な対応を講じていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ちょっと市長にも確認したいと思いますが、通称で言わせてもらう、特定利用道路の話が出る前に、幡多の自治体の長と懇談があつて、港湾指定もあるということも含め、道路拡張ということの、ちょっと違うかな。特定利用道路以前の問題として、道路の拡張、高規格道路ができるということの利便性について、そういった発想もある。こういう雰囲気だったというふうに捉えました。

今、市長が言ったのは、結局、高規格道路になることによる利便性の問題と、自衛隊等が活用する高規格道路の指定ということとは、区分けて答えられたと思います。

その内容を確認して、考えたいというような意味だったと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

ちょっと僕の説明は悪かったと思いますけれ

ども。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し整理をしてお話をさせていただきたいと思います。

先ほどお話をさせていただいたのは、今回の知事のお話というのは、今回の閣議決定前のことであつて、高規格道路の、道路要望ですね。道路要望を国交省のほうに行つたときなので、特定利用港湾の指定が、こういった道路の整備を進めることにつながればいいですねといったような、そういった内容というか、そのぐらいの軽い発言だったというふうに認識をしているということでございます。

今回の閣議決定の内容は、先ほども申しましたように、まだ自分たちのほうには何も示されておりませんが、この仮の名称ではございますが、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備ということでございます。

これが、どのようにそういった道路に関係してくるのかというのが、まだちょっと分からないので、そういったのを示されてきたら、宿毛市としての対応を求められるようであれば、慎重に検討したいといったことをお話をさせていただいたということです。

それが、今城議員が今言われている臨港道路ということなのかどうなのかも含めて、全く分からないような状況でございます。

自分たちが話をしたのは、そういったことでございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 臨港道路とは別の話です。

宿毛新港に関わる臨港道路ですから、全く別の話ですので。大体分かりました。

特定利用道路について、大いに利用すべきだというようなイメージではなかったということですね。はい。分かりました。

次の質問に移ります。

新港から池島泊地、そして球場を貫く臨港道路計画があると聞いています。図面も見せてもらいました。

2月に、そのルート付近で伐採工事が行われましたが、これが臨港道路計画と関連しているのか、お聞きします。お願いします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えします。

質問のありました池島地区での伐採工事につきましては、四電工が電柱の建て替えや、電線の維持管理を行うために、支障となっている樹木の伐採作業を行ったと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 分かりました。

次に移ります。

3つ目のものです。

その3として、特定利用港湾指定後の宿毛湾港を巡る動きについてということで、まず私が確認している、これまでの経緯を述べさせてもらいます。

港湾指定直前の昨年2月、県のウェブサイト、大月町白浜地区の砂や碎石の流通を目的とした大規模埠頭計画図がアップされました。それは、かつての、20年以上前、2002年の作成の図でした。それが公開されました。

そして3月に、大月町で開催された県の臨港地区指定に関する説明会、これは別のタツチの港のことだったわけですが、そこの説明会には約50名の町民が参加し、白浜埠頭に、計画に反対する意見が多数出されて、その結果、説明会は改めて行うということになったわけです。私も傍聴させていただきました。

この埠頭計画は、特定利用港湾施設として活用される可能性があり、市民の中には、施設が

軍事利用されるのではないかとという懸念、こういう感じの方が多く集まっていたということです。

そして、7月、私も参加させていただきましたが、原子力研究開発機構NUMOの当初計画に含まれていなかったものですが、それが突然、宿毛で核廃棄物処分場に関する説明会が急遽開催され、その話の中で提示された話ですが、自分も宿毛で説明するとしたら、どこが範囲になるのかと考えたときに、大月町の海岸部が候補に挙がった可能性が示されたということになります。

ということは、この辺では岩盤が固いところですからね。このことが、埠頭計画との関連に対する懸念をさらに深めていますということです。それを大月町からも来られてましたので、やっぱりそういう心配で来ていたということです。

ことに、今城県議が12月議会で行った質問が記載された県政レポートが、戸別配布され、その中に南海トラフ地震後の海上自衛隊LCA C、つまり、揚陸艦搭載ホバークラフトの上陸可能地について言及され、自衛隊誘致と白浜埠頭が関連づけられるのではないかと、不安の声が、これも住民から上がっています。

これはなぜかというと、これは2013年に、LCA Cの訓練用の砂浜の候補地として、大月町白浜のほか5か所、当時の中西 哲県議、それから宿毛の防衛協会の田村支部長、それから海上自衛隊のOBらと視察したという、こういう内容と重なっているということで、そういうふうに思ったわけですね。

同じくことしになって、宿毛市議の間から海上自衛隊誘致の声も聞かれ、2月18日に中谷防衛大臣の就任を祝う新聞広告が、全34市町村名とその議会名を載せて出されたことが、何か私にはつながって見えてきたわけです。

質問します。

自衛隊誘致については、防衛、災害対応、産業、経済、環境、市民生活等の観点から、賛否両論を含めて、市民間でオープンな論議を行い、住民の総意に基づいて判断することが重要だと思います。

しかし現在、一部の関係者が、宿毛湾港を国策に結びつける形で、自衛隊誘致を進めているように見える状況があるということです。

このような動きに対し、市長はどのような立場をとっているのか、市長の見解をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 今、市長から反問権の申出がありましたので、これを許可いたします。

○市長（中平富宏君） 今城議員にお伺いをしたいと思います。

今、るるお話があって、1つずつ全てを事実確認、自分たちもできないので、一つ気になったことをお聞かせを願いたいと思います。

NUMOの宿毛の説明会でございます。これは、あちらが予定して、日にちとかも指定できたと思うのですが、当初、予定になかったというお話は、当初というのはどういった、いつ予定になかったのか、お聞かせを願いますか。

自分たちは、やると言ってから聞いたので。

○議長（川村三千代君） 今城議員、お答えをお願いいたします。

○6番（今城 隆君） 年間計画の段階ですね、そのときに、予定の場所が指定されます。

結局やっぱり、年度初め、7月前に、確かね、7月やるよといったときの1か月ぐらい前だったかというように、2自治体が上がってきたわけですね。加わりました。その中に宿毛が入っていたということで、広報に宣伝が載ったと思いますけれどもね、1か月ぐらい前にね。

それで気がついて参加したと、そんな感じだ

という感じです。

それでいいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長よろしいですか。

それでは、戻ります。

市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどの件に関しては、広報にも載せてますので。2か月以上前には、うちのほうに連絡がないと広報に載せられないので。

ちょっと、いつ頃連絡があったかは、また後で確認しておきたいというふうに思います。

それでは、お答えさせていただきます。

本市における自衛隊誘致につきまして、宿毛市議会でもなされた、これ昭和57年の海上自衛隊寄港誘致促進に関する決議でございしますが、これも議場でも何度もお話ししている話ですが。

この決議や、そして平成30年の自衛隊誘致の促進に関する決議を受けまして、宿毛市議会及び宿毛商工会議所と連携をいたしまして、その取組を進めている、そういったところでございます。

結果、自衛隊の誘致には至っておりませんが、本市への誘致が計画され、具体的な内容が示された際には、生活環境の変化など、市民生活への影響を慎重に検討をまずさせてもらって、そういった検討をし、市民の皆様への、当然、情報提供を行いながら、本市の将来に最適な判断を行っていきたいというふうに思っております。

重ねてになりますが、現在はそういった誘致に至っておりませんし、またそういった動きは全くないといったところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 全くないからということと言えますけれども、まず議会決議も全部分かっています、私はもうポイントを置いています。それなりの議会と行政等の手続を踏んで、

議会として陳情に行ったりしているところに、市長も同行されて、しばしば行っているという状況が続いている、こういう感じですね。

それが続いてきたと。

私も、もう本当に、若いときからその動きも気になっていまして、やっぱりそうやって、本当に自衛隊が来るんだとかということになってから住民に知らせるということで、本当にいいんだろうかと、自分は思ってきました。

宿毛に自衛隊を呼ぶという動き、勉強会をすることは当然いいんだと思いますけれども、その論議も含めて、市民がどう考えているかという、リサーチもしながら、意見も聞きながら進めていくというのが、本来の行政としてのすべきことではないかと思ったわけです。

そういうこと、私の意見をまず言うておいて、次の議題2番のテーマに移ります。

2番のテーマは、中谷防衛大臣就任祝いの新聞広告掲載の経緯とその正当性を問うというテーマです。

先にも言ったように、2月18日付の高知新聞に、中谷防衛大臣就任祝いの新聞広告が、宿毛市及び宿毛市議会名入りで掲載されました。

これに関して、以下の点について質問させていただきます。

まず最初は、新聞広告掲載に至る市の手続について伺います。

宿毛市の新聞広告掲載費用は、どこから拠出されたのでしょうか。公費であれば、具体的な費目と金額についてもお願いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

中谷防衛大臣就任祝いに伴う新聞広告掲載費は、一般会計の予算科目、2款総務費、1項総務管理費、3目秘書費、11節役務費、広告料

から支出し、支出額は1万3,750円になります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 次に、公費1万3,500円程度が出されたということになりましたが、宿毛市が新聞広告を掲載する意思決定をした手続、どのような経緯で決裁が行われたのか、お聞かせください、お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

新聞広告掲載の意思決定手続におきましては、高知新聞社から掲載企画書が届きまして、協賛広告に関する企画課内決裁を経て、市長決裁を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） そしたら、形としては、高知新聞から提案が出されたものを、企画課長が専決をしたではなくて、あるいは、市長にその中身を見せて、企画課でまず提案書を出してというか、よろしいかというやつですね。で、市長が決裁したということで、市長は当然、掲載の内容を見て決裁したということでよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、再度確認をしましたが、高知新聞社がこういった形で掲載したいといった企画書の内容を見せていただいて、それで決裁したということでございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 市長決裁は、内容を確認して決裁したということで分かりました。

その次に移ります。

新聞広告掲載の正当性について、問うていきます。

宿毛市の名前が記載され、公費が使用されることで、公式なメッセージとして、宿毛市が中谷氏を支持しているか、政治的に支持しているかのように受け取られる可能性があります。

当然、受け取られない可能性もありますが、受け取られる可能性があります。

この点について、市長はどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このたびの中谷大臣の就任記念企画ということでございます。これに対する協賛広告についてでございますが、高知県選出の国会議員として、地域の発展に寄与していただいていることから、協賛に至ったというものでございます。

高知県選出の国会議員が、今後も、高知県はもとより県内市町村のために活躍していただくための一助となることを期待しているものでありまして、県内の市町村が一体となって応援するため、協賛したものでございまして、高知県内市町村全てが協賛しているというふうに、承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） 県はそこには入ってなかったですね。あとは全部、市町村入っていました。

全部が同じようにやっているからということで、うがった見方ですれば、市町村みんなが応援していますよというメッセージにも取れるという内容になっています。

私のところにも、こんなんであろかねってということで、聞かれたところがありまして、それで初めて知ったというのもありますので、確

かになと思って、この質問しているわけです。

違法であるとか、そういうことを言っているわけではありませんよ。

いいですか、質問して。

追質問いたします。

通常、市の新聞広告は、広報活動として行われますが、今回の広告については、どのような位置づけがなされるのでしょうか。お願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回は、中谷代議士が防衛大臣ということで、こういった質問になっているのかなと感じているところでございますが。

結構、高知新聞も営業として、いろいろな企画を立てて、こういった形で、こういった記事を出すので、正月とかもあったかなというふうには思うのですが、市町村名でということ。

どう言いますか、ほかの市町村とも協議をしながらにはなるのですが、大体、皆さん、足並みをそろえて、協賛をして、応援しましょうというような形。地元新聞でもありますし、また内容の記事にもよるのですが、そういったことだというふうに、自分は理解をしているところでございます。

今回の大臣の就任は、公的な立場としてのものでありまして、今回の祝意表明は、政治的な支持を表明するものでは、全くありません。あくまで公的な立場としての功績をたたえるものだというふうに理解をしているところでございます。

先ほど、議員のほうからも言っていただきましたが、以上の理由から、本市として、今回の新聞広告掲載は正当な行為であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） そうですね、皆さんがやるからという、何となく分かるんですけども。何となくと言うか。ちょっと気をつけてよという線では、これから質問していきます。

今の話から言うと、この広告は公的儀礼として行われたというふうに捉えられます。公的儀礼としての広告をうったと。

そのように行われたのであれば、公費使っているわけなので、この広告が市民の利益にどう貢献するのか。この観点が必要じゃないかと思っています。

市長に、突然ですが、伺いたいと思います。

祝意をみんなで示すという、そういう話は分かりましたが、公的儀礼としても、公金ですので、この広告が市民の利益にどう貢献するのか、具体的に説明ができましたらお願いします。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

中谷代議士が大臣就任ということでございますので、当然、国防という形の中でしっかりと、市民だけではなくて、国の、国民のために頑張っていただけのだということで、それは当然、市民、日本国民の利益に資するものだというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） 主張は分かりましたが、次の質問にいきます。

しかしながら、今回の広告は、分析してみると、中谷防衛大臣個人の政治的立場を祝うもの、これは間違いないわけです。祝電を送ることで十分ではなかったかと考えます。

皆さんで、賛意のあるもの一致してというか、声をかけて、個人としての祝電とか、市長とし

ての祝電とか、そういうのが正当ではなかったかと思うわけです。

このような新聞広告は、市の政治的立場に偏りを示すものとして受け取られる可能性がある。そこはマイナス効果になるのだろうなと思うわけです。

私も、そのようにも取れるなというふうに見てしまいましたので。

電話がかかってきた方、それから私が、こんなどうって言ったら、ちょっとこれまずいがやないかっていうのが、私の周りには結構いました。

そうであれば、行政運営に支障を来すおそれがあります。公費を使う際には、市民の権利に直結する必要があるため、今後はこのような広告は控えるべきだと考えます。市長の見解をお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、中谷防衛大臣です。大臣に対する祝意でございまして、これは決して個人ではなくて、公人だというふうに理解をしているところでございます。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、このたびの中谷大臣就任記念企画に対する協賛広告につきましては、高知県選出の国会議員として、地域の発展に寄与していただいていることから、協賛に至ったものでございます。

高知県選出の国会議員が、今後も政党とか、大臣の種類とは言わないですけども、何大臣であろうが、高知県はもとより、県内市町村のために活躍していただくための一助となることを期待をしているものであります。国会議員がということでございます。国会議員は今後もということでございます。

県内の市町村で一体となって応援するために

協賛したものでございますということで、先ほどもお話をさせていただきました。

今回の高知新聞社主催の広告、あくまでも高知新聞社が主催したものでございまして、これは高知県選出の中谷議員が、地域の発展に多大な貢献をされたことへの、今までのことも含めてだと思いますが、敬意と、今後の御活躍を願い、県内34市町村が同様に協賛する企画であったことから、地域の一体感や連携も重視をさせていただいて、地域の利益に資すると判断をし、協賛をしたといったのが、今の現状でございます。

ただ、先ほど今城市議のほうからも話ありましたし、今後におきましては、今後は地域にとって有意義な協賛広告の在り方について、自分1人じゃなくて、高知県全体の、特に自分は市長会のほうに参加をしていますので、市長会また町村会は町村会で検討をしてもらったらいいのかなというふうには感じながら、お話を聞かせていただいているところでございます。

ただ、したことについては、特に問題があったというふうには思っておりません。ただ、新聞社が企画したものに対して、全ての県内の市町村が同様にという形の中で、協賛をするような形になっておりますので、この点については市長会のほうで、一度自分のほうから、協議をしてもらいたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 適正な形で祝意を示すというのが必要かと思います。

まず、広報的な捉え方をされれば、市のメッセージということになります。皆さんに広く、市が伝えますよということになります。

それが、中谷氏が当然、祝意を、おめでとうございますの広告を打つというのは、民間であ

れば何ら問題ないと思いますけれども、そこになんで県が載らなかったのかとか、そんなことも慎重に考えながら、やっていただきたいと、そういうふうに思うわけです。

ぜひみんなで検討してみてください。

まず、さっき、市の立場の偏りということを言いましたが、なぜ私がこういうことを言うのかということ、市の立場の偏りとは、特定の立場や利害に基づいて意思決定が行われる可能性があることを指します。程度の差こそあれ、そういうふうには受け取られる状態になると。

この偏りが存在するようになると、公平な市民サービスの提供は、多かれ少なかれ妨げられるということです。これが進んでいくと、政策決定が不透明になりかねません。当然そうですね。一定の利益に準ずるような形の政策決定が起こる。

行政は、本当に中立性を保つということを住民に信じてもらうという、これが一番大事なことでないでしょうか。

全ての市民に対して、公平かつ透明な対応をすることが極めて重要です。したがって、今後はこのような広告の掲載を控えるべきだと考えますというのが、私の主張であります。

ぜひ、二つの命題があります。利害関係による偏った意思決定か、公平で透明性ある意思決定かと。こういうことで、当然、公平で透明性ある意思決定を目指すという観点において、今回のこの広告の内容をもって、またよい行政活動に努めていただきたいと思います。

それでは、次のテーマに移ります。

3番の、西地区小中学校建設の進捗を確認すると。これは、堀議員がさっきやってくれましたので、全て私が思っていたことに回答がありましたので、これは割愛いたします。ありがとうございます。

続いて、4番目のテーマ、健診会場変更に係

る市の対応についてということで、私の元に手紙が届きました。

ということで、健診会場の変更の件で訴えがあったのですが、実は、会場の変更は勘違いということだったらしいです。本人に伝えましたが、この内容が切実な内容ですので、手紙の内容を読み上げます。

肺がん、結核検診のセット検診会場が変更されました。今まで歩いて行けた人たちは、タクシーか便乗か。それもできない人は、受けることもできなくなりました。広報には1年に1回健診を受けましょうと書いています。

一方的な通知でなく、受けられるようにすることが市の姿ではないでしょうか。

市議会に取り上げてくださいという内容でした。

質問します。

これまで継続されてきた地域での公共サービスが衰退し、市民にひとしく提供されるべきサービスが受けにくくなった高齢者、障害者などの現状について、市はどのように把握しているのか、お答えいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

まず、本市における各種健診の御案内につきましては、3月初めに健診の日程や会場、申込方法などを記載した健診ガイドを、全戸配布してお知らせしております。

一人でも多くの方に健診を受診していただくために、複数の会場で実施しておりますが、人口減少などにより、会場の変更や、一部縮小になることが、今後ますます想定されることと考えております。

令和7年度につきましては、千寿園と宇須々木公民館で実施しておりました、婦人がん検診

を廃止させていただきました。

また、健診車両の巡回に当たり、移動時間の短縮などを目的として、近距離で実施しておりました会場を統合するなど、一部の変更がございます。

健診等の会場の変更や廃止に関しましては、市民の健康を守るための施策として、その影響を十分に考慮し、特に高齢者や障害者など移動が困難な方々への配慮が必要で、慎重に対応していく必要があると認識しております。

しかしながら、高知県総合保健協会に委託して行う健診事業におきましては、県内の各地域を巡回して行う健診車両の日程調整や、健診実施に係る人員確保など、各会場での受診者が一定数を超えなければ実施が困難となることも、御理解いただく必要がございます。

先ほど議員より、別の会場の、勘違いもあったというふうにお話がありましたが、今回の千寿園と宇須々木公民館での婦人がん検診の廃止につきましては、過去のどの会場に、どの地区から、どれだけの方が来られていたかを把握しまして、該当する会場周辺の地区長に、電話連絡により事前に情報提供を行い、地域の皆様方からお問合せがあった場合には、別の会場での受診を勧めていただくことや、移動が困難となる住民に対しましては、はなちゃんバスの御利用いただくことなどの周知につきまして、御協力いただくようお願いをしまして、御理解をいただいた経過がございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 続いて質問しましょうかね。

今後、同様の訴えがあった場合、宿毛市はどのように対応する予定でしょうか。今、重なっているとは思いますが、重ねて聞いていいですか。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

今後は、健診事業だけではなく、様々な場面でサービスの提供が、いろいろな形で困難となることが予想されますが、それぞれの事業の目的に応じた対応が必要と考えております。

今回のような健診事業における会場の変更や事業の縮小など、今後、実施する場合には、交通手段の確保や市民の皆様への情報提供など、丁寧な対応に心がけ、健診の目的であります市民の健康を守るため、各種健診の受診率向上を目指し、会場を増やすことや、また維持することの利便性の向上だけではなく、市民の皆様がより健診を受けやすい環境づくりに努め、市民の健康増進を図る施策の推進に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） いろんな事情、行政側の事情も分かるし、それから相談者の事情も非常に分かるわけです。

手紙をいただいた方の家に伺わせていただいて状況を聞くと、やっぱり切実だなと思うわけですね。

だから、できるだけ対応が進むように頑張ってほしいと思うわけです。

例えば県の車両が、これぐらいの人数が欲しい、これも事情が分かります。

一定努力されていますが、なお、様々な福祉サービスがあって、様々な事業が課を超えて行われていますが、私のイメージでは、やっぱり地区、この地区がどれだけサービスが受けにくい状況になってきたかというのは、マップなどでポイントするというようなことで、一応、共有できるデータを、課をこえて共有できるデータ。行政サービスが受けにくくなっているとこ

ろ、その地区には何件ぐらい、自分で移動できない人たちがいるとか。

そうすることによって、区長さんとか民生委員を通じて、連絡がピンポイントで入っていく可能性があるのではないかと考えたわけです。

そういう対応をしていけば、私たちのために動いてくれているという、信頼が一番、私は重要じゃないかと思しますので、何らかの、私も行政の事情というのは、具体的には肌では感じていけませんので、そう詰めることもできないと思いますけれども。

けれども、工夫によって、その穴を埋めることはできる可能性はあると感じましたので、ぜひ今後の対応をうまくやっていただければと思っています。

次の議題ですね。最後のテーマにいきます。

本市の住宅政策を問うということで、このことは、今回、私は住宅政策ですけれども、特に地方自治法の理念である住民福祉の増進ということを念頭に置いて伺っていきます。

質問します。

まず、高齢化が進む地域コミュニティ、単身世帯の増加、若い世代の自立や家族形成など様々な課題があります。それらに対応するために、どのようなまちづくりを進めていこうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

宿毛市は、公共商業施設や住宅が密集している既存市街地を中心に発展してきましたが、後に、宿毛駅の建設や、高砂の宅地開発などを経て、東西に長い町並みを形成しています。

また、都市計画事業においても、市街地を東西に貫く都市計画道路桜町藻津線を建設するとともに、既存市街地と宿毛駅周辺を連携させる

ため、宿毛駅前地区土地区画整理事業や、宿毛駅前地区土地区画整理事業を展開してきました。

一方、地方の自治体においては、人口減少や景気低迷に直面し、従来の市街地拡大を前提とする計画から、商業や住居区域を集約化するコンパクトシティの考えが広がり、インフラ整備も施設更新や維持管理など、長寿命化に視点が置かれることとなりました。

宿毛市においても、居住地を拠点エリアや幹線道路沿いへ誘導し、日々の生活を便利で機能的にする住宅政策を求められますが、市街地の広い範囲が５メートルから１０メートルの津波浸水想定区域になっていることや、液状化の懸念、長期浸水の予測など、被災リスクも多くあり、現在策定中の事前復興まちづくり計画のワークショップにおいても、被災リスクの低い場所へ居住地を求める意見が多く挙がっています。

現状では、商業施設の多い市街地から離れることにより、利便性を低下させるおそれもあるため、住宅政策は、建てる場所だけではなく、商業地と居住地をつなぐ交通手段や、住む地域のコミュニティなど、多様な視点による政策が必要になると感じています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） ６番今城 隆君。

○６番（今城 隆君） なかなか、痛しかゆしで、大変な様子が見えがえます。

津波被災地域にまちが形成されたというのも、理由が当然あるんだろうと思います。いろんな活動がしやすい場所ということで、町が発展して、そして高台に団地などをつくれば、そこが本当にいろんな利便性のあるところに発展していくかという、そうでもないですね。

新興住宅は、年をとって車が持てなくなったりすると、転居しなければならないというようなこともありますので、やはり津波があるとしても、避難が担保される町並みづくりというの

も、ある意味では必要ではないかと考えるわけです。

そんなことを考えて、聞かせていただきました。

それでは、次の質問に移って行きます。

若い世代の自立と家族形成を促進し、高齢者や障害を持つ人々が医療や福祉サービスを受けられるようにするためには、適度な負担で、適切な住まいに居住することが可能となる政策、いわゆる住宅アフォーダビリティ施策の充実が必要だと考えます。

主に家賃補助とか、そういうことが主だと思いますが。

質問します。

本市では住宅アフォーダビリティ施策として、どのような取組が行われているのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

まず、住宅アフォーダビリティとは、家計に過度な負担をかけることなく、適切な住宅を確保できる環境にあるかどうかを示す考え方であるとされています。

住まいは生活の基盤であり、特に低所得者や高齢者、子育て世帯などにとって安定した住まいの確保は、安心して暮らすために重要な要素になっており、全国的にも住宅に困難を抱える方々への支援として、公営住宅等の整備や、民間住宅を活用した居住支援など、様々な施策が展開されています。

本市におきましても、住宅に困窮している方々の住まいを確保するため、公営住宅等を整備し、安心して生活いただける環境づくりに努めているところです。

また、移住を目的として、市内の民間賃貸住宅へ入居する子育て世帯を対象とした家賃補助

や、移住者や移住希望者が暮らそうとする市内の空き家を改修する費用の一部を補助するなど、移住促進と合わせた住宅確保の支援にも努めているところです。

これにより、子育て世帯や移住希望者が新たに本市に定住しやすい環境を整え、地域の活性化を図るとともに、住宅アフォーダビリティの向上にも寄与しているものと考えております。

今後も引き続き、公営住宅をはじめとする様々な施策を総合的に推進し、誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） 宿毛市のホームページで、支援策を、一覧を見ました。ちょっと読み上げます。

子育て世帯移住支援事業補助金、こんなのがありました。

それから、結婚新生活支援事業費補助金と、それから、宿毛東団地住宅支援事業費補助金。それから、空き家活用事業補助金。U I ターン希望者住宅改修事業費補助金。それから、空き家活用移住促進住宅整備というのが、名前としては出てきました。

あとは、福祉的事業で、バリアフリー住宅改修補助とか、公営住宅とか、住宅費扶助、生活保護に関わるものでしょうか、こんなのが出ましたが、質問します。

補助金を見ると、移住者対策が多く打たれています。大変ですね。

多く支援がある、これは否定するものではないのですが、何よりも宿毛市民の住生活が豊かで魅力的でない限りは、移住者政策は一時的に終わると思います。

やはり、ここに住んでよかったというのは、ここの人々たちが、いい住生活が送られている

という環境を整えていくということが必要ではないかと思うわけです。

市民を含めた支援を充実させ、より豊かな住生活を提供するために、どのような施策が必要だとお考えでしょうかという質問をしたいと思います。

答えにくいかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

まちづくりの会に行きますと、大学の教授や専門家のまちづくりの講演を聞く機会が時々ありますが、専門家の方たちの取組は、コンパクトシティのような便利さや、機能性の追求というよりも、地元に対する愛着心を育てることを重要な点として取り組んでいるように思います。

午前中の小谷議員の質問の中で、友達がたまる場所があったというお話がありましたが、なぜかその場所へ行ってしまうとか、なぜかそのお店行ってしまうとか、それから少し時間がかかるけれども、鉄道やバスに乗ってみようと、こういった気持ちになるのは、その場所の空間や過ごす時間の心地よさ、それから思い出などによるもので、便利とか機能的とはまた違うものだというふうに思います。

バス路線を残すためにバスに乗るイベントを定期的に行い、子供たちがバスに乗る機会づくりをしている取組も、まちづくりの会では紹介されていて、この行政の施策で全てということとはできないとは思いますが、このようなイベント等をきっかけに、愛着心を育てていくということは有効な手法の一つだというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） いい話を聞かせていた

できました。

そうですね、人々の活動が起こるまちになるということが、重要かということになるかと思いますが。

ぜひ、そういうことを1つずつ、住宅政策に関わって、そういうまちになっていくとか、コミュニティが生まれていく、そういうまちになっていくということも含めながら、行政の皆さんで知恵を出してやっていただければと思います。

次の質問です。

住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット制度の内容について、本市での制度活用状況について、内容と活用状況について、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法は、平成29年に、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度として創設されました。

この登録は、高知県が窓口になっており、宿毛市内の民間賃貸住宅も19棟99戸が登録されています。

同法は、令和6年6月に改正され、本年10月をめどに新たな制度が施行される予定となっており、改正内容には、より多くの住宅の確保や、必要な支援を受けられる体制の強化などが含まれています。

この住宅セーフティネット制度は、低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、住宅確保に困難を抱える方々の居住支援を目的とする制度であり、本市におきましても、市民の生活の基盤を支える重要な施策として、認識しているところです。

10月の施行開始に向け、4月以降、地方公共団体、不動産関係事業者、居住支援関係事業者等を対象とした事業説明会が予定されており、具体的な制度設計や運用方法等が、国から示されるものと思われます。

これらの説明会などを通じて、より多くの関係者が制度を理解し、実施へ向けた準備を進めていくことが大変重要であると考えておりますので、本市におきましても、改正後の制度が円滑に運用されるよう、事業者や関係機関との連携を図りつつ、住宅確保に困難を抱える方々が安心して住まいを確保できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 登録も宿毛はないのかなと思ったら、19棟99戸、動き始めたら助かる人が増えるかもしれません。

まだ、実際にはこの制度で居住している方はいないのでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

民間の賃貸住宅の登録ですので、この制度を利用して入居しているかどうかという把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 例えば、身寄りのない老人が賃貸住宅を借りにくいと、借れないという現状があったりするときに、この制度を活用して、入れるようになる。その代わり、やっぱりNPOなどの後見人になる方とか、そういうものが必要になってくるのだと思いますけれども、そういう制度が立ち上がるということも大事になるかと思います。

追加質問として付け加えていきます。

セーフティネットの活用も重要です。これが動き始めれば助かる人も多くあると思いますが、現在でも、実現可能な取組として、現行の福祉政策の中で、やっぱり住み替えとか、施設に居を移さないといけないという人、いつもあるわけですので。

その中で、窓口を、私のイメージとして、それぞれに居住の場所を変えざるを得ないとかということのお世話をしているのだと思いますが、逆に、新しく、事情によって居を構えたいということで、福祉型居住支援窓口というものを、自分としては提案したいと思います。

相談をする、福祉型というか、何らかの福祉を求めている方が、田舎から、もう家がボロボロになって、それから地域もあれで、車もないと。町のほうに住み替えたいんだというような話があったときに、ひょっとしたら、福祉制度の枠の対象になっている方かもしれないということもあるかもしれません。

様々な関係のほうで、住宅支援とかがなされていると思いますので、さっきの住宅確保要配慮者のニーズを把握し、関係部局が連携して、借家や公営住宅、高齢者施設などを受皿にした居住支援の流れを構築することも、ぜひ検討していただけないかということです。

イメージは、今やっていることでも、各課を横断して、結局、次の住みかに適切に移せるという制度ができれば、ひょっとしたらもっとうまく回っていくかなと思うわけです。

この件について、回答していただけますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

住宅セーフティネット法の一部改正においては、貸主となる大家さんへの支援と、入居者へ

の支援、居住支援体制の強化、以上3点が改正の柱になっています。

令和7年度から法改正の説明会が始まるということで、まだ具体的な内容を把握できておりませんが、居住支援体制については、住宅施策と福祉施策に関係する内容になると思われますので、説明会の内容等を踏まえた上で、どのような体制がいいのかを検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ぜひ頑張ってくださいと思います。

次の質問です。宿毛市の公営住宅の利用状況や管理の状況、また今後の再編計画について、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

宿毛市の公営住宅等の利用状況につきましては、令和5年度末時点の総戸数が4,411戸、うち入居戸数は2,755戸となっており、入居率は62.4%になっています。

また、施設管理の状況については、老朽化により不具合が生じた箇所の修繕及び工事費が、令和5年度決算で1,355万6,180円、街灯の電気代や浄化槽の保守点検等に365万4,150円、建物火災や損害保険の掛金が42万9,781円で、計1,763万8,140円となっています。

次に、宿毛市の公営住宅等長寿命化計画については、人口減少や既存団地の老朽化を踏まえた用途廃止と、建て替えによる耐震化を順次実施しており、用途廃止については、平成25年度に計画策定して以降、萩原団地、新田団地、田ノ浦団地、片島東団地の4団地、計38戸分を用途廃止しました。

また、建て替えによる耐震化については、改

良手代岡第一団地において、平成２９年度から令和４年度まで、３２戸の解体と、２４戸の新築。改良手代岡第二団地においては、令和５年度から令和６年度まで、１２戸の解体と、６戸の新築を行っています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） ６番今城 隆君。

○６番（今城 隆君） 大分古くなってきて、住みにくいところも増えていると思います。

新たに建てるもの、本当にいい環境ができるように頑張してほしいと思います。

最後の質問にします。

市民の住生活の質の向上のためには、本市独自の住生活基本計画、つまり理念法みたいなものですが、策定が必要だと考えます。

住生活基本計画の策定が必要だと考えます。この点について、どのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、お答えします。

住生活基本計画は、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を目的に、住生活基本法において位置づけられた計画であり、政府は、全国計画を定めなければならない。都道府県は、全国計画に即して、都道府県計画を定めるものとしてとされています。

全国計画と高知県計画では、安全な住宅の確保や、要配慮者の住まいの確保、空き家対策などを基本施策や目標としており、宿毛市が策定している宿毛市振興計画や、宿毛市地域防災計画、宿毛市地域福祉計画、空き家等対策計画などでも、同様の項目が、施策や目標になっています。

また、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅等についても、住生活基本法に沿って作成された公営住宅等長寿命化計画策定指

針を基に、宿毛市公営住宅等長寿命化計画を策定しており、令和６年２月に改定した際にも、住生活基本法の内容を踏まえ、改定していることから、住生活基本計画の策定は考えていません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） ６番今城 隆君。

○６番（今城 隆君） 県の基本計画も本当に薄っぺらなものです。つまり、何のために言うのかというのは、継続した事業展開という意味で言っております。例えば、１０年２０年と、その理念に向かって住宅政策を進めていく上の理念を、その都度、参照するという意味でつくったほうがいいと。

それから、予算化するのにも、継続した、というふうに進んでいるのかという見直しのためにつくったほうがいいということを考えます。

まず県のものを、本当に宿毛の実情に寄せていく程度のものでもいいんじゃないかと思っています。

最後に、締めたいと思います。

住まいは人権、住民福祉の増進という基本的理念の実現のために、本市の住宅政策が進められることを期待しています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、１０分間休憩いたします。

午後 ２時３２分 休憩

————・————・————

午後 ２時４４分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１１番高倉真弓君。

○１１番（高倉真弓君） １１番、高倉真弓です。一般質問いたします。よろしく願います。

１項目め、所有権移転（個人相続）について

をお伺いいたします。

1 番目に、相続登記義務化による宿毛市の固定資産の相続状況についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 税務課長。

○税務課長（朝比奈淳司君） 税務課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならなかったこととされました。

なお、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記が完了すれば、法務局から市へ登記変更の通知が来ます。その件数につきましては、相続登記義務化前の令和5年度には、土地が2,877件、家屋が170件でありましたが、義務化後の令和6年度には、2月末時点ではありますが、土地が3,119件、家屋が177件であり、合わせて249件増加しております。

これは、相続登記の申請義務化の影響であると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 249件も増えたというのは、やっぱりそうなんですね。

皆様の意識の高いこともうかがえますが、私もつつい先延ばしにしておりまして、先日やっと手続をしました。

父からの相続のほか、祖父からの相続も出てまいりましたので、詳細を知る夫がいる今のうちということがありましたので、取りあえず簡単にできました。

夫は、じいちゃんに連れられて山とかを歩いていたそうですので、相続関係の土地とかもよく分かって簡単でした。

ただ、義務化にならなかったら、まだそのままだったかもしれないと考えました。関心がありますと、その方面でもお話が出てきます。宅地と墓地とを交換した。ただそのままにしているということでしたので、お互いの関係者が御健在のうちに、そういうことは解決しないと揉め事に発展しますよと話しました。

その関連の中で、相続を希望しない話も出てまいりまして、そのような物件の場合の方法をお尋ねしたいと思います。

2番目に、資産の寄贈について。宿毛市空き家活用移住定住促進住宅としての活用についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、高倉議員の一般質問にお答えします。

個人資産の寄贈に関する御質問であったかと思いますが。

まず、移住定住促進住宅についてでございますが、本市では、この移住定住促進における空き家活用の取組として、市が所有者から空き家を借り上げ、修繕等を行った上で、本市に定住する意思を持って、市外から転入しようとする方などに貸し出しする空き家活用移住定住促進住宅を設置しております。

この住宅は、1年以上居住実績がなく、かつ、例えば倉庫ですとか、そういった方面でも活用が何もされてない空き家を借り上げて、移住者用住宅として活用することを前提としております。

そのため、市が個人資産の寄贈や譲渡を受けて、移住者用住宅を設置したことはございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

ちょっと教えていただいていいですか。

どなたかの質問の中に、空き家を改修するときに、ある程度、市から補助が出るとお聞きしたのですが、どの程度の金額が、すみません、金額のことまでちょっとお願いしていなかったもので、もしあれでしたら、また後からでも結構ですけれども。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

概要になりますが、御説明いたします。

宿毛市空き家活用事業費補助金というのが、まずございます。これは、移住者や移住希望者が暮らそうとする空き家ですね、住宅を改修する際に、補助金を交付するもので、補助金の上限額が185万7,000円、個人の負担が5分の1となっております。ただし、耐震性1.0以上というものが条件となっております。

次に、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金というものも設置しております。これは、移住者や移住希望者が暮らそうとする住宅、これも空き家に限りますけれども、改修するときに、補助金を交付するもので、現状、補助金上限額は25万円、個人負担は2分の1としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。急な質問で、大変失礼いたしました。よく分かりました。

ただいまの御説明以外に、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅活用以外の活用があれば、お教え願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

市民の方から、土地や家屋等の御寄附の相談が、年間を通じていただくこともございます。

確かに市の事業で、活用できる場合であれば、寄贈いただくこともあります。ほとんどが活用することが難しいものが多くて、管理等の面からも考慮して、実際には寄贈をお受けしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 実際には、受けていただけないということなんですね。当然ですよ。管理できないから、またその状態にないから、市にと言われましても、当然、活用、転用できない土地、家屋、山林を寄贈されても困りますよね。

ただ、今後は、少子化の上に、後継者がいない状態も十分に考えられると思います。

再質問いたします。何か手だてはございませんでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私からお答えをさせていただきます。

空き家等とか、要らない土地、要らないというか、相続されないという形の中で、寄贈ということでございます。

先ほど、何か手だてというお話でしたが、今、その件について、こういったことがということは答弁、ちょっと持っておりませんが、先ほど申しましたように、寄贈という形での、宿毛市としての受入れということは非常に厳しいものがあるのかなというふうに、宿毛市としては考えております。

ただ、そういったお困りの方がたくさんおられるということでございますので、そういったことについては、それぞれの部署でまた、その都度、丁寧に御相談には乗りたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。

正直、難しい問題であることは承知いたしておりますが、御高配いただく事例であると存じますので、よろしく御検討いただきますようお願いいたします。

2項目にいきます。

避難所について御質問いたします。

指定施設の現状について、お教えてください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

現在、宿毛市内には、各種災害に対応できる指定避難所が50か所でございます。その内訳は、地震津波対応が36か所、風水害対応が48か所、洪水対応が32か所、土砂災害対応が31か所です。

さらに、特別な支援が必要な方のための福祉避難所を、8か所指定している状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

再質問させていただきます。これまでも多くの方から御質問いただいていることと存じます。改めまして、もう少し具体的に、備品、設備等のことをお教え願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質問にお答えいたします。

備品等々についてでございますが、避難者備品につきましては、宿毛市総合運動公園にあります防災備蓄倉庫、それから田ノ浦にあります旧みなみ保育園、そしてまた西町には、西町コミュニティセンター等々に、市内で約8か所に分散して備蓄をしております。

備蓄品につきましては、主に食料や水。食料

については、アルファ化米とか、ラスクということになりますが、それ以外にも、ミルクでありますとか、毛布、アルミロール、そしてトイレや衛生用品なども備蓄をしております。

そのように分散している施設から、それぞれ避難所において、先ほど御説明しました、そういった品物を迅速に届けていくよという計画にしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） そうですね、内容と言いましても、何日かかるか分からないし、何人の方が御避難されるかも分からなくて、その想定の中ですから、市としても、担当課としても、なかなか大変ということは、御心配が尽きないことは、容易に拝察いたします。

昨年、令和6年10月4日、石破首相の所信表明演説の中で、災害関連死ゼロを実現すべく、スフィア基準を踏まえ、避難所の在り方を見直すとの御発言がございました。その背景には、2016年の熊本地震で、健康を害するなどとして、災害関連死に至った方が、直接死50人に対して4倍の218名に及んだことが。これは熊本県の発表によります。2024年の8月までのデータのことで、そのことによるものです。

首相は、防災庁設置準備担当相に、最重要テーマの一つとして、避難所の環境改善を強く指示したとございます。それを受けまして、避難所の生活環境の改善についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

11月の内閣総理大臣の所信表明された、発災後、早急に全ての避難所でスフィア基準を満たすという方針でございますけれども、本市も

その重要性については深く認識をしているところでございます。

避難所の生活環境を向上させることは、被災者の健康と安全性を守り、災害関連死を防ぐために不可欠でございます。

スフィア基準は、避難所の居住スペースや水、衛生環境の整備を求める指針でありまして、被災者が安心して生活できる環境の確保に欠かせません。

特に、避難生活が長期化した場合、精神的ストレスの軽減や、健康維持の観点からも、良好な環境整備が求められております。

本市では現在、簡易トイレやパーティション、簡易ベッドなどの整備を進めておりますが、まだ十分な整備とは言えません。

そこで、今議会において宿毛市避難所生活環境改善事業としまして、7,997万7,000円を補正予算に計上し、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、さらなる環境改善を図ります。

この本事業では、トイレカーや給水タンク、簡易ベッド、パーティション用テント、そして簡易トイレ、炊き出し用資機材などの備蓄を整備し、避難所の環境を充実させます。

これにより、被災者が安心して過ごせる空間を確保し、必要な支援を迅速に提供できるよう努めてまいります。

さらに、避難所運営マニュアルの更新や、訓練等の実施を通じまして、生活環境の継続的な向上に取り組めます。

今後も被災者の方々が少しでも快適に過ごせるよう、そして災害関連死を防ぐため、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。

既に課題は明白でございます。何分にも問題が山積ですので、大変とは存じますが、台湾東部花蓮県の例もございます。

僅か4時間で、テント受入れ、設置完了、翌日の朝には野菜たっぷりのお弁当、飲物が用意されたそうです。

中平市長におかれましては、所信表明の中で、困難にあっても、志を貫く、不撓不屈の思いをいただきました。

市民一丸となり、災害に備えなければなりません。そのためには、広報、その他の手段を通じて、自助、共助の大切さを周知していただき、宿毛モデルが日本モデルになりますよう希望いたします。質問を終わります。

本日はありがとうございました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時04分 延会

令和 7 年
第 1 回宿毛市議会定例会会議録第 3 号

1 議事日程

第 9 日（令和 7 年 3 月 1 1 日 火曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（1 4 名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	1 0 番 川 村 三千代 君
1 1 番 高 倉 真 弓 君	1 2 番 野々下 昌 文 君
1 3 番 松 浦 英 夫 君	1 4 番 寺 田 公 一 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田	厚 君
次長兼庶務係長 兼 調 査 係 長	中 平	純 君
議 事 係 長	福 井	佑 君
庶 務 係 主 任	宮 本	恵 里 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平	富 宏 君
副 市 長	上 村	秀 生 君
企 画 課 長	谷 本	裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事 務 局 長	桑 原	一 君
危機管理課長	有 田	巧 史 君

市 民 課 長	岡 本 武 君
税 務 課 長	朝比奈 淳 司 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	川 村 志 保 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	太 田 芳 宏 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 皆様、おはようございます。9番、一般質問をさせていただきます。

主に農業関係について、質問をさせていただきます。

鳥獣被害の対策について、お聞きをいたします。

イノシシが侵入した後は、果実が食べられる被害が出るだけではなく、イノシシが農園を走り回ることによって石垣などの設備が壊される被害が出ると、農家の方は迷惑、たくさん重労働が増えてまいります。

石垣を修復することは、大変な作業負担になるとおっしゃられます。行政は鳥獣被害について、どのような対策がとられているのか、質問をいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） おはようございます。産業振興課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

鳥獣被害に対して、当市としては、防護柵設置事業と有害鳥獣捕獲事業により、被害防止に努めているところでございます。

まず、防護柵設置事業につきましては、農業者が実施する防護柵等の設置に際して、2分の1を補助することで、鳥獣による農作物被害を防止するものとなります。

また、地区単位で大規模に防護柵を設置する場合には、有害鳥獣被害防止対策協議会が国の補助金を活用して、防護柵の設置も実施しております。

次に、有害鳥獣捕獲事業につきましては、農業者や、市からの依頼に応じて、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲する狩猟者に対しまして、報奨金を支出することで、有害鳥獣の捕獲を促し、被害防止に努めるものとなります。

また、有害鳥獣捕獲事業に関しましては、指導者の必要に応じて、有害鳥獣被害防止対策協議会が保有する捕獲おりの貸出しを行うことで、被害防止策の一層の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 先ほど言われました、おりの貸出しについて、お伺いをいたします。

果樹農家の方が、イノシシ対策でおりの貸出制度を利用していますが、6か月という限定付のものだったということで、農家としては、期限を切られても捕獲されるものではないと、不満の声もありますが、詳細をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

捕獲おりの貸出期間につきましては、宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会の定める捕獲おり貸出要綱の中で、許可の日から6か月間とすると定めております。

期間を設けることで、捕獲おりを利用する狩猟者の方に、効率的な活用を意識していただくとともに、協議会としても、より適正に管理することを目的として、期間を定めているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

この申請は、複数回できるものでしょうか。教えてください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、捕獲おりの有効活用と適切な管理のために、貸出期間を定めておりますが、状況を精査する中で、6か月を過ぎましても、再度、貸出しの必要がある場合につきましては、貸出しもできますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） この捕獲おりの情報は、スマホから息子さんが得た情報ということで、知ったと言われております。そうでなければ知ることはなかったと、高齢者の家族は言っていました。

おりの貸出しについての周知方法はどのようなものであったか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

捕獲おりの貸出しに関しましては、貸出しの対象者を、わな免許を取得している狩猟者の方に限定しておりますので、広く一般には周知はしておらず、有害捕獲許可を出している狩猟者に対して、報奨金の申請の手続のときや、有害鳥獣被害防止対策協議会の中で周知を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

生産者は、鳥獣被害から地域産業を守り、しっかり生産に取り組むことのできる環境を望んでいます。地元産業の発展、生産者がしっかり稼いでもらうことができるように、行政は支えていく責任があるのではないのでしょうか。

昨年のように、自然に左右される所得の不安等もありますが、ここでは鳥獣被害によって多

くの作業を強いられることの解決を望んでいます。

所信表明でも、近年増加している鳥獣被害対策を述べておられますが、農家が安心するために、期待するものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

川田議員からもお話ありましたように、昨年は気候変動といいますか、いろいろな形で、雨が少なかったり雨が降り過ぎたり、または海水温が上昇したり、いろいろな形で一次産業を支えておられる生産者の方々、本当に御苦勞をされているというふうに思います。

まず、そういった形の中で、自助と言いますか、自分たちでいろいろなことを勉強していただいて、また努力をいただいている、そういうことも十分承知をしているところでございますし、また、自分たちが分からないところでたくさんの御苦勞をなさっていることだというふうに思っております。

行政としましても、そういったことを広く、そしてまた公平にお伝えをする、そういった施策をできる限り準備をさせていただいて、しっかりと支えていきたい、そのように思っているところでございまして、この鳥獣被害につきましても、そういった形の中で、現在、行わせていただいております。

ただ、現在行わせていただいていることが全てではございませんので、そういった現場の、特に生産者の方々のお声を聞かさせていただく中で、また国のほうともしっかりとお話をさせていただいて、こういった制度もより充実をさせていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） 農家の方も、イノシシの匂いについて、非常に嫌いなものがあると。ハーブやコールタールの匂いなどが嫌いであるということの、いろいろ勉強もされております。その辺り、しっかり対策として、農家の方の利益になるように、つなげていただきたいと思います。

2 番の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、お伺いをいたします。

7 年度以降の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についての、概要をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金につきましては、直近におきまして、当該交付金を含む国の補正予算が、令和 6 年 1 2 月 1 7 日に成立しており、対象事業としまして、低所得世帯支援額及び推奨事業メニューが示されている状況でございます。

低所得世帯支援額につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業が対象とされており、本年 1 月の臨時会におきまして、住民税非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円の現金給付、及び同世帯における子供 1 人当たり 2 万円の加算給付に係る補正予算を御承認いただいております。

推奨事業メニューにつきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、支援を行う事業が対象とされており、本市に対する交付限度額として、8, 0 2 9 万 7, 0 0 0 円の内示を受けております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） この交付金は、自治体が求める予算配分をするなど、今言われたような事業配分をしてきたということで、内容は以上でよろしいでしょうか。ほかにはありませんですね。

まだほかに、この配分事業があればお聞かせいただきたいと思いますが、以上ですかね。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、御質問の推奨事業メニューにつきましては、まず生活者支援として、水道基本料金等無償化事業及び学校給食費保護者負担軽減事業に係る予算といたしまして、7, 6 6 0 万 3, 0 0 0 円を計上させていただいております。

次に、事業者支援として、自治会が設置している防犯灯の維持に要する電気代の軽減を目的として、防犯灯 LED 化事業及び配食サービス事業所、介護保険事業所、並びに保育所等に対する電力等価格高騰重点支援給付金に係る予算としまして、3 9 4 万 5, 0 0 0 円を計上させていただいております。合計で 8, 0 5 4 万 8, 0 0 0 円の歳出予算を計上しており、交付限度額を充足するものとなっております。

この御説明をさせていただいたのは、令和 7 年度の当初予算として、計上させていただいている事業でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） 7 年度は、農業への配分がないことでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、先ほど御答弁させていただいた事業内容で、7 年度実施させていただくと

いうことにしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 農業への独自対策ということでございますが、農業は、原材料のほとんどを輸入に頼り、飼料価格を見ますと、現場受渡価格は、2022年から2024年度平均、1トン当たり24年度8万6,460円と、高止まりが続いています。

2020年度が、6万1,419円だったことから見ても、近年の大幅な飼料高騰は、畜産農家にとっては大打撃であります。国の交付金ありきの支援であります。現場に最も近い行政として、市独自の第一次産業支援策を行っている自治体もあります。

米価が下がり続け、農家の売値も60キロ9,000円まで暴落していました。

一方、米の生産コストは、1万5,000円もかかります。肥料も上がって、もう農業は続けられないところまで追い込まれ、浦安市では1万円を切ると、価格補償をしていました。

また、下関市は、生産資材の高騰や、肥料価格の高騰により、厳しい経営環境にある農業者や、畜産農家を支援することを含めた補正予算案を市議会に提出し、経済委員会では、農業者への支援策について審議が行われ、昨年度も実施された事業で、令和6年補正、繰越事業として、3月議会で議決されれば、今年度も同等の支援規模で実施される予定であります。

この支援事業は、国の令和6年度補正予算で追加配分された、物価高騰対応重点支援地方再生臨時交付金を財源に、予算化されたものであります。

地方自治体、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて支援を行うための交付金であり、自治体はこれを元手に予算配分を行っていきますが、下関市では、

肥料高騰対策農業者支援事業、物価高騰対策畜産農家支援事業の2事業を行っております。

肥料高騰対策農業者支援事業では、肥料をはじめとする生産資材の高騰により、経営に係る費用の一部を、水稻、麦、大豆、野菜、花卉、果樹などを対象に、10アール当たり4,000円を支援しました。予算額は、1億6,470万円、内訳は、国県支出金1億2,342万円、市の一般財源から4,127万9,000円となっています。

飼料高騰対策畜産農家支援事業では、酪農家1頭当たり、給付上限額、1経営当たり5,000万円、酪農家1頭当たり1万8,000円、和牛肥育1万2,000円、採卵鶏農家1羽70円、肉用鶏農家1羽60円、予算額5,970万円で、全てを国、県支出で賄いました。

当市も農業振興の看板を掲げているが、その気配は感じられません。農家が赤字のまま米をつくっている現状で、農家が増えるわけはありません。新規参入する人もいなくなります。食料の安定供給が脅かされている今こそ、農家と消費者が一緒になって、地域が食べる食料は地域みんなでつくり、地元の食料は地元で、行政のリーダーシップが問われるのではないのでしょうか。

AIによる宿毛市の農業産出額において、四、五年前にはなりますが、約29億3,000万円と、県下で11番目の宿毛市の農家の生産高を上げています。

宿毛市に貢献してくれているわけです。農家をしっかり守っていく対策は重要と考えますが、物価高騰に対する、宿毛市の農業者、畜産農家を支援する考えについて、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

るる、他の自治体の取組等も御紹介をいただ

いたところでございます。

またその中で、農業を支えているというのが、リーダーシップも含めてですが、見受けられないといった、大変厳しい御質問の内容だったというふうに思います。

先ほどお話をさせていただきましたように、交付のほうは、限度額を充足する、要するに、全て今の事業に充当させていただいているということでございますので、例えば国、県の補助金でやったとかいうお話もありました。

そうなれば、例えば子供たちの給食費の高騰額分を、うちは使わせてもらったりとか、いろいろな形で、先ほど御説明したように、水道料金で、市民の皆様幅広く、できる限り公平に分配をしようとか、そういった事業を、メニューとして計上させていただいているところがございます。

少し整理をしたいと思いますが、そしたら、その辺りを削って、やめて、農業のほうに充足をしていくのか、充当をさせていくのか、そういった議論が必要になってくるかと思えます。

よその自治体は、何かをやっている、何かをうちがやっていることをやっていない、そういった表裏がございますので、そういったところもしっかりと見ていただいて、それで議論をしていただければ、市長としても助かるというか、方向性が見えてくる、そのように思っているところでもございます。

また、独自財源の話もありました。今回は農業のほうで、飼料であるとか、肥料であるとか、そういったお話もありました。当然、燃料も値上がりをしております。これは、農業に関わるだけの問題ではなくて、特に燃料、それから飼料、こういったものに関しましては、漁業においても、特に養殖業、大きな打撃を受けているところがございます。

そういった形の中で、県や国や、そういった

方向性を見ながら、その中で宿毛市として広く公平に、そういった形の中で、自主財源というものは使っていないといけないというふうに思っておりますし、また、この補填額に関しましては、莫大な費用が、要するに予算額がかかってくるという形の中で、宿毛市が自主財源を使えば、現在の事業は当然、事業には充当をさせていけない、そういうふうな形になってきます。

昨日も多くの方々の御意見をいただく中で、宿毛市の市役所庁舎から高砂へ向けての、橋梁を含めての道路を、来年度は、まずは交付税を取りに行こう。そして再来年度、令和8年度には、これをしっかりと形につけて、事業化をしていきたい。そのような方向性で見させていただいております。

宿毛市内、現在これを含めると、3本の橋を架けようとしている、そういった現状でございます。

市民の方々は、それぞれの地域で、それぞれの思いの中で、必ずそのインフラ整備が必要だということで訴えてきていただきますし、また現地に入ればそのとおりでございます。

ただ、その中で、どこを重点的にやるのか、やはり順番をつけながらやっていかないとけない。そういうふうな形の中で、毎回、重い判断をさせていただいているところがございます。

農業の方々が非常に大変な思いをしている、それは重々承知をしているところでございます。特に自分たちは市長会を通じて、県や国のほうへ、しっかりとそういった補助ができるような形を取っていただきたい、そういった思いを伝えているところがございます。

繰り返しになりますが、自主財源を使ってやる事業というのは、特に限られてまいりますので、広く公平に、農だけではなくて、海も、そして林業も、これを補助していく、こういった

形は、自主財源では非常に難しいということを、ぜひ御理解いただきたい、そのように思っております。

そういった形の中でも、できる限りの補助、そして農家の方々を助ける、そういった施策を進めていきたいというふうに思っておりますので、そういった方向で、ぜひ一緒に考えていただけたらと思っていますところでございます。

答弁にかえさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 市長のお気持ちを拝聴いたしました。ありがとうございます。

食と農が危機的な状況に直面する中、このままでは、日本から農業人口がいなくなろうとしています。村がなくなろうとしています。農家が100万人を切る、30万人まで減るという公文書も出ています。

そこまで危機が来ているのに、命を守る食べ物をつくり続けてきた農民を守りながら、日本の食の供給先を守っていかうという声が聞こえてきません。

暮らしのために農業からどんどん離れている。このままでは農民がいなくなる状態を前にしています。

当市も例外ではありません。水田で米を作ることが安全保障の支えであり、地域コミュニティや伝統文化を育み、そのとてつもない貯水機能によって、洪水などの災害を防いでいるなど、認識も問われています。

国民の食料を安定的に確保するには、国が責任を持って所得補償をするしかない、声が高まっています。国の交付金ありきの支援であります。現場に最も近い行政として、市独自の支援策も急務ではないかと考えています。

次の質問にまいります。

食料・農業・農村基本法関連について、お伺いをいたします。

新しい基本法ができて、いろいろ書いてあります。スマート農業、輸出を増やすなど、いいことだとは思いますが。しかし、肝腎な農業者の所得を、他産業に比べてどう上げていくか、基本が抜けているのではないかと心配しています。

昭和36年、農業基本法第1条にどう書いてあるかという、農業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように、農業の生産性が向上すること、及び農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することが目途とする、基本法第1条にあります。

あれから時間が経ちましたが、農業従事者の所得は増大したのでしょうか。他産業の従事者と均衡する生活を営めるようになっているのでしょうか。一番最初につくった目途は、果たして達成しているのか、改めて考えていかなければいけないと思います。

2013年、林農林大臣が、10年間で農業所得を倍にしようとなりました。今、本当に倍になっているかは疑問であります。目標達成されたか、経営規模拡大の進んだ人も、全体としていますが、平均とれば目標は達成されていないのでしょうか。

どの産業でも、成功する人、失敗する人、農業ということに従事して、夢、希望の持てるような、農業所得が増大する視点が必要ではないかと、政治の責任は重いと考えます。

農は国の基なりと言われます。農政に関心を持つ議員が必要であり、関心を持たなければならぬと、使命感を持ってやっています。

質問します。

農業経営基盤強化促進法の、宿毛市への影響についてお伺いをいたします。

農業経営基盤強化促進法は、食料・農業・農村基本法関連で、農業経営基盤強化促進法の、食料供給困難事態対策法の二つが、国会で成立

した一つであります。

当市への影響などを含めて、概要をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

農業経営基盤強化促進法の概要について、お答えいたします。

初めに、農業経営基盤強化促進法は、農業経営の安定化と効率化を目的とする法律であり、農業経営者の基盤強化を支援し、農業の持続可能な発展を図るための枠組みを提供するものです。

本市の農業は、小規模農家が多く、高齢化と担い手不足が深刻な課題となっております。

法改正の趣旨を踏まえ、農地中間管理機構との連携や、担い手への農地集積支援、新規就農者支援制度の拡充など、地域の特性に応じた農業振興策を模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） これらの対応といたしまして、今、お話の中で、集落営農や大規模農家の育成も含めた今後の農地の維持に向けて、各地域にて地域計画を策定中であるとの答弁もいただきました。

この地域計画とは、自らの農地が耕作放棄地にならないよう、どれだけ農村に人を残せるか、残すため、農業をちゃんとするため、制度を社会的な仕組みとして管理しようということではないでしょうか。

農業者や地域の住民の話し合いで、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図になっていると思われます。

この取組の中で、後継者の育成確保についても努めていきたい、職員と地域計画をつくっているとおっしゃられました。

これは、10年先の農地を誰が耕すか決める計画を、地域でこの3月までに策定するものと思われます。

今、70歳、80歳の高齢化で、生産基盤が弱体化しています。法人化した集落営農組織をつくっても、70歳は80歳になり、80歳が90歳になって、次が続くのかなと危惧をしています。

また、後継者の育成など、克服できるものとなり得るものか、10年後の展望をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長お答えいたします。

御質問における10年後の計画につきましては、川田議員がおっしゃるように、農業経営基盤強化促進法の地域計画のことだと思いますが、この地域計画について、説明させていただきます。

地域計画は、自らの農地をどうしていくのか。地域農業の将来について、住民同士で話し合い、策定する計画となっております。

地域計画では、集落営農を推進するだけでなく、自分たちでどう地域の農業を守るのかを考えていただく施策でありまして、大規模企業農業のためだけの施策ではなく、大規模農家や集落営農に農地を貸し出すことや、新規就農者や後継者が、専業農家として就農することをフォローすることも含めまして、地域住民で話し合いをしていただいております。

10年後、地域計画の成果として、農業が地域の基盤として評価され、持続可能で、活力ある農村社会が存続されることを期待しているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 理解いたしました。

所得をどう上げていくか、直接支払いが鍵になってまいります。当市において、直接支払い制度の利用状況をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長
お答えいたします。

御質問における直接支払い制度については、経営所得安定対策のことかと思われます。

経営所得安定対策は、水田で、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対しまして、交付金を直接交付するもので、水田のフル活用を推進し、食料自給率、自給力の向上を図ることを目的としております。

飼料用米、米粉用米につきましては、収量に応じて、10アール当たり5万5,000円から10万5,000円、稲発酵粗飼料、いわゆるWCS用米といいますけれども、WCS用稲については、10アール当たり8万円、飼料作物10アール当たり、主作3万5,000円で、二毛作は1万3,000円となります。

また、戦略作物として、主作ブロッコリーが10アール当たり2万円、オクラ等については3万5,000円となっております。

なお、取組をしている農家数といたしましては、飼料用米86名、米粉用米1名、WCS用稲29名、飼料作物は二毛作を含め18名、戦略作物34名となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ありがとうございます。

今、お聞きしていても、非常に複雑な補償制度になっております。これを整理して、世界がしているように、所得補償、価格補償にと、政府に声を上げていくべきだと思います。

気候変動や、戦争による食糧危機の懸念から、自給率を上げること、今、米不足が起きていることは、流通の問題より供給の問題が起きている

ます。

高齢化による耕作放棄によって、米農家の生産の減少、政治施策の遅れが招いた結果と言われています。

次の質問にまいります。

令和7年4月からの新法、食料供給困難事態対策法の宿毛市への影響について、概要をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、
お答えいたします。

食料供給困難事態対策法は、日本が将来的に直面する可能性のある食料供給の不安定化や、供給困難の事態に備え、食料の安定供給を確保するための基本的な枠組みを定めた法律です。この法律は、国内外の食糧情勢の変化、気候変動、地政学リスクなどを背景に制定され、令和6年6月に公布、令和7年4月から施行されます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） この食料供給困難事態対策法についてであります。これは何をつくって、何を決めるか、主権の問題で、自分の意思で決めていく。それを制約するものであるでしょうか、そこのあたりをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、
お答えいたします。

食料供給困難事態対策法において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、または解消するため、措置対象特定食料等の生産を促進することが必要であると認めるときに、要請することができとなっております。これはあくまでも要請でありまして、命令や強制ではないために、生産者の主権を侵害するものでないと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） それでは、営業の自由を損害されるなど、指示に従わないと罰則があるとか、できる範囲の協力でよいということになりますでしょうか。

再度お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

農林水産省のほうで、この法律の誤った情報への注意喚起として、国が増産を指示することはなく、本人の生産計画の作成、届出を指示するものでありまして、例えば花農家に、米や芋などを無理やりつくらせることはないと発信しております。

また、増産しなければ罰金が科されることもなく、罰金は計画を届出をしない場合に科されるものであって、増産の有無については関係ないことなども、併せて発信しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

次に参ります。

スマート農業技術は、日本でどんなに規模拡大しても、1区画はせいぜい北海道でも6ヘクタール、オーストラリアは1区画100ヘクタール、規模拡大して、コストダウンも大事ですが、同じ土俵で戦っても勝てるわけはありません。

大規模農家が使用するスマート農業技術は、この開発事業者から提供されるので、法案は半分以上がスマート農業技術を開発する機械メーカーや情報企業、あるいはドローン作業などの請負業界を支援する法案とも言えます。

企業経営なら、労賃の節約につながるが、農家には労働が減った分、労働報酬は減るといっ

た面もあります。

その視点は考慮されているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

本市における農業は、省力化と生産性向上を目指し、スマート農業技術の導入が進められています。

一方で、初期投資コストなど、技術導入に伴う課題も顕在化しております。

今年度より、ラジコン草刈り機や農薬散布用ドローンへの補助を行っておりますが、川田議員のおっしゃられます、大規模化、機械化が大きく進んでおります、大規模農業をそのまま宿毛市に適用するのではなくて、宿毛市の農業特性に合わせたスマート農業が必要であると、認識しております。

スマート農業推進事業費補助金の継続や、農協と連携した技術導入支援を通じて、宿毛市の地域の実情に合わせた、柔軟な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 当市の実情に合わせた制度ということで、お伺いをいたしました。

欧米は、国家戦略で農業を大々的に支えてきました。100%所得補償をしています。命を守り、環境を守り、国土、国境を農業者はみんなで支えるは世界の常識であります、日本はそうありません。

日本の自給率が下がったのは、一番大きいのは、戦後の占領政策。日本人の食生活をアメリカの農産物でコントロールしました。食生活改善という名目で、伝統的文化を、これほど短期間に一変させさせられた民族は、ほかに類がないといえます。

日本も農産物の関税を撤廃し、その代わりに、自動車でもうけ、その利益で食料などをいつでも安く買えるとしましたが、今、立ち行かなくなっています。

日本は農業所得における補助金割合は、せいぜい3割。農家の疲弊を放置し、農家を苦しめるような政策をやめ、国内生産基盤を強化するとともに、消費者も助けて、財政支出をするなど、生産者も消費者も助ける仕組みは世界中にあります。

低所得者向け食料購入支援などの政策も、日本にはありません。行政方針を出された現実を見ると、到底、そこから離れている日本の姿しか見えません。

最後の質問にまいります。

コロナワクチン定期接種関連について、お伺いいたします。

今、アメリカは、トランプ政権に代わりまして、大きく政界が動いています。

日本のメディアの報道はほとんどありませんので、アメリカ議会から情報を注視しています。

2024年12月、アメリカ議会で、武漢から出た人工ウイルス説が有力と報道され、今、世界の常識となりました。

トランプになって、COVID関連が解明されています。武漢に金を出したのは誰かと追及するとなり、ほぼ解明されてきております。アメリカはバイデンからトランプ大統領になって、そしてまた、保健福祉長官トップに就いたロバート・ケネディ・ジュニアが、ワクチンに懐疑的で知られています。

公衆衛生の欺瞞、誤情報、偽情報が拡散され、製薬会社に押しつぶされてきたと、指摘をしています。

アメリカが変わると日本も当然変わります。ワクチン問題も国会で質問ができるようになっていきます。

レプリコンワクチンは大量に安くできるものなのに、途中から8,300円も値上がりするなど、国の補助となったが、多額の税金で投入されました。

……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………そのとき、市町村に対し、助成金の配置は書かれていません。7,852億円の流用が問題化されています。

基金の設置目的から、市町村への助成が可能か、本来は補正を組むべきだと、国会で議論をされています。

さて、当市でのコロナワクチンの定期接種数をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン定期接種者数について、お答えいたします。

令和6年10月の定期接種開始以降、接種状況の把握につきましては、委託医療機関が月ごとにまとめ、国保連合会の審査を経て、2か月遅れで市に請求されるため、現在12月分までの請求として計上されている接種者数は596人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私は、新しいワクチンは普通5年、10年かかるとされるのが常識と伺っております。全部打ち終わってから、一、二年の単位で経過を見る時間が要ります。1年足らずでワクチンができるなど、到底信じられません。

未接種者に接種日不明者を入れて、未接種感染者を増やしたり、次は感染予防が崩れ、重症化予防としましたが、まともなデータは政府からまだ出されていません。

死亡者数が増加した原因にお心当たりがあるかとの御質問ですが、本市が独自に死亡者数について、具体的な分析等を行うことは困難でありまして、またその必要性も認められないと考えておりますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） それが命を守る自治体としての答弁だと受け止めました。

以上で、川田栄子の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

-----・-----・-----

午前11時04分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に移ります前に、去る2月24日にお亡くなりになりました橋上町出身で、本市の名誉市民でもあります岡村 勲弁護士の方のこれまでの御功績と御活躍に対して、改めて哀悼の言葉を贈りたいと思います。

そして、これまで弁護士がやってこられた御功績、また地元宿毛市に向けた思いを、後世に語り継ぎたいと思っているところであります。

また本日は、東日本大震災から14年目となります。被災され、お亡くなりになった方、また、今なお行方が分からない方、避難所生活を続けておられる方に対して、お悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

災害発生時の避難所についてということで、

通告をさせていただいております。

災害といえば、近年、南海トラフ地震、また大津波を想定した避難所が取り上げられていることが多いと思います。

しかし、宮城県大船渡市で起こった、昨日、鎮火ということになりましたが、11日間、燃え続けるという山林火災、また、今なお運転手の方が行方不明になっております埼玉県八潮市での陥没事故など、自然災害や不測の事故などにより、市民が避難生活を余儀なくされることが多く起こっております。

宿毛市内には、多くの避難所が指定されてはありますが、まず、宿毛市内における遊休公共施設の指定状況、特に市街地、また西地区における現状についてをお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

既存市街地及び西地区の遊休施設で、避難指定している施設はございません。

しかしながら、既存市街地には文教センターを含む3施設、西地区には西町防災コミュニティセンターを含む8施設を、避難所として指定をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質問いたします。

市内で遊休の、今使っていない施設で指定されているところはないということでもあります。

私、宿毛市で大きな自然災害とか、火事が、今までどのように起こっていたとかということ、少し歴史をひもといてみますと、昭和38年の3月に、橋上町坂本、私の家のすぐ前なのですが、西谷山が三日三晩燃えたという記録が残っております。

これ、大船渡市には及びませんが、100ヘクタールの山林が燃えております。

また、39年には、本町で46戸が焼失する火事が起こっております。

翌年の40年の1月には、新町で34世帯の火災が起こっております。

このように、宿毛市でも、大きな住宅火災等も、今までにも起こっておりますし、近年では、長田町で1の方が亡くなるという火災も起こっております。

このように、大きな火災が起きると、その近隣の住民は避難をしなくてはならない、また避難生活を余儀なくされるということが、往々にあると思うのですが、やはり、その避難される方は、できるだけ生活の基盤の近くで避難ができれば、一番いいというふうに思います。

特に、使われていない施設であれば、そこにしばらく避難所生活を送ることも可能だというふうに思うのですが、一昨年ですか、きぼうが丘保育園が開所したことにより、市内に中央保育園、また西地区には咸陽保育園の跡が、今、使われずに残っております。

まだまだ施設としては十分に使うことができる施設だというふうに思うのですが、この二つの施設について、どうして指定をされていないのか。また、津波では使えないというのは理解できるのですが、通常の風水害であったり、そういう火災等の避難を、被災地域に入らないところであれば、十分に使える施設だと思うのですが、指定されていない理由について、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質問にお答えをいたします。

中央保育園、それから旧咸陽保育園が指定されていないのはなぜかという御質問でございますが、避難所につきましては、風水害、地震、津波、土砂災害、洪水などの各種災害に応じまして、市内50か所を指定しております。

地震、津波に対応する避難所に関しましては、南海トラフ地震を想定した場合、不足している状況でございますが、風水害などの災害におきましては、既存の避難所で十分に対応可能と考えております。

また、既存市街地と西地区には、文教センターや、西地区防災コミュニティセンターなど、生活環境が整った施設が、既に存在しております。風水害などの災害発生時には、これらの施設を優先的に活用いたします。

なお、旧中央保育園及び旧咸陽保育園につきましては、津波の浸水域内であるとともに、施設の老朽化が進んでおりまして、維持修繕に多額の費用がかかることが想定されるため、今後避難所として指定する予定はございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質問いたします。

両施設については、避難所としては指定をしないということですが、ただこれ、宿毛市の財産としては、十分に利用価値のある財産ではないかというふうに思いますが、この二つの施設の維持管理、どのように管理をしているのか、またこれから管理をしていこうとするのか。

昨日の一般質問の中でも、施設というのは、使わずにおくと、老朽化が激しい、早い。それと、地域住民の声を聞きながら、適切な維持管理をしていきたいという答弁もあったと思うのですが、このことを考えると、その施設の管理方法について、どのようにしていくのかについて、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

今、おっしゃられた、遊休的になっている財

産、使われてない財産というのは、行政上の位置づけとしては、普通財産として位置づけられておりまして、普通財産は公用、公共用に用いていない。あるいは、用いる予定がない財産となっております。

この普通財産は、宿毛市公共施設等総合管理計画や、宿毛市行政改革大綱においても、本来の利用目的を廃止し、その後の新たな利活用の計画がないものであれば、保有面積を縮小するため、売却や除却を基本としております。

しかし、すぐに売却や除却することは困難なものが大半でございますので、通常は、所在する地域の御協力もいただきながら、管理をしております。

行政が保有する財産の管理におきましては、普通財産より行政目的がある行政財産が優先され、普通財産の管理は、近隣へ迷惑をかけない、必要最小限の対応を基本として、維持管理を行っているところでございますし、必要最小限の管理を行っているところでございますので、なお何か必要時に使うことがあれば、非常時に使えれる程度の、最小限度の維持管理をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 管理はするけれども、必要最小限の管理でいくと。それが行政改革であつたり、というところの意見を踏まえての管理の方法だということで、私は、少し関わっておりますので、中央保育園については、十分、使用に耐えられる、また現在、きぼうが丘保育園の園児たちが、遠足というか、外に、歩きながら散策していくときの場所にもなっていたりとか、スポーツ推進員が行っているスポーツ体験の場所にもなっていたりとか、現在も使用されていると認識しております。

そういうことを考えると、もう少しこの維

持については、考えるべきではないかなと思っておりますので、これから、できれば庁内での協議を重ねていただければと思っております。

この施設の質問については、これ以上いたしません。

次に、図書館の利用についてを、質問いたします。

昨年末で、宿毛市内に書店といわれるところが1軒、撤収をして、一般的にいわれる本屋さんがなくなってしまったということで、市民の中には、中村まで、また隣の愛南町まで行かないと、本を買えんがよという人も、結構、声を聞きます。

週刊誌等であれば、コンビニといわれるところにも置いているということを考えると、なかなか本屋を、今から宿毛市にということにはならんというふうには思うのですが、逆に、宿毛市には、坂本図書館という立派な図書館があります。

この図書館の必要性というか、役割は、ますます大きくなってきたのではないかなと思うのですが、この図書館の利用について、執行部の考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

近年、人口減少や書店経営者の高齢化に加え、ネットでの通信販売や、電子書籍などの普及により、全国の書店数は、この10年間で3割減少し、既に全国の約4分の1の市町村におきまして、書店がない状況となっております。

宿毛市におきましても、昨年12月末にも、書店が閉店し、地域の読書環境が大きく変化しております。

このような状況ではありますが、先ほど、議員言われましたように、宿毛市には坂本図書館がありますので、市民の皆様には、本に触れ、

読書をする場として、これまで以上に御利用いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 坂本図書館、本当に書籍の数もありますし、子供たちが勉強できるスペースもありますし、もっともっと利用していただきたいと、私も思っているのですが。

以前、宿毛市には幡多郡全体がそうだったと思うのですが、多くの喫茶店がありました。隣の四万十市、中村市のときには、10軒に1軒が喫茶店じゃないかというぐらいあったというふうにも聞いておりますが、そういう喫茶店等で、コーヒーなどを飲みながら本を読んだり、会話を楽しんだり、ゆったりとした雰囲気です時間を過ごす場所が多くあったのですが。

私は、以前、佐賀県の武雄市に、政務調査という形で行かせていただきました。

内容は、武雄市、市民図書館があるのですが、そこは、スターバックスだと思うのですが、喫茶店を併設して、その図書館を読みながら、コーヒー等飲物を取ることができる。

当然、そこで本も買うこともできるということだったというふうに思うのですが。

坂本図書館の中にも、このような形で、リラックスした形で、週刊誌、また新聞等を読んだりすることができるスペースを設けたらどうかと思うのですが、この点について、また教育委員会、図書館としての考え方をお聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

坂本図書館では、既に熱中症予防の観点から、令和5年6月より、蓋つき容器に入った飲料に限り、図書館内での飲用を許可しております。

また、食べ物については、周りの方への御迷惑となる匂いや音、食べこぼしによる、本や設備などが汚れてしまうことへの危惧から、図書館内では認めておりません。

ただし、文教センターのホワイエに、オープンスペースとして机と椅子を設置しておりますので、そちらで自由に飲食は可能となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） スペースは今でもあるということで、認識をしましたが、もう少し、とりきったところでできれば、いいかなというふうにも思うのですが。

飲物についても、ホワイエのところに、自動販売機は1台あるのですが、缶コーヒー、ペットボトルを買うことができるということで、それを飲みながらということはできると思うのですが、できれば缶コーヒーやペットボトルではなくて、もう少し、この1階ロビーのところにもありますが、カップで出てくる、豆をひいた形のコーヒーとか、飲物があれば、もう少し気分的にも落ち着くのではないかな。おいしいものを飲みながらということで、できるのではないかとと思いますが、そういうことも考えていただきたいと思いますし。

例えば、図書館から少し離れるのですが、これは市長のほうに聞かないといけないかもしれませんが、例えば、あったかふれあいセンターであるとか、宿毛市の公共施設。

以前は、宿毛市の坂本図書館にも、移動図書館というのがあって、車の老朽化と、なかなか運営が難しいということで、やまったというふうにも思っているのですが。

1週間ぐらい前の高知新聞に、移動図書館ということで、多分、軽四の荷台を改造して、図書を、市内巡回して回っているというような記事

が出ていたのですが。

あのような形で、回っていくということは、なかなか難しいかもしれませんが、常設的に、例えば各地区に、ここに行ったら図書が読めますよとかいうようなところが設置できれば、市民がより、本に関われる場所ができてくるのではないかと思います。この2点について、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

議員からの御提案で、カップのコーヒーなどが図書館、または文教センターで飲めないかという御質問ですが。

文教センターの周辺には、喫茶店であるとか、コーヒー等がテイクアウトできる店舗がございます。

まずはこちらを御利用いただける中で、カップのコーヒーなどの自販機の需要があるか、また文教センターの中に設置する場合のスペースや、電源の確保などを確認して、設置の会社等と協議をして、検討をしたいと考えております。

また、移動図書館の御提案につきましては、現在では、沖の島支所に、定期的に本を送りまして、地域の方に図書に触れていただく機会を設けております。

そのような取組を、ほかの地区でもできないかという御提案でございましたので、またニーズ等も含めまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

図書館運営につきましては、教育委員会部局の話になりますので、そちらのほうから、移動図書を含めて、そういったことをやっていき

いというお話であれば、こちらの市長部局といえますか、こちらのほうで持っている施設での調整のほうは、またしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ぜひ、本に親しむというのは、非常に重要なことだと。特に、幼児期から始め、子供たちが本を読むということは大事だと思いますので、検討をいただきたいと思います。

図書館の利用について、もう1点。

先ほどこちょっと、武雄市のところでも言いましたが、なかなかインターネットであるとか、通販であるとかというところで、本を買うというのが、今、若い人たちには、どちらかというと、それが普通になっているのかもしれませんが、高齢な方であったりとか、家にそういうネット環境等がない方にとっては、欲しい本があっても、なかなか買うこともできない。

特に、専門書的な本については、非常に、こういう本を買っていいのかということも含めて、苦勞するのではないかと思います。

図書館が窓口になって、本の購入について、手助けをすることができれば、より市民には購入がしやすくなるのではないかと。

また、それが住民サービスになっていくのではないかというふうにも思うのですが、その点について、答弁をお願いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも述べさせていただいたように、本市を含め、全国におきまして、読書環境が変化する中で、坂本図書館にも本を納入しております図書館流通センターが、令和7年度に図書館で本を販売する実証実験を始めるとの報

道もされております。

坂本図書館におきましても、その検証結果などを踏まえながら、公共図書館と地域の書店、それぞれの役割や連携、課題などを整理する中で、利用者のニーズや国の動向なども注視しながら、市民が本離れ、活字離れにならないよう、これまで以上に読書機会の提供について、調査研究し、市民の学びと交流を支える取組に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

全国的に本屋がなくなっている地域が多いということで、そういう流れができているということで、ぜひ宿毛市も、そういうことがあれば、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

この教育関係、文教センター関係については、最後の質問にしたいと思うのですが。

文教センターについては、私も議員になる以前から、いろいろな形で関わらせていただいたのですが、生涯学習の拠点であるということで、整備をされたと考えております。

宿毛市としての位置づけはどのように考えているのかということについて、お聞きしたいのですが。

特に、公民館につきましては、ここ数年見てみますと、貸し館業務に重きをおいているのではないかと思います。

例えば、各種教室が新しく入ってこれる、新しい人たちが参加できる仕組みづくりであるとか、林邸であるとか、歴史館を巻き込んで、宿毛市の偉人21傑とか、今の新しい方たちを入れると、もう少し多くなると思うのですが、その人たちを学ぶ中で、地域愛であったりとか、郷土愛、そのようなものを市民の皆様、また若い世代に育んでいくことが、生涯学習の拠点の

大きな仕事ではないかと思うのですが、この点について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の御質問にお答えいたします。

文教センターは、議員おっしゃるように、本市としましては、本市の生涯学習の拠点施設として位置づけており、市民の文化、学習活動の中心的な役割を担い、これまで様々な教室などを実施してきた経過がございます。

しかしながら、現在は、市が主催する教室が減少し、様々な理由がございますけれども、貸し館業務と、宿毛市美術展覧会や、市民講座などのイベントが中心となっていることは、課題として認識しております。

本市としましては、こうした課題や、利用者の減少などを踏まえ、中央公民館、坂本図書館、宿毛歴史館の3館が連携し、新規利用者を増加させる取組が必要であると考えております。

また、御提案のあったまちのえき林邸との連携事業であったり、宿毛の歴史や地域人材を活用した新たな学習プログラムなども含め、市民のニーズを踏まえた、より多くの市民の皆様が参加できる新たな教室や、講座などの検討も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 教育長から、力強い話を聞かせていただきました。

ぜひお願いをしたいと思います。

本当に、人口が減っていく中、若い方たちに、そういう郷土愛というのを育んでいくことが、一番大事ではないかと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、人口問題ということで通告をさせていただきました。

特に、空き家対策と若者定住支援についてと

ということで、1問目、出させていただいていますが、昨日の質問の中でも、何個か出ておりました空き家対策についてですが、大きく見て、宿毛市の定住支援策というところの中で、移住のほうにウエートを置いた形で出ていると思うのですが、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金の家賃補助であったり、空き家活用事業補助金の185万7,000円であったり、UIターン希望者住宅改修事業で、上限25万円であったり、宿毛市空き家活用移住促進住宅整備で、市が10年間借り上げてリフォームを、10年間貸し出すという事業であったり、大きく4つが、私の中に、目に留まったわけですが。これは、いずれも移住者を対象とした事業のように思えてならないのですが、もともと地元生まれ育った若い世代、特に今、宿毛に居を構えて、これから生活していこうという若者たちに、住宅施策というのは、どういふのがあのか。

例えば、空き家活用住宅の、住宅費補助の185万円、これ5分の1が個人負担ということになるのですが、自分の計算が間違っていなければ、多分、900万円ぐらいの事業ができるのかな。

5分の4が自己負担でいくということなのかと感じたのですが、この内容も含めて、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の中に、若者の定住支援、宿毛市におられる方よりも、移住施策に重きを置いているところ、それから、若者の定住支援策が、どんなものがあるのかというところ。それから、宿毛市空き家活用事業費補助金についてという御質問だったかと思います。

確かに移住者支援に対する支援、多くあるのも思っております。これは、原資といいますか、

財源が国の空き家活用の補助金なので、それを使ったというところが、宿毛市の喫緊の課題として、社会増に結びつく担い手支援を増やすところ、それはどこの自治体でもですけれども、移住者、移住希望者というところをターゲットにした施策が多くございます。

それは、私のほうで実感はしているところでございます。

次に、若者の定住支援についてでございますが、市内在住者である若者が、市内で新たな生活をスタートする際の助成としまして、婚姻を機に、新たに物件を購入、賃借する際に要した物件の購入費、賃料、引っ越し費用等に対して、補助する結婚新生活支援事業費補助金や、中学生以下の子供がいる世帯、または妊婦がいる世帯の方が、宿毛東団地分譲宅地を購入して、一定の要件を満たす住宅等を建築した場合に補助する、宿毛東団地住宅支援事業費補助金の交付をしております。

次に、空き家活用事業費補助金についてですが、議員が説明していただいたとおり、補助上限額が185万7,000円、個人負担、5分の1。条件としましては、移住者や移住希望者が暮らそうとする住宅を改修する際に、1.0以上の耐震性があつた場合に補助するものとなっております。

確かに本市として、定住していただく施策というところの充実って、大変大事なことだとは思っているのですが、一方で、個人の資産形成に関すること、どこまで公的な補助をするのかというのは、検討の余地があるかなと思っています。

宿毛市としては、これまでも公営住宅であったり、所得制限を設けたりして、市営住宅というのはありましたけれども、住宅改修であったりは、移住施策としてだけでなく、移住してきた方が、所得が下がってしまうところも

あって、そういったところも、所得制限というところも構えた上での施策になっておりますので、今後、宿毛市に住んでいただいている人が、これからも転出しないように、宿毛市で暮らしたいと思っていただける施策というのは、考えていく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

国であつたり、県の制度資金を利用してということで、また、移住定住に向けての施策が目につくということは、仕方ないというような答弁だったと思うのですが。

先ほど、本のところでも言わせていただきましたが、地元への愛着であつたり、思いであつたりというところが大事なのではないかな。

若い子たちが、移住してきた人はええわね、補助もあるしということになると、本末転倒。地元の者がどんどん外へ出ていって、移住者の町になるということでは、いけないと思うのですよね。

やはり、生まれ育った若者であれば、家もあれば、両親であつたり、おじいちゃん、おばちゃんであつたりという方たちが生活している。または、生活していて、今は使われなくなった建物があつたりするわけですから、そこをリフォームして入る。それによって、地域の若者たちが一人でも二人でも増えていくということであれば、これのほうが、宿毛市のやろうとする政策に、より近いことができるのではないかというふうに思うのですよ。

そこを、今からもう少し、例えばふるさと納税の一部を利用して、そういう宿毛市独自の施策も取り組んでいくようなことも考えていただければと思うのですが、今後の検討をお願いできればと思います。

次に、宿毛市の子育て世代に対する支援についてということで、通告をさせていただいていますが。

これも同じように、移住者に対しての支援は多くあるんですよね。地元生まれ育っている方に対しての支援策というのは、どのようなものがあるのか。また、独自というところのものがどれだけあるのかについて、お示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問に、少し私から、先ほどの質問に対する部分について、自分の考え方を示した後に、課長から、ただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

移住者の方々は、今、住んでいるところから、宿毛市に来ていただけるということで、なかなか表に出てこない、いろんな費用面とか、またいろんなリスクも抱えて、一大決心をさせていただいて、宿毛市に帰ってきていただく、また宿毛市に来ていただける、そういったところだというふうに理解をしているところでございます。

そういった形の中で、国からの支援等も活用させていただきながら、今、いろいろなメニューをそろえさせていただいているところでございます。

そういった形の中で、その一方、宿毛市から出ることなく、宿毛市でしっかりと根を張ってといいますか、地に足をつけて頑張っている若者たちをどう支援していくのかというお話だったと思います。

移住施策を見たときに、宿毛市の場合は、そういった制度に乗った形の中でのメニューを、今、そろえさせていただいています。

その一方、地域によっては、最近、テレビでもよく取り上げて、結構、今、ふるさと納税のお話もありましたが、ふるさと納税を使って、

数百万円のお金をかけて、移住者を取り込もうみたいな、そんな自治体も出てきて、あたかもそれが、非常にメディアに取り上げられて、成功しているというようなことが報道されておりますし、また、インターネットを開いていただければ、いっぱい、書き込みもなされているところでございますが、宿毛市においては、そういう施策を、現在、取る予定はございませんし、また、そういうことをすれば、先ほど、寺田議員が心配していることも起こってくるのかなと思っております。

ただ、その一方で、移住して来られた方も、ずっと住んでいただいている方も、同じ宿毛市民ということになります。その中で、あっちがよかったね、こっちがいいねというようなことがないような形で、そこは平等性を取りながら、来ていただいた方には、その後の施策はしっかりと、平等性も問いながら、やっていかないといけないと思っているところでございます。

今の移住施策に対して、宿毛市の独自で、地元に住んでいる方々に、同じような支援をしていくというのは、財政的に非常に困難な部分があるかとは思いますが、そういったことも踏まえながら、ここに住み続けていただいている方々へ、しっかりと宿毛市に、今後も住みたいと思っていただけるように、そんなまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、寺田議員の御質問にお答えいたします。

本市の子育て支援に関わる取組につきましては、移住されて来られた方に限らず、宿毛市にお住まいの子育て家庭に対しまして、宿毛市子ども・子育て支援事業計画を基に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業や、子ども・子育て支援を推進し、子供の健やかな成長のため

に、質の高い幼児期の教育・保育の実施や、地域の特性やニーズに沿ったサービスの提供に努めているところでございます。

宿毛市の独自の取組といたしましては、主なものといたしまして、令和4年6月から、医療費の助成を18歳年度末まで引上げし、令和6年度からは、ゼロ歳から2歳児の保育料を、子供の人数や所得制限を設けずは無償とすると同時に、これまで保護者負担となっていました3歳児以上の主食費につきましても無償としたことで、保育料が完全無償化となっております。

また、令和5年3月より実施しております出産・子育て応援給付金事業では、妊娠届の際に5万円、出産後に5万円、合わせて10万円の給付を行っており、出産までに必要な準備や、出産後の子育てに係る経済的な支援を行っております。

この給付は、全ての妊婦や、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と一体的に行っておりますが、宿毛市では、さらなる相談支援体制の強化を図るため、令和6年4月より、福祉事務所に子ども家庭センターを設置し、全ての妊産婦や、子ども・子育て家庭を対象に、切れ目のない、細やかな相談支援に努めているところでございます。

今後におきましても、時代とともに変化する子育て中の方々のニーズに耳を傾けながら、宿毛市で子育てができてよかったと思っていただけるような支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 非常に、子育て、若者の支援というのは難しいと思うのですよ。宿毛市の、今、高齢化率、多分40%を超えるぐらいになっていると思うのですが、地域によっ

たら、60%、70%という地区もあるわけですから、そういうことも考えると、今いる若者がどれだけ宿毛に残ってくれるか、移住・定住者がどれだけ地域に入って、定住してくれるか、この二本柱が、これからの宿毛市の発展というよりも、維持に向いて、非常に大事な施策だと思うので、これからも近隣の市町村から、あっちへ行った、こっちへ行ったではなくて、全国を見渡したときに、宿毛市ってええ町でねと言われるような施策を出していただければと思います。

この部分についての質問は、終わりたいと思います。

次に、最後の質問になるわけですが、街地区の公衆衛生にということで、通告をさせていただいております。

これは、これまでも幾度となく、いろいろな議員が質問をして、議論をしてきたものではあります。あえてもう一度、聞きたいと思います。

せんだって、ある市民の方から、水路の悪臭を訴える話が、私のところに来ました。

何とか水を通してや。水路の水がないけん、臭いがよという、その方は言われました。

ただ、この水路というのは、農業用水の水路だと思うのですよね。農業用水の水路というのは、農繁期、大体、2月、3月ぐらいから9月ぐらいまでだと思うのですが、その間は、耕作者が、水利組合が水を通して、稲をつくる、稲作をするというのが、基本的な考えだと思うのですが。

逆に、農閑期といわれる、10月から2月ぐらいまでの間は、水の要らない時期ということで、今の状態になっているのだと思うのですが、この水利のことについて、宿毛市として、現状をどのように把握しているのか。また、この対応策について、どのように考えているのかにつ

いて、お聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

悪臭、臭いについてのことで、答弁させていただきます。

街区の排水路の悪臭、臭いに関しましては、寺田議員もおっしゃってございましたように、農閑期、水を水路に流さない時期に発生するという相談を、担当課で受けておりまして、原因としましても、議員おっしゃられているように、農業用水が止まったり、減少するということで、公共下水道に未接続の家庭から排出された生活排水などが、農業用水、水路とか、それから生活排水路にとどまって、それが腐敗することで、悪臭や異臭につながっているというふうに考えておるところでございます。

これまでも、住民の方から、臭いに関する相談等をいただいた際には、担当課の職員が現地に行って、発生状況等は確認をさせていただいているところでございます。

今後の対応策についてというところでございますが、街区、既存市街地につきましては、もう御存じかとは思いますが、公共下水道の供用区域になっておりまして、悪臭対策の根本的な部分で言いますと、各家庭から排出されます生活排水を、公共下水道経由で排出していただくということが、最も効果的であると、担当課としては考えているところでございます。

公共下水道に接続していただくことによりまして、排水路への生活排水の流入が抑制されまして、悪臭の軽減にもつながることが期待されていると考えております。

それから、排水路を定期的に清掃活動をしていただいて、汚れ等を取っていただくことで、悪臭の発生の抑止につながるというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 公共下水に皆さんがつなげれば、もう少し改善もできるのではないかという、市の考え方はよく分かるのですが、今、言われている方たち、特に街の中の住民の高齢化が非常に進んでおりますし、今、皆さん、市の職員の方も分かっていると思うのですが、空き家も増えてきましたし、空き家を解体して、空き地というのも非常に増えてきています。それは皆さん、分かっていると思うのですが。

ただ、水路というのは、先ほどから申しますように、農業用水の水利ですので、所有権は水利組合があると思うのですよね。

管理責任も、農繁期については、通水しているところについては、水利組合が管理責任があると思うのですが、この管理責任、水を通す通さないということは、結果的にいうと、水門を開けるか開けないかということになってくると思うのですが。

この水門の管理について、農閑期の耕作者に対して、責任はないと思うのですが、このことについて、市としての考え方を聞きたいと思います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えさせていただきます。

先ほど、議員よりお尋ねがありました、そもそもの水利の所有権というところ、管理の責任というところについて、御回答させていただきます。

街区の水路につきましては、道路排水路、都市下水路、あと先ほどお話がありました、農業用水路という部分などがございます。

その中で、水利の所有権という部分についての御質問というところでございましたので、その部分について、一般的な考え方を回答させ

ていただきますと、水利の権利及び維持管理については、先ほど、議員もおっしゃられたように、水利組合となるものと考えてございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） そうだと思うのですよ。ただ、先ほどから言っているように、生活排水が流れ込んでいるという現実もあります。地域の方たちが、今でも年に何回かは水利の清掃活動をしているということも聞いております。

ただ、それだけでは足らなくなってきたし、高齢化でなかなか人も集まらない、きれいに掃除ができないということが続いてきているのではないかなと思うのですよ。

地元の方たちが率先して行うということが、前提にはなるとは思うのですが、例えば、市の職員であるとか、市内のボランティアの方たちに出ていってもらって、一斉に水路を大人数で清掃活動をやって、一気に片づけるということが必要になってくるのではないかな。

これまでも、いろいろな土木業者であったりとかという方たちが協力してやってきたというのも分かっているのですが、なかなかそれも続けられないということで、しっかりと、年に何回かできる仕組みづくりを、市のほうで考えていくことが大事なのではないかな。

特に、それと通水についても、農閑期にどういう形で通水をするのか、その管理を誰がするのかということも含めて、地元の住民とも一緒になって、いい方法を考えていくべきではないかと考えるのですが、その部分について、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうから、少しお話をさせていただいた後に、清掃については、環境課長からお答えさせていただきます。

下水道のお話も、今まで出てきたのですが、

現在、高齢化進んで、空き家とか、それから既に家がないような空き地とかが点在されているということでございます。

現状については、自分の一定、把握をさせていただいているところでございますし、また、この悪臭の問題については、自分のほうにも、直接、いろいろなお話も入ってきていますし、またそれぞれ地域の方々にも、非常に御苦労というか、負担をかけながら、この解決策に向かって、今、協議も進めていただいていると、自分は承知をしているところでございます。

いろいろな形で、今、皆さんが協議を進めている中で、非常にデリケートな問題でありまして。

何かと申しますと、先ほど、公共下水の話させていただきましたが、平成14年に公共下水が供用開始になっております。確かに今、高齢化は進んでおりますが、二十数年前に引ける状況になって、それから引いてなくて現状になってしまっているということでございます。

その間に、どんどん高齢化も進んでいったということでございます。

それぞれの事情の中で、公共下水につないでいただいた御家庭、それからつなぐことができなかった家庭、それぞれ事情はあるかとは思いますが、現状までに、もう少ししっかりとした対策が、宿毛市としても指導しながら、できたのかなというふうに反省もしますが、そういった現状があるということでございます。

その一方で、またこれは農業用水でございますので、現在、管理していただいている方々は、あくまで農業用の水でありますので、そこで下水もあるにもかかわらず、そこに生活排水を流していただいていることによる悪臭ということで、農家の方々、今、水路を管理していただいているの方々にとっては、なかなかそのために何かをするということに関しては、難しいという

か、そういった中で、皆さんが努力をいただいているというか、そういった非常にデリケートな状況にあるということを、ぜひ御理解を願いたいと思います。

ただ、本当に地域の方々を中心に、地域の代表の方々、いろんな方々に、本当に努力をいただいて、現在、何とか解決に向けて動いているということでございますので、またこれについては、市としても、しっかりと一緒になって取り組んでいきたいとは思っているところでございます。

排水路の清掃については、担当課から説明させていただきます。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

まず、臭いのことについて、もう一度説明をさせていただきたいと思います。

農業用水とか、それから先ほど、土木課長からいろいろ説明しましたが、様々な用水というか、排水路ですけれども、その水が流れれば臭いが取れるというものではなくて、繰り返しくなりましても、各家庭から排出される生活排水は、そういう排水路に近い立地の家であれば、配管を通して、通常、水が流れている用水等に、直接、落ち込むことがあるのですけれども、例えば真丁に家がある方なんかは、近くに農業用水とか、様々な排水、大きい水量があるような排水ではないはずで、以前、商店街があった所の両脇の市道の横に、雨水の排水路が通っているはずなのです。

そういう小さい排水路に、生活排水が流れているという現象も、多々見受けられます。特に、町なかでは、家が非常に立て込んでおりまして、そういうところが見受けられます。

そういうところで言いますと、公共下水に接続していない場合は、雨水、もしくは勾配によ

り、排水路を、傾斜を通じて、大きい農業用水だったり、そういうところに流れて、それが水と一緒に流れるという構造になっておりますので、水を流したから、全て臭いが解決するということではなく、申し訳ないのですけれども、そういう御自宅の、近隣の雨水の排水というところの泥とか、ごみを取るということは、基本的には臭いを抑えるということで、その作業というのはしていただければ、100%臭いの抑止にはつながらないというところで、悪臭についてはあります。

それから、高齢で、出役等を含めて、地区の住民の方々には作業はなかなかできにくくなるというところで、本当にふだんから御迷惑をおかけして、感謝するところではございますが。

市としては、毎年6月、それから11月をクリーン月間として位置づけておりまして、各地区で清掃活動に取り組んでいただいております。

クリーン月間以外でも、地区のスケジュール等に応じて、いつでも構いませんという形を取らせていってございまして、地区の都合によって、清掃活動を実施していただくことは可能なようになっております。

各地区で清掃活動を行う際は、申し訳ないのですけれども、事前に環境課に連絡をいただきましたら、清掃の際に使うゴミ袋であったり、それから土のう袋、それから清掃作業後のごみの回収含めて、市で責任をもって行っております。

現在、既に3月、4月も、行ったところもあるかと思いますけれども、既に7地区から清掃活動を行いますよという連絡を受けてございまして、環境課におきまして、土のう袋やゴミ袋の配布、それから土日に作業をすることが多いので、月曜日であったり、火曜日であったりというところで、うちの職員が車を回して、泥とかごみの回収を行うような作業を、スケジュー

ルを進めているところでございます。

繰り返しになりますけれども、先ほどからおっしゃっていただいております、高齢化等によって、正直、町なかの水路は高さもあって、なかなかそこに下りてまで作業できませんよという話もありまして、担当課としても、そのことについては、十分、把握はしておるがですけれども、町だけではなくて、令和6年度の市内全域の清掃活動の実績なのですけれども、全部で25地区が、自主的に清掃活動に取り組んでいただいております。繰り返しになりますけれども、既に7地区から、この3月、4月に清掃活動を行います、という連絡を受けておりますので、今後におきましても、住民の皆様の協力の下、各地区で清掃活動に取り組んでいただけたらと思っておりますので、寺田議員からありました、市職員やボランティアを動員して、一斉に清掃作業を実施するということは、今のところでは考えてはいないのですけれども、今後におきましても、地域の皆様の負担を軽減しまして、より快適な生活環境をどうやって維持していくのか。それから、支援体制の強化や、最終的には、業務委託なんかも含めて、市内全域で生活環境の保全や、公衆衛生を維持するための施策について、今後、議論が必要にはなっているかというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

市職員、またはボランティアというのは、非常に難しいという答弁でしたが、例えば、そのことに対しての情報発信を市がする。

例えば、この地区が、この日に清掃活動を行いますよ。例えば、宿毛市のホームページであったり、というところに載せることによって、心

ある人が参加してもらえることが、例えば1人でもあれば、そこの人たちは、一人分助かるところもあると思うので、ぜひ、みんなが協力して、まちをきれいな環境の、今よりもいい環境にしていこうということを、宿毛市が率先して、スローガンに掲げてやっていただければ、今よりも、もう少し住みやすい環境ができるのではないかと思いますし、市長は、これからも、宿毛市も宿毛市街地の環境の整備については、積極的に関与していきたいという思いも聞きましたので、今以上にいい環境になるように願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時32分 再開

○副議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いします。

では、早速、質問に入っていきたいと思ひます。

まず、1番の地域医療体制について。

過去に多くの議員が質問してきた内容でもあり、私も聞き取りをさせていただいていた質問内容ではございますが、今は地域の小児科や産婦人科だけではなく、医師等の人材不足が言われております。

これは、今後、地域の人口減少に大きく関わってくることはありますので、今挙げた課題点に関しまして、今後どのように対処していくのか、回答をお願いいたします。

○副議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

まず、市内の現状から御報告させていただきます。

市内の保険医療機関の現状につきましては、令和7年2月1日現在、病院5施設、診療所10施設、歯科診療所11施設が開設され、診療が実施されております。

今後の地域医療の体制につきましては、診療科の偏在や、高齢化や働き方改革などによる医師や看護師などの医療人材不足が大きな課題となっており、本市におきましても、これまでは民間病院等の御尽力により、医療体制が確保されてきたものと認識しておりますが、近年は、民間病院におきましても、経営環境が非常に厳しい状況にあり、今後の人口減少や、高齢化の進展等により、様々な課題に直面することは避けられず、本市における医療体制の維持確保がますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、医療体制の維持、充実のための対策につきましては、高知県が策定する高知県保健医療計画や、高知県医師確保計画などの各種計画に基づき、推進していくことと認識しておりますが、特に幡多医療圏域におきましては、県の中央部から遠距離であるという特性上、圏域内で救急医療をはじめとした二次医療を完結させることが求められております。

地域住民が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これまで以上に圏域が一体となって医療の確保に取り組む必要があると考えております。

また、幡多医療圏域の取組としましては、令和5年12月議会におきまして、小谷議員の一般質問にお答えした中で、幡多医療圏では、地域医療連携推進法人の設立に向けての検討がなされているとの情報をお伝えいたしました。その後の経過につきまして、状況につきまして、

御説明いたします。

現在の状況としましては、令和7年2月5日に、幡多けんみん病院長を代表理事とする一般社団法人はたまるパートナーズの設立登記が完了し、3月19日に開催予定の高知県医療審議会の承認を経て、医療連携推進法人として認可される予定となっております。

実質的な事業開始は、令和7年4月1日からとなる予定と伺っております。

この法人による令和7年度の具体的な取組としましては、関係医療機関による人材の相互派遣による支援体制のスキームづくりや、医療人材確保に向けた取組などが計画されております。

将来的には、当該法人が策定した医療連携推進方針に基づく取組により、地域における持続可能な医療提供体制の構築に資する事業の推進が、期待されるところでございます。

本市としましては、このような関係団体と協力しまして、市民の皆様が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま、担当課から回答をいただきました。

今回、この質問をさせていただきました、私も、身内にそういった医療を必要とする人間が出て来て、初めてこういった問題に対して意識を向けた次第でございます。

今、令和7年4月1日より、新しい取組が始まって、人材派遣のスキーム等も構築されていくということです。今後の人口減少もそうですし、地域の医療体制、うまく利用していくことが重要だと感じますので、今後、お答えをよろしくお願いします。

続きまして、2番の質問にまいります。

2番の、地域水産業の推進についてですが、

前回、宿毛市の大きな魅力の一つであります、海の豊かさを生かした政策ということで、宿毛市における海業の推進について、質問いたしました。

今回はその続きの質問となりますが、まず、今後の海業の推進についてということで、市内の飲食店における推進。

地域での海業の推進といたしまして、まず市内の飲食店との連携が重要になってくると考えます。

宿毛市内の水産事業者と、飲食店が協力することで、鮮度が高く、おいしい料理を楽しめるだけではなく、地域経済の活性化、地域ブランドの確立、地域の魅力の向上につながっていくことによって、交流人口の増加、本市への移住促進の効果が期待できると考えます。

そのために、まずは水産事業者と市内飲食店が連携していく必要があると考えますが、例えば、1月末に居酒屋 直にて開催した水産物、農産物のPRイベントがございましたが、そういった今後の市内の飲食店に対しての、海業の推進についての回答をお願いいたします。

○副議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

イベントについての御質問でしたので、お答えします。

宿毛産の水産物、農産物、お酒を市内の方にもっと知ってもらいたいとの思いから、1月、市内居酒屋にて、すくも食べるTHEATERと題して開催しております。

当該イベントは、生産者から提供のあった食材をもとに、コース形式で料理を提供するもので、適時、生産者が食材についての説明を行いながら、宿毛産品を使用した料理を楽しんでいただきました。

また、調理の様子も、カウンターから見るこ

とができ、視覚的にも楽しめるもので、宿毛産食材と生産者の思いを直接知ってもらえる、よいきっかけになったと考えております。

参加者の方からも、継続して開催を希望する声を多くいただいております。

今後につきましても、生産者や市内飲食店との連携に加え、市内の方だけでなく、市外の方にも宿毛産食材をPRするイベントを、積極的に企画するとともに、SNSなどの情報発信を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま担当課から回答をいただきました。

今いただきました回答に関しまして、再質問させていただきます。

今、回答をいただいた中に、イベントを効果的に発信していく、SNSの活用をしてというお話もございましたが、そういったイベントを効果的に情報発信していくことも重要だと考えます。

今回、令和7年度に、新規事業としてSNSを活用して、市の魅力を情報発信するという議案が上程をされておりますが、こちらを活用して、例えば海業等について、情報発信できたらと考えておりますが、いかがでしょうか。回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えします。

新規事業調査表にありますSNS活用による移住促進事業、予算書名では、移住促進業務委託料というものを計上しておりますけれども、これは宿毛市内で、既にSNSを活用して、宿毛市の魅力を情報発信されている方で、比較的フォロワー数の多い個人、もしくは団体に、市が認める、宿毛市の公式インスタグラマーのよ

うな存在になっていただいて、市職員と一緒にあって、宿毛市の魅力発信を行っていく事業としております。

この事業によって発信する、市に関する情報を大幅に増やしていきたいという思いでございますが、そのため、今後、公式インスタグラマーに、海業についても、ぜひPRをしていただければと考えております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

こういったことについて、情報発信していただけたらと考えます。

また、再質問にはなるのですが、次はPRイベントに関して、2点、再質問をさせていただきます。

1点目に、すくも食べるTHEATERに参加された方が、とてもよい催しだったと、僕のほうもお伺いしております。

その中で、次回から、改善していこうと感じた点がもしあったら、回答をお願いします。

2点目に、今回は参加者を先着12名とされておりましたが、今後は人数を増やしたりだとか、漁業だとか、農業の、宿毛産の食材の生産者同士で催しを行うなど、参加者について、今後はどのようにしていく予定か、回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 浦尻議員の再質問にお答えをします。

すくも食べるTHEATER終了後、参加された方に御意見を伺ったところ、お品書きがあればよかった。席が固定されており、移動ができなかった。お酒が飲めない方も参加しやすいイベントにしてほしい、などの声をいただきましたので、今回は御意見を踏まえた上で、料理を楽しんでいただくことに加え、参加者同士も

交流ができるような形としていきたいと考えております。

また、参加者につきましては、今回、募集12名でありましたけれども、実際、参加された方は15名となっております。

会場スペースの都合もありましたが、できるだけ多くの方が参加できるイベントにしていきたいと思います。

また、生産者のほうですが、今回は水産業の、漁業者の方1件、それから農業者の方1件が参加しております。

これも、より多くの宿毛産食材をPRしていくよう、生産者についても、今後増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 先ほども申し上げましたが、参加者からとてもよい評価を受けていた事業、催しでしたので、今後もぜひ、ブラッシュアップしていただけたらと思います。

では、続きまして、イのインバウンドについての推進に、質問をしてみたいです。

先ほどの質問では、地域飲食店の推進について、質問させていただきましたが、次に、インバウンドの推進について、質問したいと思います。

こちら、地域飲食店の次に推進が必要だと考えますが、宿毛市にクルーズ客船、バイキング・エデン、令和6年に3回、入港をいたしまして、令和7年度には、私が見た入港予定では、5回、入港を予定していると思います。

また、道の駅サニーサイドパークでも、インバウンド客の訪れていることが分かっておりますが、これまで同市を訪れたインバウンド客に対して、宿毛市の水産物をはじめ、特産品のPRが効果的に行われていないというふうに考えますが、今後はどのように推進していくのか、

回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今のインバウンドのお客様についてのお話の前に、先ほど、すくも食べるTHEATERのお話もありました。

一昨日は、すくも青空フェスタも、84ターミナルで行われまして、まさに今言ったバイキング・エデンとかが入港する、84ターミナルで4Hクラブの方々が非常に頑張っていたいて、子供たちに地域の食の文化、そして食への親しみ、そして地元の一次産業について、また考えてたり、触れたりするような機会をつくっていただいたところでございます。

いろいろな団体が、中には個人の方もそうですが、いろいろな形で、そういった催物を、今、行っているところでございます。

また、そういったものに、宿毛市の産業振興課の職員であるとか、関わりを持たせていただく中でやっているもの、また場合によっては、産業祭のように、宿毛市が主体となって、主催をさせていただいているもの。これも農協、そして漁協、森林組合の皆さんにお世話になっているところでございます。

そういった形の中で、補助金を創設というか、補助金という形で御支援をさせていただいているものもありますし、先ほど言ったように、職員が関わらせていただいているもの、またはほかのところからの補助金で運営しているもの、いろいろな形がございますが、それぞれのできる範囲で、しっかりと応援をしていきたいと考えているところでございます。

何よりも持続していくことというか、持続していく上では、中心になって頑張ってもらっている方々、ポジティブなというか、その気持ちをしっかりと持ち続けていただく、そういっ

たことが必要だと思っております、そういった面でも、宿毛市はしっかりとバックアップをしていきたいと思っているところでございます。

必ずやこういった行動、イベントなどを通じて、宿毛市の活性力、また元気になる、そういったことに資すると考えておりますので、その点についても、地元としても頑張っていきたい、そのように思っているところでございます。

そして、その一方で、昨年のバイキング・エデンの入港を機に、今までもコロナ禍以降、日本には、円安の影響もあろうかとは思いますが、たくさんの外国人の方、特にアジア圏域から多くの方々にお越しをいただいているというところでございます。

高知県内におきましては、なかなか宿毛のほうに足を延ばしていただけるということが少なかつたようには思いますが、例えば、愛媛県の松山、道後辺りに行くと、夜の飲食店はほとんど日本語が聞こえないのではないかと思うぐらい、多くの外国人観光客でにぎわっている。

また、高知県においても、ひろめ市場を中心に、多くの観光客として、外国の方が訪れている。

そういった中で、やっと宿毛市にも訪れていただけるといった機会が創出されたのだと考えているところでございまして、これを契機に、いろいろな取組を進めていきたいという思いの下で、答弁をさせていただきたいと思います。

宿毛産水産物は、インバウンド需要におきまして、魅力的なコンテンツの一つであると考えているところでございます。

これまで、市といたしましても、サニーサイドパークに鮮魚の販売スペースを建設できないかを、関係者と協議をしてきたといった経緯もありましたが、実現には至っておりませんでした。

現在、指定管理者がサニーサイドパーク敷地

内に、鮮魚の販売スペースを建設中でございますので、完成後は、インバウンド客にも御利用いただけるものと考えているところでございます。

また、外国人の方は、それぞれ文化の違いや、宗教上で禁止されている食材もあるため、個々の事情に配慮しながら、可能な限り宿毛産の水産物を食べていただけるよう、市内飲食店にも、外国人観光客向けの対応をしていただくよう、働きかけていきたいと考えているところでございます。

インバウンド需要の中で、環境面においても、外国人観光客が立ち寄る場所の多言語化など、ストレスフリーな環境の整備を推進していくことに加えまして、どのような形で宿毛産水産物をPRしていくことが効果的であるかを、観光部門や、市内漁協など、関係機関とも、これからさらに協議をしてみたい、そのように考えているところでございます。

先ほど、すくもサニーサイドパークにつきまして、なかなか効果的な宿毛のPRができていないのではないかという御指摘もいただいたところでございます。

もともとサニーサイドパークが、なかなかトイレの問題であったりとか、そういったことの中で、今回の建て替えについて、いろいろ協議をしていく中で、先ほど水産物の販売店の話もしましたが、いろいろな協議をしながら、いろいろな方々にお力をいただきながら、現在、今回も議案としても上程をさせていただいておりますが、サニーサイドパークリニューアル後、完成形ではなくて、皆さんと一緒につくり上げていこうということで、どんどんブラッシュアップというか、いい形に、今、もっていこうとしているところでございます。

これからも率直な浦尻議員の御意見もいただきながら、さらにより観光施設として生まれ変

わるよう、自分たちも努力をしていきたいと思っています。

今回の物産館の建設も含めてではございますが、そういった形で、インバウンドのお客さんにしっかりと対応できる、そんなサニーサイドパークにしていきたいと思っています。

なお、指定管理者の方も、そういった思いで、今、頑張っていると思いますので、そちらとも足並みをそろえていきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 市長、御回答ありがとうございます。

ただいま市長の回答の中で、1点質問させていただきます。

どのような形でPRしていくことが効果的かというお話がございました。

昨今、インバウンドの目的は、物質的な買物だとか、そういったものから、文化だとか歴史といったものを学ぶという方向性に、目的が変わってきているように感じます。

そういった変化があるとするならば、宿毛産の水産物を、物質的な販売だけではなくて、宿毛市の水産業の歴史だとか文化といったものをPRしていければとは考えているのですが、その点に関して、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 浦尻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

外国人観光客に限らず、宿毛市におきましても、技能実習生など、外国人の方も増加している中で、海、それから農業、いろいろ従事をしていただいているということでございます。

そういった方々が増加している中で、宿毛市水産業の食文化などをPRしていくことも必要であると考えているところでございます。

今後におきましては、外国人の方に、楽しみながら宿毛の食文化に触れていただけるような、そんな体験型観光などの企画にも取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、まさに外国の方々というのは、今、少し形は変わってきているとはお伺いしていますが、もともと日本の文化に触れたくて、また学びたくて日本に来られている方が多いと自分たちも承知をしているところでございます。

そういった形の中で、古い町並みがある京都であるとか、また京都はかなり混んできたので奈良であるとか、また岡山の倉敷の美観地区であるとか、また先ほどもお話ししましたが、松山、愛媛県の道後温泉であるとか、そういったような形で、日本の文化に触れる、また古い町並みを目にするところがあるところ、一つの観光地として、メジャーというか、有名だったと自分たちも承知をしているところでございます。

そこから、そういったところが非常に混み合ってきて、これからは地方、もう既に行われていますが、今まで外国人があまり訪れていなかったところに足を向けていただけるといった形になっていると、自分たちは分析をしているところでございます。

愛媛県、四国全体として取り組んでいる自転車文化創出という形の中で、これはターゲットとしては、台湾の方々を、主にターゲットにはしておりますが、自転車四国一周ということで、最近もちょうちよくではありますが、四国一周のジャージを着た外国人の方々、または外国人のツアーで来られた十数名、20名近い方々の自転車でのライドの姿も目にするようにはなりました。

また、もともと四国に根づいていた文化として、88か所のほうも、外国人の方に人気があると聞いているところでございます。

そういった形の中で、いち早く宿毛市としても、そういった宿毛市の文化に触れてもらえるような機会、またそういった商品をつくっておくということは必要だと考えておりますので、先ほどの答弁したとおりではございますが、その点についても、宿毛市はしっかりと取り組んでいかなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） インバウンドに対して、今後、さらにしっかりと取り組んでいくということ。

過去にいろいろ、観光客に対して取り組んでいく中で、一つの組織で行っていくということで、今は行っていないということがあったりもするのですが、一つの組織で行っていくのではなくて、様々な関係機関と連携して、企画、取り組んでいただけたらと考えております。

続いて、ウの質問に移ってまいります。

宿毛市外においての推進ということで、海業というと、私の個人的なイメージではあるのですが、地域的なイメージがあります。

地域外の活動や連携も、海業の中では、とても重要なことではございます。

そこで、宿毛市外において、宿毛の水産物をはじめとする特産品の販売について、現状の取組と、今後どのように推進していくのか、回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

現状の取組といたしましては、アンテナショップへの出店や、各種イベント参加時の宿毛産水産物のPR、販売に加えて、宿毛市の水産振興に係る取組を、インスタグラムをはじめとしたSNSにて発信しております。

今後につきましては、SNS発信の強化はもちろんのことですが、さらに積極的にアンテナショップへの出店や、各種イベントに参加し、生産者や自分たち職員が、直接、売場に立つ回数を増やすことや、宿毛産水産物をPRする動画や写真等、デジタル素材の活用など、より効果的なPR方法を継続的に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま、担当課から回答をいただきました。

SNS、インスタの強化というお話もございましたが、ここで1点、再質問いたします。

今後のこととなりますが、各種イベントに参加していくというお話もございました。現在、既に参加予定となっておりますイベント等ございましたら、それについて御回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

今議会で当初予算に提案させていただいておりますが、2025年大阪・関西万博に合わせて、大阪府泉佐野市で開催されます特産品のPRと、地域の魅力を発信するイベント、まるかじりJAPANへ、5月に参加を予定しております。

時期は未定ですが、大阪府にある高知県アンテナショップとさとさへの参加。また、先ほど説明しました、すくも食べるTHEATERと同様のイベントを、東京のレストランなどの都市圏でも開催しまして、宿毛産食材をPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 今、お話しいただきま

した議案を拝見させていただきますと、まるかじり J A P A N では、宿毛産のブリのわら焼きたたきの提供だとか、はし拳大会を通じて宿毛市の P R を行っていくということも書かれていました。

また、先ほど僕もよい事業だと話しましたが、すくも食べる T H E A T E R を東京のレストランでも開催するということです、そういった催しを通じて、宿毛市の製品の販促だとか、交流人口の増加といったものを目指していただければと考えております。

続きまして、次の質問に移ってまいります。

次の質問、南海トラフ地震後の水産業の復興についてにはなるのですが、まず、質問に入る前に、本日 3 月 1 1 日ということで、東日本大震災から 1 4 年になります。犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、今もなお、きょうの新聞でも出ておりましたが、避難生活を送られております皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

では、質問に入ってまいります。

イの復興計画について。

先ほど、海業について質問させていただいておりましたが、宿毛市の基幹産業である水産業、南海トラフ地震発災後、大きな被害を受けていくというふうには、予想はされております。

そこから迅速な復旧が、地域のためには必要だと考えますが、水産業独自の復興計画といったものを策定する予定等はございますでしょうか。

回答をお願いします。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、事前復興まちづくり計画の水産業の策定ということで、御質問いただきました。お答えをいたします。

宿毛市では、令和 5 年度から 7 年度の 3 年間

で、宿毛市事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおります。

今年度は、津波被害が想定される地域を、中央、西、小筑紫、沖の島の 4 地域に分けてワークショップを実施し、市民の皆様から、貴重な御意見をいただいております。

今年度のワークショップでは、応急期や復興期における住まいの確保をテーマに議論を行いました。

来年度は、地域の生業をテーマに、さらに議論を深める予定でありますので、水産業につきましても、しっかり議論をしてまいります。

令和 8 年 3 月の策定を目指して、協議を進めております今回の事前復興まちづくり計画は、津波浸水エリアである沿岸部に関する計画であり、水産業の復興についての方針を盛り込む予定でございます。

また、迅速な復興を実現するため、漁協や港湾管理者などが策定した B C P、業務継続計画との整合性を確保することが重要でございます。

今後も、水産業関係者や国、そして県との連携を強化し、災害時における支援体制の充実や、復興に向けた具体的な取組の検討を進めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2 番浦尻学典君。

○2 番（浦尻学典君） ただいま担当課から回答を受けました内容に関しまして、再質問させていただきます。

今後そういった事前復興計画の中で、生業に関しても、内容を詰めていくということですが、過去 3 回、私もワークショップに参加させていただいております。

ですが、徐々に参加人数が減少傾向にあると感じております。

水産業の復興について考えること、大変重要なことでもありますし、多くの団体だとか、多

くの人の意見があつてこそものだと思いますので、もっと多くの人に参加してもらふべきだと考えておりますが、その点、いかがお考えでしょうか。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、浦尻議員の再質問にお答えいたします。

これまで消防団やPTAへの呼びかけに加えて、開催日を平日の夜から土曜日の日中に変更するなど、参加者を増やすための工夫を行いましたけれども、参加者の増加には至っておりません。

来年度のワークショップでは、地域の生業を大きなテーマとして取り上げるため、漁協や農協、そして商工会議所、青年会議所などの地域関係団体への呼びかけを強化するとともに、今年度御協力いただいた市内高校にも、引き続き協力を依頼し、より多くの方々に御参加いただけるよう努めてまいります。

また、ワークショップの参加者に限らず、幅広い住民の意向を把握するため、開設しましたオンラインプラットフォームの利用促進を図り、地域全体の意見を計画に反映できるよう、取り組んでまいります。

なお、この計画は、南海トラフ地震発生後の早期復興を目指すものでありまして、本市の将来にとって重要な指針となります。

議員の皆様におかれましても、計画の重要性を広く周知していただき、参加促進や情報の提供につきまして、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 御回答ありがとうございます。

ただいま御回答ございましたとおり、多くの団体に対して、再度、呼びかけの強化を行って

いくということで、基幹産業であります水産業の早期復旧復興は、宿毛市にとって生命線になってくると考えますので、呼びかけの強化をお願いいたします。

また、呼びかける団体の中で、青年会議所の名前もございました。私も本年、宿毛青年会議所の理事長として職をお預かりしている身でございます。

その中で、地域の防災面においても、貢献、協力していきたいと考えておりますので、またお話をいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（三木健正君） この際、10分間、休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

————・————・————

午後 2時22分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大項目で二つ、本市における基金の運用状況についてと、防犯灯について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の本市における基金の運用状況についてでございますが、質問に入る前に今回なぜこの質問をしようと思ったのかについて、先に述べさせていただいた上で、質問に入らせていただきます。

ここ数年、物価がどんどん上昇しているということについては、皆様も痛感していると思います。

実際に、総務省統計局の2020年基準の消

費者物価指数、全国２０２５年１月分、２０２５年２月２１日分公表を確認したところ、総合指数は、２０２０年を１００として、現在１１１．２％、前年同月比は４％の上昇であります。

生鮮食料品を除く総合指数は１０９．８％、前年同月比は３．２％の上昇であります。生鮮食料品及びエネルギーを除く総合指数は、１０８．５％、前年同月比は２．５％の上昇と掲載されておりました。

また、消費者物価指数を基に、インフレ率の推移は、コロナ禍で経済が停滞した２０２０年はマイナス０．０３％、２０２１年はマイナス０．２４％、２０２２年は２．５％、２０２３年は３．２７％、２０２４年は２．２３％、２０２５年は２％半ばの上昇が予想されるとのことでした。

こ難しい数字の話をしてしまいましたが、分かりやすく例えるならば、２０２０年に家の金庫に１００万円を入れ、２０２５年に取り出したら、現金としてはもちろん一万円札が１００枚あるのですが、実質価値は約１０％程度目減りして、約９１万円の価値しかなくなっているということです。

これを本市の基金に置き換えたとき、物価上昇に伴い、市の預金は実質価値が目減りしていくということを何とか食い止める必要があるのではないかと考え、問題提起の意味も込めて、今回、質問させていただこうと思いました。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

本市には、財政調整基金ほか２３件の基金があると思いますが、全基金の総残高並びに債権残高は幾らでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

基金の残高につきましては、令和５年度決算で７３億２，４２０万７，０００円となっております。

次に、本市の債権の残高ですが、本市の債権は、国債のみでございまして、国債を額面１億円の国債を２度購入しております。

ただ、購入金額が債権の残高となりますので、令和５年度購入分の国債が９，４２９万７，０００円、令和６年度購入分が９，９１８万９，０００円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） ５番東 新君。

○５番（東 新君） ただいまの答弁で、基金残高は前年度と比べて約９億円弱の積み増し、国債に関しましては、１億９，３４８万６，０００円の購入ということであります。

ここで次の質問に移るのですが、債券の、ここでは国債の購入に至った経緯について、お尋ねいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

公金の管理運用につきまして、地方自治法の趣旨に基づき、日々の歳計現金の支払い不足に備えるため、全額を定期預金で運用しております。

しかし、ペイオフ対策を講じる必要性が生じたことにより、定期預金として運用できる金額が大幅に減額したことに加え、長引く低金利により、運用益が大幅に減額されることから、従前と異なる効率的な基金運用を検討する必要性が生じました。

こういった状況を踏まえ、安全を最優先にしながら、流動的かつ効率的な基金運用を行うために、令和５年度から公金管理運用方針、債券運用方針を制定し、令和５年度、令和６年度に国債を購入をさせていただいた状況でござい

す。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 従前と異なる効率的な基金運用を検討され、その中で、今まで購入されてこなかった金融商品を購入されたということは、非常に大きな一歩を踏み出されたと、私は思っております。

先ほど聞いたらよかったのですが、令和5年度、令和6年度購入した国債の利回りは幾らでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

令和5年度購入の国債については、令和5年12月1日に、利率1.1%で購入し、令和6年度購入の国債については、令和6年10月29日に、利率1.7%で購入をいたしております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 令和5年度分が1.1%、令和6年度分が1.7%ということは、償還期間まで約18年と聞いておりますので、令和5年度購入分の実質利回りは1.5%、令和6年度の購入分の実質利回りは1.76%になると思います。

購入された債券が額面よりも安い価格で購入できたからこそ、実質利回りが高くなるのだと思いますが、ここで次の質問に移らせていただきます。

国債がアンダーパーで購入できる仕組みについて、説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

まず、本市が国債を購入する際に、償還日まで20年以内の利付国債で、アンダーパー、アンダーパーというのは、つまり額面より低い価格で購入できることを指します。アンダーパーで購入できるものを条件としており、これらの条件を満たす国債を購入しております。

御質問のアンダーパーで購入できる仕組みについてですが、国債を購入する際に、国債の種類や市場の状況によって異なってきます。

本市が購入した国債は、既に市場で取引されている国債、いわゆる既発債と呼ばれるものなのですが、市場の金利状況や、国債市場などによって価格が変動するものであり、購入時点の市場等により、アンダーパーで購入できたものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再質問させていただきます。

今の答弁が分かりづらかったので、整理させていただきます。

まず1点目、本市が国債を購入するに際しては、償還日は、20年以内の利付国債で、利回り1%以上かつアンダーパーで購入することができるものを条件としており、これら条件を満たす国債を購入しているとのことですが、本市では、既発債は購入するが、新規発行の国債は購入しないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

先ほど答弁しましたとおり、債券がアンダーパーで購入できるかどうかは、市場の動向等によるものであり、令和5年度及び令和6年度の購入の際に、条件を提示したアンダーパーであるものを満たすなどの条件で書いたものは、既発債となっております。今後ともこういった条

件をつけるのであれば、基本的に既発債の購入になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 大変よく分かりました。

もう一つあるのですが、今、市が購入した債券は、市場の金利状況や、国際市場などによって価格が変動するものであり、購入時点で、市場等によりアンダーパーで購入できるものと考えているとの答弁であったのですが、アンダーパーになる理由は、大きく分けて3点。

一つ目が、金利が上昇したとき。二つ目が、発行元の信用リスクが毀損したとき。三つ目が、需要バランスであると考えているのですが、簡単明瞭に言うと、今回、アンダーパーで購入できた理由は、物価上昇に伴い、金利が上昇し、債券価格が下落したためという認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

東議員がおっしゃるとおりのような状況で、購入できたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 次の質問に移らせていただきます。

令和5年度、6年度に購入した国債の評価額は、現在幾らでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

国債の現在の評価額につきましては、それぞれ額面1億円の国債ではありますが、令和6年12月末現在で、令和5年購入分が8,906

万円、令和6年購入分が9,718万円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 御説明ありがとうございます。

再質問になるのですが、現段階で価格が下落していることは、変えようのない事実でございますが、満期まで保有した場合、購入したときよりも高い額面で償還されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

国債は満期になれば、額面の金額が返金されるということでございますので、満期になれば額面の金額ということになります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 国債に関しましては、ある程度、理解いたしました。

ここで、次の項目であります基金の運用方法について、御質問させていただきます。

基金の運用に関しましては、地方自治法241条2項、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとあります。

私は、確実かつ効率的を、財産管理と財産運用の二つの側面から考えるべきだと思っております。

確実とは、一つ目が、財産毀損リスクの極小化。これは、基本的に公共債、国債、地方債、政府関連機関債、金融機関への預金によって運用すべきであると。

二つ目が、現金化の確実性でございます。

これは、基金を長期運用することによって、必要なときに必要な額を取崩しができない状況

が発生することは、基金の目的を達成することができず、望ましい財産管理とは言い難い。

基金の取崩し時期に、運用の満期を合わせるキャッシュフローマッチングや、不測の基金取崩しに備えるための一定の流動性を確保する必要があると考えております。

次に、効率的とは、に関しましては、一つ目基金運用ルールの明確化や、単年度の基金運用計画を策定することで、本市としての運用戦略を意思決定することです。

そして、運用戦略の策定により、基金のうち、長期的に保有が維持される部分を明確化させることができると考えております。

そしてその部分について、長期の有価証券で運用することによって、利回りを向上させることができる。そして二つ目は、同じような条件下で、選択し得る運用手法が幾つかある場合は、経済的に有利な方法を選ぶことであると考えます。

以上をもって、確実かつ効率的と私は考えるのですが、市としての考えをお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 東新くんの質問の途中ですが、議事の都合により、2時45分まで休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。

本日は、東日本大震災の発生から14年目を迎えます。

ここで、本市議会におきましても、地震発生時刻の午後2時46分に、震災により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、心から哀悼の意を表するため、黙禱を行いたいと思います。

本日御出席の皆様方にも、御賛同賜りますよ

う、よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局長。

○議会事務局長（黒田 厚君） ただいまより、1分間の黙禱を行います。

御起立をお願いいたします。

（黙 禱）

黙禱を終わります。

御着席ください。

○議長（川村三千代君） それでは、東 新君の一般質問を継続いたします。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

先ほど、地方自治法第241条第2項における基金の確実かつ効率的な運用については、どのような方法なのかというところで、御質問をいただきましたが、宿毛市公金管理及び運用方針に基づき、資金の元本が確実に保全されるための安全性を最優先し、収支予定に基づき、支払金等に支障を来すことのないよう、流動性を確保しながら、効率的な資金運用に努めているというのが、現状でございます。

また、具体的には、普通預金または定期預金での管理を基本としつつ、国債等の安全性が、より高い債券を購入できることとしており、債券を購入する場合は、その時点での基金残高や、将来の財政収支見通し等を考慮した上で、財産を毀損することのないよう、満期まで保有することを前提として、取組をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 市としての考えは、安全性と流動性を大変重視されているということが、非常によく分かりました。

次は、基金の個別運用についての質問に移ら

せていただきます。

私は、個別運用を厳密に運営するには、例えば不測の基金取崩しに備えて、各基金が一定の流動性、普通預金を保管しておく必要が生じると考えております。

基金個別運用は、財産管理の観点では、厳密性の高いやり方であると思いますが、財産運用の観点では、必ずしも得策とは言い難いと考えているのですが、本市における基金の運用の個別運用はどうでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

本市の基金条例は、それぞれの目的に応じた基金条例として制定をしており、その条例に基づいて運用に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ただいまの答弁で、財産管理としての条例に従った運用されているということはよく分かりました。

それでは、この項目最後の質問になります。

基金の一括運用を、本市として検討したことがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

債権等の一部運用を開始するときに、運用方法についても検討をさせていただきました。

それぞれ、東議員がおっしゃる、一括であったり個別であったりという部分において、メリットもデメリットもあるものということで、検討をさせていただきましたが、本市におきましては、先ほど申し上げたとおり、安全性を最優先した中で、効率的な運用を行うことを前提に、

一定の流動性を確保することを目的として、個別運用と一括運用の双方を複合した形での運用として、選択をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） やはり、安全性を最優先として、効率性と実用性を目指す姿勢はよく分かりました。

ちなみにですが、私は基金一括運用とは、基金と預金債権を1対1の関係ではなく、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理する手法を考えております。

この場合、不測の基金取崩しへの備えとしては、基金全体で一定の流動性を確保すれば十分であるため、基金個別運用に比べて、基金財政の流動性への留保率を低く抑えることができると。結果として、運用効率を高めることができると考えております。

それでは、最後の項目に移らせていただきます。財産運用収入についてでございます。

財産運用収入の種類と、令和6年度予算額についてお答えください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

財産運用収入の種類につきましては、一般的に、財産貸付収入及び基金に属する現金の運用による利子並びに出資による権利に伴う配当金等となっております。

また、令和6年度宿毛市一般会計補正予算における歳入、第16款第1項財産運用収入の予算現額につきましては、597万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） それでは、最後に、今後の基金運用の方向性について、お尋ねいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長。

今までも答弁をさせていただいていますように、宿毛市公金管理及び運用方針に基づき、安全性を最優先した中で、流動性を確保しながら、効率的な資金運用に努めてまいりたいと考えております。

効率的な資金運用の一環として、先ほども答弁しましたように、令和5年度、6年度と国債を購入してきた経過がございますが、それぞれの基金に設定している設置目的の遂行を妨げるものがないよう、運用する基金の選択及び購入金額について、慎重に判断して、取組をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 方向性に関しましても、理解はできました。

国債を含めた有価証券の運用益は、財産運用収入となります。財産収入は、普通交付税の算定基礎である基準財政収入額には算入されないことから、増収が普通交付税の減につながることはなく、市税等基準財政収入額に算入される歳入と比較して、直接的な効果が高いものと考えております。

ゆえに、私は、債権を含めた有価証券の購入運用を継続するとともに、宿毛市公金管理及び運用方針などに関しても、さらに研究していくべきと考えております。

それでは、二つ目の防犯灯についての質問に移らせていただきます。

こちらも質問に入る前に、今回、なぜこの質問をしようと思ったのかについて、先に述べさ

せていただいた上で、質問に入らせていただきます。

私が住む真丁区でも、物価高騰の影響や、地区に入られている方の減少などから、防犯灯1本につき、二つのLED電球がついておりましたが、一つに減らすなど、経済的にも厳しい状況が増してきております。ほかの地区でも、同じようなお話を聞くことが、昨年と比べても確実に増えてきております。待ったなしの状況が目の前に来ております。

市としては、今まで以上に、地域に寄り添うことはできないか、問題提起の意味も込めて質問させていただこうと思いました。

それでは、防犯灯の維持管理についての質問に入らせていただきます。

1つ目、LED化に対する補助金の導入件数についてでございます。

令和4年度から本年度までに、LED化に対する補助金を導入した地区数、及び件数についてお答え願います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

防犯灯のLED化の実績についての御質問でございます。

令和4年度の実績は、19地区で76灯、令和5年度の実績は、21地区、87灯、令和6年度は11地区、40灯となっております。

なお、令和5年度につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、既存の防犯灯をLEDに交換するものについてのみ、補助金額を、通常1灯当たり5,000円から2万円に増額し、LED化の促進に取組をさせていただきました。

また、令和7年度におきましても、物価高騰

対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、同様にLED化の予算100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 年によってばらつきはあるかもしれませんが、なくてはならない取組でありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ちなみに、LEDを導入したことにより、各地区でどれぐらい電気が減額できたのか、検証されたことはございますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

LED化に伴い、電気料金がどの程度削減されたかというのは、各地区から、区長さんから、結構、減額になりましたよというお話はお伺いしておりますけれども、各地区で管理されている防犯灯のため、市のほうでは、具体的な削減額については把握はできておりません。

ただ、四国電力によりますと、蛍光灯からLED灯に交換した場合の消費電力や、電気料金は約半減し、光源寿命につきましても、約7倍に伸びるとお聞きしていることから、防犯灯のLED化は、各地区の負担軽減に大きく寄与しているものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 詳しくありがとうございます。

ただ、それでも電球の数を減らさないといけない、厳しい地区が出ているのも実情でございます。

それでは、防犯灯の維持についての質問に移させていただきます。

本市として、防犯灯の必要性をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

防犯灯は、地域が自主的に取り組んでいる防犯活動の一環として、地域の特性や住民のニーズを柔軟に踏まえた夜間の犯罪抑止や、住民の安全な通行を支える重要な設備として、それぞれの地域で大きな役割を果たしているインフラであるというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 私も、ただいまの答弁のとおりだと思います。それぞれの地域で、大きな役割を果たしているインフラでございます。それを踏まえて、再度質問させていただきます。

地区として、防犯灯の維持が難しくなった場合、本市はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

先ほども答弁しましたとおり、各地区の自主的な防犯活動の一環として設置していただいている防犯灯については、それぞれの地域性があり、市で統一的な管理を行うことは難しいのではないかと考えております。

しかし、今後の人口動態や地区の活動状況を見中で、必要最小限度の防犯灯については、市としても、どうした対応ができるのかについて、検討しなければいけないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 私も、まさしくそのとおりだと思います。今後、市と地区長などが、どこを残すか、どういった管理を行うのか、本格的な議論をすべき時期になっていると思うのですが、その点に対して、市としてはどういうふうにお考えになられているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 東議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防犯灯の管理が難しくなっているというお話でございます。こういったお話は、地区長をはじめ、いろいろな方からお聞かせを願っている、聞いているところでございます。

また、実は、地区と地区との間の道に防犯灯をつけていただきたい。

ただ、そういった場合に、例えばある地区のエリアではあるのだけれども、実はその防犯灯が必要なのは、隣の地区の方々がそこを通るので必要であって、実際、そこを管理している方々の家は、もうそこにはないとか、また一方では、ある場所に、地域によればの話なのですが、そこには自治会がなくて、防犯灯をつけたのだけれども、うちの補助を使ってつけても電気代を払う組織がない。こういったお話であるとか、いろいろなことを、ずっと自分も聞かせていただいていたところでございます。

そういった形の中で、今度は、自治会自体がなかなか活力がなくなって、防犯灯を維持できないということでございます。

例えば、自分が住んでいる港南台というところは、自分が引っ越したときには、市道に水銀灯が防犯灯としてついておりました。

ただ、電気代が非常に高いということで、ここはいち早く、普通の蛍光灯の防犯灯に変えさせていただいて、それでその後、まだそれでも大変だということで、防犯灯の数を減らさせて

いただいて、そして現在はLED化に進めながら、また新たに、どうしても必要な場所もできてきていますので、そういった形の中で、どこかを減らしてどこかを増やすとか、そういうことを、それぞれの地域が御苦勞をなさってやっているのだというふうに、承知をしているところでございます。

そこで、先ほど東議員からの御質問の中にある、各地区長さんとの協議についてでございますが、こういった形でそれを、数を減らしていくこともそうですし、また必要なところにつけていくこともそうです。そういった形の中で、今後の方向性というのは、しっかりと地区長の方々とお話をしていきたいというふうに考えておりますが、ただ、現在、各地区で管理している防犯灯を、全て宿毛市が引き受けるというのは、現状においては非常に厳しい状況であるというのは、御認識を願いたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 市長、ありがとうございます。

おっしゃることは、重々分かっております。それでも、必要とする地域がありました折には、速やかに検討、対応をしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁いただきました皆様、ありがとうございます。

○議長（川村三千代君） 議長より申し上げます。

本日の川田栄子君の発言につきましては、後日、記録を調査し、不穏当な発言があった場合には措置することといたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時05分 延会

令和7年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（令和7年3月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第51号まで

----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第51号まで

----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦 尻 学 典 君
3番 小 谷 翔 太 君	4番 川 村 圭 一 君
5番 東 新 君	6番 今 城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三 木 健 正 君
9番 川 田 栄 子 君	10番 川 村 三千代 君
11番 高 倉 真 弓 君	12番 野々下 昌 文 君
13番 松 浦 英 夫 君	14番 寺 田 公 一 君

----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中 平 純 君
議 事 係 長	福 井 佑 君
庶 務 係 主 任	宮 本 恵 里 君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	上 村 秀 生 君
企 画 課 長	谷 本 裕 子 君

総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	桑 原 一 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君
市民課長	岡 本 武 君
税務課長	朝比奈 淳 司 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	酒 谷 幸 夫 君
環境課長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	川 村 志 保 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
商工観光課長補佐	奈 良 和 美 君
土木課長	太 田 芳 宏 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水道課長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 皆様、おはようございます。1番、井上です。通告に従いまして、質問をいたします。

今回は、空き家対策と活用について。学校体育館の空調設備の設置についての2点、質問をいたします。御回答よろしく願いいたします。

まずは、空き家対策についてお尋ねします。

これからの地域の状況を踏まえると、地域の空き家や空き店舗は、増加をしていくことは明らかです。

今回、質問として取り上げたのは、平成28年度に行われた空き家実態調査から約10年近く経過した令和6年度に、実態調査が再度行われたことで、市内の状況に変化が生まれたのではないかと考えたからです。

今回は、実態調査の結果を整理をさせていただきながら、今後の空き家対策についての市の取組や考えについて、質問を行っていききたいと思います。

まずは、令和6年度の空き家実態調査の結果について、聞きたいと思います。

内容としては、市内空き家の件数、建物用途ごとの空き家件数、老朽度・危険度ランクごとの空き家件数、特定空家の指定件数について、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、おはようございます。井上議員の質問にお答えいたします。

令和6年度に実施いたしました空き家実態調

査の調査結果について、回答させていただきます。

まず、空き家の総数でございますが、市内全域で1,369件となっております。

次に、用途ごとの空き家件数ですが、戸建て住宅が952件、工場18件、倉庫67件、長屋住宅134件、店舗事務所98件、店舗兼住宅86件、そのほかが14件となっております。

次に、老朽度危険度ランク別の空き家件数としましては、目立った損傷が認められない、Aランクの空き家の件数が276件となっており、危険な損傷は認められないBランクの空き家が394件となっています。部分的に危険な損傷が認められるCランクの空き家は482件となっており、建物全体に危険な損傷が認められるDランクの空き家が155件、建物の損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられるEランクの空き家は62件となっております。それから、特定空家につきましてはゼロ件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 結果の内容は理解いたしました。その結果を受けて、平成28年度に行われた調査から、今回の調査で、どのような項目が変化があったかということと、また地区別、エリア別で、空き家件数が増えているエリアなどがあったか、そういう点についてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

まず、平成28年度の前回調査では、空き家総数が1,238件であったものに対して、今回の調査では、1,369件と131件増加しており、特に長屋住宅、それから店舗、事務所の増加が顕著となっております。

一方、戸建住宅につきましては、前回945

件だったものが、今回952件とほぼ横ばいで推移しており、これは除却事業の実施効果が現れているものと考えているところでございます。

しかしながら、空き家の状態別内訳を見ますとAランクの空き家が、前回826件が、今回276件と大幅に減少しておりまして、Bランクが221件だったものが394件、それからCランクに至っては、82件が482件と、それからDランクも33件が155件と、急増しております。

かつては良好な状態であった空き家が、長期間にわたって適切な管理が行われないことで、急速に老朽化が進行しているというふうに考えているところでございます。

このまま放置された状態が続くようであれば、ますます倒壊等の危険な空き家が増えていくのではないかと、可能性が懸念されているところでございます。

それから、地区別の内訳としましては、地区の集約の仕方が、例えば平田とかは範囲が広いですがけれども、西のほうが小さかったりとかいう、そういうエリアの面積の大小はありますけれども、今回の調査では、平田町それから山奈町が増加傾向にありまして、それから幸町、片島の空き家の数が増加しています。

それから、既存市街地であります中央地区は、空き家の実数自体は、当然、人口密度も高いですし、建物の数も多いので当然なのですがけれども、空き家の数自体が、160の数値が出ておるのですが、前回の調査と比較しますと、減少はしております。これもやはり、除却による事業の実施の効果であるというふうに考えております。

それから、沖の島と鶴来島につきましても、空き家の数は減少はしているのですが、もともと建っている空き家の数自体が少ないこともありまして、家自体の数が少ないこともあ

りまして、空き家率はかなり高いというふうには考えているところでございます。

ちなみに、100戸以上の空き家があるエリアが、先ほど言いました中央と、それから片島。50から100の地区が3地区、それから30から50の地区が8地区ございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） AランクからEランクの推移を聞くと、よい状態のものが減って、危険な状態のものが増えているという印象を受けました。

そして、片島、中央は100以上ということ、平田、山奈、幸町が増えているということですが、基本的には、市内全体としては空き家が増えているという印象だと思います。

今回の調査結果を受けて、まずこの調査結果のデータ、例えばAランクのよいものは、空き家バンクへの推奨は考えられるとか、先ほど言ったように、悪い状態の危険なものは、除却の対象になり得るとか、環境課がデータ管理をされると思うのですが、各関係課にとって、データとしては重要な情報源になると思っています。

このデータの活用の仕方、例えば課を横断して、そういうデータ共有ができるのか、そういう点についてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

今年度、実態調査とは別に、空き家の位置や建築物の写真データなどを一括管理できます空き家台帳システムを新たに導入しておりまして、今回の実態調査で得られましたデータにつきましては、既にシステムに取り込みを終了しております。

したがいまして、空き家の位置情報など必要な情報につきましては、システムを通じまして、各課で情報共有が可能となっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） データというのは非常に大事な、重要な情報源になるので、しっかりと活用できるように、またそれは後ほど少し触れさせていただく空き家バンクとか、そういうものにも関わってくるので、またしっかりと各課で共有をお願いいたします。

次に、対策計画の策定について、質問をさせていただきます。

計画を策定するに当たって、重要な目的となるのが空き家の実態調査とこのデータベース化、また所有者への働きかけ、利用促進、活用方法の模索、最後に特定空家の指定、解体の実施というところになるのではないかと、私は考えております。

その中で、特に危険な空き家を早く除却していくことは、防災面でも非常に重要なことであると考えておりますので、そういったところの部分で、また計画を立てていくのではなかろうかと思うのですが、まずその前に、今までに行った、先ほど特定空家に対する指定がゼロということだったので、行政代執行の件数をまずお聞かせしたいのと、比較として、危険老朽空き家の除却補助をされていると思うのですけれども、その件数についてお聞かせいただきたいです。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

空き家の行政代執行の実績は、宿毛市ではゼロ件です。それから、除却の補助事業の実績でございますが、令和4年度が15件、令和5年度が14件、今年度令和6年度が18件で、平成28年度から除却事業を実施しておりまして、トータルで、これまで120件の実績がございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） やはり、除却状況を踏まえると、除却の補助はかなり、平均してやられているというところで、行政代執行がゼロ件というのが、この空き家対策計画の中でも、特定空家を指定して、行政代執行につなげるという計画を立てられているので、その部分については、取組がゼロというのは、少し寂しいなと思います。

そういった除却の状況を踏まえると、特定空家の指定を、今後、何とか増やしていって、行政代執行につなげていくということも、行政の取組としては重要ではないかと思います。

今後、空き家対策計画を策定するに当たって、そういった部分も踏まえて、特に今回、策定する計画について、方針や、以前の計画よりも、さらに踏み込んでいく部分、そういった方針とか思いについて、考えを聞かせていただきたいです。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの行政代執行の件でございます。その内容については、担当課長から御説明させていただきますが、行政代執行についての考え方といたしましては、本来は所有者の方がしっかりと管理をしていただく。また、除却もしていただくというのが基本でございますので、行政代執行をどんどんやっていくという思いは持っておりません。

ただ、どうしようもない、行政代執行すべき案件が出たときには、しっかりとそういった手続もして、代執行に向けて動くべきだという考え方は持っているところでございます。

ただ、あくまでも所有者の方がしっかりと管理をしていただく、これが基本となっております。

す。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えします。

先ほどの答弁の中で、私、除却事業が28年度から始まったと答弁させていただいたと思うのですが、すみません、これ訂正で、25年の予算を繰り越しして、実施は26年度からとなっております。訂正させてください。すみません。

それから、計画についてです。市長からもお話ありましたように、繰り返しにもなりますけれども、空き家や空き地の所有者が、高齢化や相続問題で適切に管理が行われずに放置されて、倒壊等の危険性があるなどの、生活環境の悪化が発生する場合に、初めて所有者の所有権を通り越えて、行政が代執行で、周辺的生活環境を保全していくということが基本になりますので、行政による取壊しは、あくまでも最終手段というふうに、担当課長も考えているところです。

基本的には、所有者の自主的な管理を促していくという取組に、空き家・空き地対策はなるうかと思います。

それを踏まえまして、計画に関しましては、宿毛市では、この空き家に関する計画としまして、宿毛市空き家対策総合実施計画、それから宿毛市空き家等対策計画の二つの計画を、現在、策定しております。

両計画とも、令和7年度末までの計画期間となっております。令和7年度中に新たに計画を策定することになりますが、この二つの計画を一つの計画として策定することが可能となりましたので、令和8年度から令和12年度末までの計画期間を5年間とする、新たな総合計画を策定する予定としております。

先ほど調査の報告、調査結果を答弁させていただきましたが、新たな計画では、Dランク、それからEランクの危険度が高い空き家が急激に増加することが見込まれておりますので、特に管理不全空き家への対策強化と老朽危険空き家に対する行政代執行等を含めた新たな対応を、計画の中で検討しております。

合わせまして、移住・定住施策と連携した空き家バンクの活用につきましても、継続し、地域の安全確保と空き家の有効活用の両立を目指して、実効性の高い空き家対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 計画の概要、理解いたしました。

先ほど行政代執行の件、市長からも御答弁あったように、最終手段ということは、重々承知をしております。

その中で、やはり今、課長からも答弁があったように、CからEランク、本当に危険な状態、程度がよくない状態のものが増えていっている中で、恐らく特定空家の指定を行って、行政代執行につなげるケースは出てきかねないかなというところも私は考えておりますので、その辺りは、また今の計画、今後つくられていく中で、しっかりと実施につなげることに、また期待をしておりますし、まずその計画自体が、今後、二つのものだったのが一つになるということは、より詳細に分かりやすくまとめることができると思いますので、その中でまたしっかりと計画の実施などをしていただくようお願いをいたします。

次に移ります。

次に、空き家・空き店舗の利用について、お尋ねをさせていただきます。

空き家・空き店舗については、先ほども環境課の課長から答弁があったように、本当に増加

の一途をたどるばかりで、この利用については、考えを真剣に議論をしていかないといけない部分だと思っております。

今回は、空き家・空き店舗の利用の中で、民間との連携も視野に入れられないかという提案も含めて、質問をさせていただきます。

まずは、空き家バンクについて質問をさせていただきます。

過去5年間の空き家バンクの登録物件数と、その利用実績について、お聞かせをいただきます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

空き家バンクの登録件数ということで、過去5年間ということだったのですが、すみません、今、手持ちの資料が、令和元年度からこの2月までというところで御説明させていただきます。

登録物件数が41件、そのうち賃貸や売買等に至った件数は26件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 過去5年ではなくて、6年近くという計算になりますかね。分かりました。

その中で、登録物件数が41件ということは、1年で6、7件平均ぐらいなので、これは感想で申し訳ないのですが、少し少ないかなという印象です。

私としては、その数を聞いて、もう少し登録物件数自体を増やしていけないかと思います。

先ほど、空き家実態調査の中で、結果データが共有しやすくなったよというお話もあった中で、取組としては、今後、Aランク、使えるよい状態の物件を早く見つけることを共有できるようになったかと思いますが、そういった空き家バンクに掲載できそうな状態の空き家につい

て、そういう物件を、例えば企画課のほうでデータを見ていただいて、所有者に積極的に活用を促すようなアプローチをしていけないかと思いますが、その点について、お考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

今年度の空き家実態調査によって、空き家ごとに老朽度、危険度のランクが示されたことから、ランクが高く、状態のよい空き家から優先的に戸別訪問し、可能な限り所有者への接触を図り、空き家バンクへの登録を促すことで、登録物件数の増加が見込めると考えておりますので、今後、登録物件数が増加して、移住施策がよりよくなるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） そうですね、まず登録を増やすということは、母数を増やして利用につなげるという、一番入り口になるので、その辺りの取組についてはぜひともお願いいたします

今回、空き家バンクのページというのを、しっかりと今まで見たことがなかったので、一軒一軒見た中で、当然、少し思ったのが、空き家バンクで掲載していても、長期間掲載が残っているという状態のものがあるのではないかなと思いました。

その中で、少しこれは、程度が、だんだん年数を重ねると、どこまでいっても、家なので悪くなっていくと思うのですが、草刈りとか、日々の管理というのが、本当にこれ、所有者もこっちにいないくて、行政でもなかなか手が回らないという状態なものだと思いますが、やはり空き家バンクに掲載している以上、一定の管理

が必要だと思うのです。

そこを、例えば行政がやるのか、例えば民間のシルバーさんに投げるとか、そういった取組をしていかないと、ほったらかしで空き家バンクの、せっかく掲載していても物件が悪くなっていくという状況が考えられるのですけれども、そういった取組を考えられているということはございませんか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

確かにホームページのほうには、ある一定を超えて、一つのサイクルを3年にしているのですけれども、その3年を超えての掲載になっているお宅も幾つかあります。

というのが、改修が必要であったり、それから賃貸ではなくて、購入というものについては、移住希望者の方は、それよりは賃貸がいい、比較的新しいものがいいというところで、そうになっている傾向が見られます。

御質問の件についてですが、空き家バンクの登録を、契約ではないですけれども、登録をしていただくときに、現状では、市としてそういった物件の管理を行うところまでは行っておりません。

現状ではそういうことになっておりますが、今後、そういうことが必要なかというところは、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 必要かどうかも含めて、議論はまた必要だと思います。

少しそこに付随するのですが、例えば空き家バンクの、先ほど登録数を今後増やしていくということで、いろいろお話をさせていただいた中で相談に来られたのだけれども、内見するために残置物が残っていて、内見につながらない

ということがケースとしてちょっと多い、多いと言ったら言葉はあれなのですが、あるのではないかなと思います。

その中で、せっかく登録ができそうな可能性がある物件なのですが、その残置物があつて内見ができないことによって、登録につながらないというのは、よい物件を逃してしまう可能性もあるのではないかなと思うのですが。そういった残置物、本当にさっきの草刈りでもないのですが、そういった協力業者のようなものも仕組みとしてあつてもいいのではないかなと思います。

これって、よく業者をあてがうと、公平性とか言われるのですが、必要なものであったら個人が選ぶので、こういう業者がありますよと紹介することは、市としては選択肢を出してあげることは構わないのではないかなと思っています。

なので、内見ができないというのはもったいないというのはすごく思うので、その内見をするために残置物の処理をしていただくような、そういう協力業者というか、シルバーさんもお話をしてもいいのかなと思うのですが、そういった市ではできない部分の、民間に頼る、連携というのを提案になるのですが、少し考えていただきたいなと思ひまして、その件についてお考えを聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

私、内見ができなかったケースというのを、今初めて聞きまして、また課で確認をして、今後そのようなことのないようにしてみたいと思います。

それから、残置物、私物みたいなものがあるということについての処理というのは、聞かれた場合には、市内の事業者をある一定のここが

いいですよとかいうことはもちろん言いませんけれども、こういった事業者がありますということは、御説明できるような対応にしております。

また、この移住希望者、それから移住者の定義に当てはまる方に限りますが、そういった方、それからもしくは大家さんが、その処理にかかる費用というのが発生すると思うのですが、そちらについては、住宅改修等の補助金の中のメニューとして入っておりますので、そちらを活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 少し今のお話の、住宅改修という、補助金がいろいろメニューがあるということで、今の空き家バンクのページの中には、空き家バンクの物件の情報しかないと思うのです。

この物件は、例えばこういう補助金が使えるというリンクというか、補助金は補助金のページがあるので、少し、何がどう使えるかというのが、自分としては独立していて、少し見づらいなという印象を今回受けたのですね、空き家バンクを見たときに。

なので、空き家バンク自体に一軒一軒物件にリンクはなかなか難しいかもしれないのですが、例えばこういう補助金の制度がありますという説明としては載せても、今後親切なのかとは思いますが、そういった取組はできそうですかね。

すみません、できそうですかね聞いたらあれなんですけれども、お考えを聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、市の補助金制度のページがあって、それから空き家バンク

のページがあるというところになっております。

空き家バンクのページのところには、改修が必要なかどうかというところも、欄としてありまして、そこに改修が必要なものについては、相互リンクできるような形で、ホームページを修正していきたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） ありがとうございます。課長の前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

最後に、この空き家についてなのですが、こちら事業者との提携ということで、今後の空き家利用の促進というところは、やはり空き家バンクだけではなくて、市内の本当に今、物件、空き家から物件になるというのは空き家バンクを通らなくても、いろいろ出てきていると思います。

その中で、私が考えているのは、情報を多く持っている、市内の不動産事業者との連携を取るべきではないかなと思います。

例えば、今、市内にそんなに、10 数件ほどしかない市内業者なので、公平に考えると、全てに声をかけさせていただいて、手を挙げられたところには、物件情報を載せていただく。空き家バンクの性質を考えると、やはり登録数を増やして、仲介とかの手続は、恐らく基本的には不動産事業者が行うことが多いと思うので、最初から不動産事業者が絡む物件というのが、ある程度あるのではないかなと思いますので、そういった連携を、市としては考えられないかという、私の今の思いなのですが。

そういったお考えというのは、どう思われているか、少し聞かせていただけますか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答え

いたします。

現状では、こちらが積極的に土地や建物の取引を生業にしておられる市内の不動産事業者と連携をして、ホームページに全ての物件を載せるというようなことは考えておりません。

ただ、考えておりませんが、そういう物件があったときに、市内の不動産事業者にも登録してある物件なんだというところで、申請に来られる方もおられますが、それを妨げるというものではありません。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） なかなか民間との連携というのは、生業ということで考えると難しい部分は承知はしております。

ただ、空き家の性質を考えると、本当に増えていく一方で、何らかの不動産事業者との情報共有や、連携は、今後必要になってくる部分だと思いますので、また課のほうでも検討をお願いしたいと思います。

空き家のほうは、以上にさせていただいて、次は空き店舗に話を移させていただきます。

今回、空き家バンクでいろいろ調べて、その中で思ったのが、空き家バンクはあるのだけでも、空き店舗を紹介する専用ページはないなと思って。

いろいろ県内とか他自治体も見たのですが、香南市とかも、空き家だけではなく空き店舗兼用のページがありました。

恐らくこちらでは取組はされていないと思うのですが、今後、その空き店舗について紹介するページというものを立ち上げることで、空き店舗の利用促進を促してみてはどうかと考えるのですが、その見解についてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（奈良和美君） 商工観光課長補佐、井上議員の一般質問にお答えします。

既存市街地における商店数の減少と空き店舗の増加は、宿毛市が直面する喫緊の課題でありまして、重要な政策課題の一つであると認識しております。

議員御指摘の、御提案の空き店舗バンクの整備につきましては、既存市街地の活性化と移住定住施策を推進する上で、重要な取組であると考えております。

そこで、令和7年度につきましては、まちの活力とにぎわいを創出するために、都市部から新たな発想、視点を持った意欲のある人材を、地域おこし協力隊として募集しまして、商工会議所や市内の不動産事業者などとも連携しながら、空き店舗情報の収集はもとより、空き店舗の所有者と、それを活用したい方とのマッチング等に取り組んでまいりたいと考えております。

議員から御提案ありましたような、ホームページ上で紹介するということまで行けるかどうかはちょっと分かりませんが、現状の予定としては、そういった地域おこし協力隊の活用を視野に入れております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 今、地域おこし協力隊の活用ということで、すばらしい取組が始まるなど期待をしました。

その点で、少しお伺いできればと思うのですが、例えば地域おこし協力隊は、こちらに来ていただいて、基本原則は3年間という年数でやっていただく中で、今思ったのが、空き店舗に対してというわけではなくて、商業の活性化ということの地域おこし協力隊という認識でよろしかったですか。その確認を、まずさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（奈良和美君） 井上議員の再質問にお答えいたします。

令和7年度の新規事業等調査票にも書かせていただいているのですが、今、商業系市街地におきまして、中心市街地活性化事業に取り組む計画であります商業系市街地振興計画を定めまして、いろいろ事業を行っているところですが、基本的にはそういった事業者等が地域の活性化、にぎわい創出を行うために、地域おこし協力隊を活用したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 理解ができました。

ということは、空き店舗の利用というわけではないけれども、いずれ空き店舗の利用にもつながる可能性を持った人材だということで理解をしたのですが、そうなったときに、今の宿毛の空き店舗、先ほど環境課からの答弁にもあったように、空き店舗も増えている中で、空き店舗の利用というのは、本当に促進をしていくべきだと私は考えております。

まずは、例えば新規出店されたい方向けへの、店舗改装費の一部を市が補助をしてあげて、地域商業の活性化を担う人材が創業できるような、そういった支援策も考えるべきかと思うのですが、そういったお考えは、今のところありますか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（奈良和美君） 井上議員の再質問にお答えします。

今、高知県が実施しております空き店舗対策事業費補助金というのがございまして、こちら商店街等で出店する際に店舗を改装する。これ、出店したい方でもいいですし、店舗所有者でもできる事業もございますので、そういった相談が商工観光課にあった際には、御紹介しているところです。

また、商工会議所の経営指導員が、経営計画

を指導するに当たりまして、活用できる補助金なんかもございますので、そういった商工会議所とも連携しながら、相談があった際には、誘導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） やはりそういう補助金があるならなおのこと、空き店舗情報で先ほど空き家バンクでも提案させていただいたように、そういう補助金制度があるよというページがあるほうが、より使いやすくなるのではないかなと思います。

また検討をお願いします。

ひとつ、またお話が替わるかとは思いますが、最新の地価公示マップというのがありまして、言うたら土地の価格の表示するようなもので、宿毛市の公示価格というのが出ています。

まず、宿毛市の公示価格というのが、住宅地の平均値が、地価が0.8%、商業地の地価が1.5%、前年から下がっているということで、過去5年間の推移を見ると、宿毛市の地価としては、毎年1%前後の下落が続いています。

その中で私が思ったのが、地価は以前に比べて下がっていているのだけれども、貸出しの賃料は高いまま、以前の商業が活発だった頃の賃料相場になっているのが見受けられました。

これはなかなか難しいのですが、賃料水準も下げていかなければ、新たな借手はなかなか見つからない状況なのかなと思います。もちろん、所有者との折衝も必要なので、行政が主導してやるというわけではないのですが、所有者と距離が近い商工会議所や、市内不動産事業者と連携し、所有者にも交渉をしていかなければ、なかなか解消にはできないと思います。

その中で、創業支援、先ほど出店の際に店舗改修費を補助しているというのがあったのですが、今度市が空き店舗を借上げて、サ

ブリースのような形で、店舗向けにしっかりと改修した上で、創業支援として転貸をするような、そういう施策を考えてみてはいかがかなと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（奈良和美君） 商工観光課長補佐、井上議員の再質問にお答えします。

今、2点ほどあったかと思います。賃料が高いというところがございますけれども、そちらにつきましては、需要と供給のバランスといえますか、それと所有者と不動産事業者の交渉の中で設定されているのではないかと思いますので、市がどこまで関わって下げていけるかというのは、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。

あと、市が借り上げるサブリースということで、チャレンジショップのようなものと受け取ったのですが、他自治体でもいろいろ、隣の四万十市もチャレンジショップを実施しているところがございますので、そういった先行事例なんかも研究しながら、様々研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 宿毛市は今、そういったチャレンジショップという取組がない中で、今後、地域おこし協力隊の方もいらっしゃるということで、そういった方も交えて意見交換をしながら、ぜひともそういうチャレンジショップ、また創業支援の制度も整えていっていただきたいと思っております。

こちらは、最後の質問にさせていただいて終わるのですが。

先ほど、空き家対策計画の実態調査の中で、店舗兼住居というワードが出てきたと思いますが、宿毛市も店舗と住居が一体になっていると

ころが多いというか、町並みが結構あるのではないかなと思いますが、例えば、これが、2階は住居で1階が店舗の場合、店舗だけ貸したいよという、そういう切り分けた貸出しの仕方というのを、所有者と交渉をしてはどうかと思います。

その中で、出入口は一つしかないだったりとか、そういうことの解消になると、もちろん用途変更して、出入口の増設とかいうものをしていく必要も出てくるかと思うのですが、必ずしも用途変更も必要ではないということも確認ができておりますので、店舗と住居が一体になっている場合、店舗のみの貸出について、今後、所有者と交渉を行っていくということについて、市の御見解をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（奈良和美君） 井上議員の再質問にお答えいたします。

店舗部分と住居部分が一緒になった建物、真丁とか本町とかに数多く存在すると思います。

先ほども紹介しました、高知県の補助事業の中で、店舗部分と住居部分との機能分離ができる補助事業もありますので、そういった補助事業の活用も含めて、先ほど御紹介しました地域おこし協力隊員が来ていただいたときには、所有者さんたちと協議しながら、活用について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 本当に地域おこし協力隊の方が来ていただいて、今後、新しい商業の活性化ということを、可能性を感じておりますので、そういった部分を3年間という限られた中で、しっかりと意見交換をしていながらよりよいものをつくっていただくということで、お願いをいたします。

今回、空き家に関する質問を多くさせていた

できました。まずは、実態調査を生かしながら、今後、今まで行政が担っていた部分は、より強めていただきながら、さらに空き家が増えていく中で、対応が追いつかない部分については、民間の力も借りないとできないと、私は思っております。

空き家は、本当に町の資源として生かせるかどうかで、今後、町の姿が大きく変わっていくのではないかと考えております。

今後ともしっかりと、使えるもの、よい状態のものは空き家バンクで拾っていただいて、危険なものは、しっかりと除却につなげていただくという、行政の大きな役割部分を、スピード感を早めていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

その中で、空き家対策として行政との役割、また民間との役割を明確にして、さらにその中で、行政と民間の連携を強化していくことが、新たな空き家対策に対する解決策が出てくるのではないかと、私は考えております。

今回、そういった思いから、いろいろ質問をさせていただきました。

空き家対策については、以上とさせていただいて、次に、学校体育館の空調設備の導入についてお尋ねします。

今回、避難所に関しては、いろいろほかの議員様からも質問はあったと思うのですが、私は学校体育館の空調設備について、質問をさせていただきます。

学校体育館は、通常は児童・生徒の運動する場所、学校行事の開催場所として使用されますが、災害時は緊急避難所となっていることが多いです。

そういった中で、学校や地域にとっては、単なる施設ではなく、多目的な役割を果たす重要な施設となっております。

直近で起こった能登半島地震では、災害関連

死が300人以上、その中で避難所の生活環境下で体調を崩して亡くなった方も多く、今後の災害関連死の対応を深く考えさせられるものでした。

さらに、直近で、岩手県大船渡市で起こった山林火災では、死者も出て、200棟以上の建物焼失という大きな被害となって、その際の避難指示は、最大で約4,600人以上にのぼったという報道もあって、その中で、避難指示が解除までの約2週間近くは、住民が避難した多くの場所は学校体育館となっていたことも分かっております。

その中で、災害に強いまちづくりをスローガンとして掲げている本市としては、避難所の環境整備は最重要かつ最優先課題ではないかと考えております。

今回、国が新しい交付金事業を創設したものがございます。空調設備整備臨時特定交付金というものの中で、空調を新設する際、費用の2分の1を国が支援、補助単価は、従来、空調単価が1平米3万5,000円前後のものが5万3,000円。断熱性の確保、必須だったのが、空調設置年度とは異なる年度に実施を可能。地方負担額の100%、言ってしまうと半分の部分を、100%地方債の充当も可能になっています。これで実質、地方負担が安くなります。

さらに、一番大きいのは、よく言われる設置した後の光熱費、そういったもののランニングコストなのですが、それも交付税措置がされるということが、今回、国からの補正予算で決定をされております。

そういった交付金措置を活用して、空調設備の導入を早急にすべきだと、私は考えているのですが、本市で学校体育館の空調設備の設置について取り組む予定はありますか、その考えについてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育

課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、井上議員の質問にお答えいたします。

体育館の空調設備の設置につきましては、近年の温暖化に伴う熱中症への対策や、快適な教育環境の整備、また避難所となることから、防災対策の観点からも、国の交付金の空調設備の交付金があることは承知しております。また、拡充されたことについても承知しているところでございます。

しかしながら、本市では、教育のほうとしましては、まず校舎内で空調設備が設置されていない、音楽室や理科室などの特別教室において、設置がまだされておりませんので、その設置を優先したいと考えているところでございます。

令和7年度当初予算に、市内全般の特別教室の空調設備の新設、及び設置から年数のたっており職員室や保健室などのエアコンも古くなってきておりますので、その取替えを行うための設計業務委託料として、730万4,000円の予算を計上させていただいております。

設計業務が完了しましたら、予算化を行いまして、そちらの空調設備の設置工事を進めたいと考えているところでございます。

また、体育館の空調設備につきましては、その後、市長部局とも協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 状況については分かりました。まずは特別教室の空調の設置を優先するということは、お考えは分かりました。

では、特別教室は、今、その設置をどれぐらいの期間で終わるかということをお聞かせいただきたいのですが。

どれぐらいの計画で考えているかお答えください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、井上議員の再質問にお答えいたします。

令和7年度につきましては、特別教室への空調設備の設置と、2027年度までに生産が終了します蛍光灯、学校はかなり蛍光灯を使われておりますので、それと、体育館の水銀灯も、もう既に生産中止になっております。そちらの電灯環境を、LED化する設計予算を計上させていただいております。

それらの設置に要する期間につきましては、まだ設計業務前であり、事業費はまだ不確定で流動的ではございますが、事業費を精査する中で、これらの工事には二、三年程度かかるものではないかと考えております。

また、空調設備の予定部屋数につきましては、新設となる特別教室が35部屋、取替えとなる職員室や保健室が32部屋となっておりますので、かなり大規模な工事になると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） やはり特別教室の空調設置をするだけでも数年かかるということで、それを終わってからということになると、私としては待ったなしの災害の状況を考えると、速度感が遅いのではないかと思います。

学校の事情は分かりましたので、今回、避難所ということになると、危機管理というか、防災の面にも見解を聞かせていただきたいと思います。

学校の施設ではあるけれども、避難所としての役割も果たしているということなので、避難

所の整備環境の考え方として、展開をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、避難所としてどう考えているのかという御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

学校の体育館は、災害時に指定避難所としての役割を果たす重要な施設でございます。

その機能を最大限に発揮するためには、適切な環境整備が不可欠となります。

特に、近年の気候変動に伴う猛暑や、異常気象の影響を受け、熱中症対策は危機管理の観点からも喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

公立学校施設における体育館等への空調設備には、国の交付金事業である空調設備整理臨時交付金が活用できます。この交付金の対象期間は、令和15年までとなっておりますけれども、先ほど、教育委員会からお答えしましたように、まず特別教室等への空調設備の設置を優先的に進め、その後、体育館への空調設備の設置について、教育委員会と一緒に、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、時間がない、早くしなければ、同じ思いでございます。

自分が市長就任後、庁舎の移転であるとか、いろいろなものを防災対策進めさせていただいておりますが、一つひとつに、非常に時間がかかっているというのは、自分も痛感をしているところでございます。

ただ、いろいろな形の中で、宿毛市の市民が、今、営む、そういった今の環境の中で、防災対策だけを進めるというのも困難でありますし、

また、そのことによって、いろいろそれぞれの住民の方々の生活も変わるという形の中で、皆さんの合意もできる限りとりながら、事を進めていかなければいけないといったところでございます。

そういった形の中で、先ほど、教育次長から御説明ありましたように、まずは子供たちの勉強を学ぶ環境をとということで、特別教室へのエアコン、空調設備の設置ということで、現在、取組をさせていただいているというふうに、市長としても理解をしているところでございます。

また、今回の体育館のことにつきましては、教育委員会の部局の話にはなっておりますが、危機管理上、避難所としての活用につきましては、現在の学校の体育館というのが、津波浸水エリア内にもありまして、こちらにつきましては、先ほどお話にもありました、東北の震災であるとか、能登については、津波での被害というのが全てではございませんが、そういった形の中で、そうなってくると体育館を津波浸水エリア外からの空調の設備を設置していくのか、こういうことにつきましても、教育委員会とのすり合わせというのは、非常に大切になってくるかなと思っているところでございます。

加えまして、先ほど、るる交付金での補助といったものもあるというお話をいただいたところでございますが、自分たちもその内容を承知をいたしておりますが、例えば、社会体育施設、和田体育館であるとか、こちらも津波浸水エリア内にはなりますが。例えば、芳奈の運動公園の体育館、こういったものはこの補助金は使えませんので、また違った形での整備となってくる。

また、先ほど、断熱の話もありましたが、実際、体育館を断熱するというのは、非常に困難な整備になると伺っているところでございまして、既に空調設備を設置している他の自治体の

体育館も自分も見たとこではございますが、体育館の中全体を冷やすというよりは、風があたりているところだけが冷たいという感じに受け取りました。

また、そういった場合に、後付けでつけた空調設備が、非常に大きな音がしているというのも気になったところではございまして、実際、避難所としての運用の中で、どういった空調設備を設置していったら、ふだん、例えば子供たちが使っている体育館の機能を損なわずに、避難所としてどのように改修をしていくのか、非常に難しい点が多々あるかと思っているところではございます。

そういったのも、先進的にやられている自治体もあるというふうには自分も承知をしておりますので、その問題点もしっかりと確認をしながら、宿毛市の子供たちの、まずは学ぶ環境整備、そして住民の命をつなぐ整備として、避難所の施設整備、取り組んでまいりたいと思っているところではございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 市長の御答弁の思い、分かりました。本当にこの件については、議題に出させていただいている側からしても、今の状況を踏まえるぞというところは、本当に理解をいたしたいところではあります。

ただ、今回思ったのは、恐らく国からの支援が、今回、受けられるこういう支援が、国からの最大値ではないのかなと思っています。

先ほど、令和15年までという措置の中で、じゃあ、宿毛市としては、いつこれを取りかかるといえるところは、明確にしていくべきだと思います。

特別教室の設置が二、三年かかる。そこから考えましょうでは、またさらに遅くなるわけですから。

先日、学校の再編計画の話も出ましたが、今後、津波浸水区域外からやるべきだとは思いますが、その中で、災害について、どこまでいつでも避難所になっている状況を見ると、整備ということについては、なるべく早急に、時間をかけずにやっていただくということが、本当に求められることではないかなと思います。

本当に災害が起きて、空調設備がなかったからということだけではないと思うのですが、災害関連死を一人でも生まないということは、災害に強いというまちづくりを目指す以上、求められるものではないかと私は思っておりますので、その部分については、苦しい中ではありますが、御検討をいただきたいと思っております。

最後に、この話は予算にも関わることなので、少しお伺いしておきたいのが、今、本市では、減債基金、防災対策基金というものがございまして。減債基金は、令和5年度の実績なのですが、残高5億7,700万円、防災対策基金は1億7,300万円。

その中で、目的としては、災害に対して、減債は被害を最小限にするための基金だと、目的を理解しておりますが、こういった基金の活用というのは、避難所の整備、災害に対する軽減をする措置について使うという、取り崩すということになるので、考えということだけお聞きしたいのですが、そういった見解について、市のお考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

減債基金の使途についてですけれども、災害時ではなくて、起債を借りた償還金に充てるといいますので、災害ということで、直接関係するものではございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私からも少しお答えをさせていただきますと思います。

もう既にお金を借りて、それに返さないといけないものがあって、それが平準化できないものですから、その年に返せない、もしくはたくさん返さないといけないときに、ほかの事業ができない。こういったことが起こらないようにということで、用意をさせていただいているというところでございます。

また、先ほど、令和15年までの制度ということでございます。

当然、そういったものは、国が示してきます。そのときまでに整備できれば、一番いいわけでございます。当然、そこを目指して、自分たちも取り組んではまいります。例えば、緊防、こちらは2回延長という形で、当然、期限は切ってくるのですが、それで整備ができない自治体というのが多くあります。

そんな中においては、自分たちも、市長会とか、いろいろな地域の国会議員の方々を通じて、国のほうに要望を上げて、延長も図ってもらっているというところでございまして、こういった制度につきましては、一定の整備が整うまでは、しっかりと国のほうも維持していただけるものだ、自分は理解をしているところでございます。

ただ、そういったもの、期限までにしっかりと整備をするというのが基本でございますので、それに向けては努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 起債のことは分かりました。

本当にどうやって予算も捻出していかんかという議論もしていけないといけないことだとは思

います。その中で、全ての学校につけるということではなく、本当に優先順位をつけてやっていくという、苦しい決断も求められる状況になってきかねないと思っております。

しっかりとそこは、住民の命ということを守るということも踏まえて、今後、この交付金措置がある中で、しっかりとまた検討をしていただきたいと思っておりますので、市長からもありましたように、いろいろな施策の中で、しっかりと総合的に判断していきながら、時間をなるべくかけずに、早くやっていただくということを最後をお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。公明党の野々下昌文でございます。

昨日、東日本大震災から14年を迎えました。思い出せば、14年前、旧庁舎で3月議会の委員会中でありました。津波警報の知らせとともに、東日本を襲った津波の映像に凍りつくような思いをしたことを思い出します。

あのような光景は、宿毛市では見たくありませんが、いつ起こるか分からないのは地震であります。

南海トラフ地震の起きる確率が、30年以内に80%程度と上昇し、また、震源を同じくする地震の発生間隔は88.2年です。昭和東南海地震から81年がたっており、日々の生活の中で、常に地震、津波を意識に置くことが必要

な状況となってきました。そのためにも、一人一人が事前の備えが大変重要であろうかと、改めて思っております。

それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は、市長の政治姿勢で、令和7年度の当初予算について。大規模災害時の避難所環境の改善について。新総合防災情報システムについて。誰もが安心して授乳・搾乳ができる環境づくりについての4点であります。

執行部の皆様、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、市長の政治姿勢についてから、お伺いいたします。

本市においても、急速に進む人口減少と少子高齢化に対し、特にコロナ禍で加速した少子化や、2040年頃に高齢者人口がピークを迎える現実を目の当たりにするとき、行政サービスや、経済を維持する仕組みづくりを急がなければならないと考えるところでございます。

国立社会保障・人口問題研究所が、令和5年4月に公表した、日本の地域別将来推計人口では、2045年の総人口は1億880万人となり、東京を除く46都道府県で減少いたします。

市区町村の約2割が、2020年の半数未満の人口になると発表されております。

宿毛市の将来人口推計でも、2020年の1万9,033人から、2050年には1万111人、2060年には7,780人と、30年間で約41%まで減少することが予測されており、特に15歳以上65歳未満の生産年齢人口に、顕著にそれが見られております。

そのような中、公明党の提案により、昨年、政府は少子化対策の加速化プランを策定いたしました。児童手当の対象を高校卒業まで拡大し、所得制限も撤廃、育児休業取得時の手取り

収入を、休業前の10割相当に拡充をし、また親の就労要件を問わずに、保育施設を利用することも誰でも通園制度の創出を行いました。

子供を持つことを望む人にとって、不可欠なのは、切れ目のない支援であろうかと思えます。また政府や自治体に限らず、企業、住民も含めて、現実に向き合い、人口減少や少子高齢化への危機感を共有することが大切かと思われます。官民で意識改革に取り組んで、従来の発想に捉われない政策の実行が欠かせないと考えます。

また、市の中・長期にわたる最上位の計画である宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、南海トラフ巨大地震が発生した際に、迅速な復旧復興を実現するための復興手順や、災害後の復興の姿を事前に検討する事前復興まちづくり計画策定まで約1年となり、折り返し点を超えました。

地域社会に活力を与えるためにも、本年度、令和7年度の当初予算の意義は大変大きいと考えております。

そこで、昨年に続き、七つの柱で重要施策を述べられておられます。もちろん、どの施策を見ても、どの柱を見ても、重要と感じますが、その中で、令和7年度の肝となる柱、家で言えば通り柱となると言いますか、中心となる施策はどこに置いておられるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

市長の政治姿勢についてということでございます。

先ほど、野々下議員のほうからも、昨日は黙禱も、皆様と一緒にささげさせていただきましたが、東北の震災から14年ということでございます。

先ほど、野々下議員から、旧庁舎で、テレビ

の映像のお話もありましたが、そのときには、自分も宿毛市議会議員として、同じ場所で、同じテレビの画面を見ながら、本当に驚いたというか、もう本当に鳥肌が立つような、そういった恐ろしさを感じたところでございます。

自分、平成15年に初めて宿毛市議会に入らせていただきましたが、当時の山下市長に対して、自主防災組織の立ち上げをしっかりとすべきだということで、お話をさせていただきました。

まだ、当時は、宿毛市内にしっかりと活動ができている自主防災組織というのがほぼなかった、そういった状況でございました。そして今議会でも答弁させていただきましたが、やっと、宿毛市内、100%の自主防災組織の立ち上げに至ったところでございます。

また、当時、南海トラフ地震は、もう報道等ではされていまして、この取組について一般質問をさせていただいたときに、こういった来るやら来ないやら分からないようなことに対して予算を使うのは、これは執行部の話ではございませんが、無駄遣いになるのではないかと、そういった冷ややかな声も耳に入ってきたところでもございましたし、また、当時、同僚議員でもありました浦尻、すくも湾漁協の組合長と出張に行っている際に、海外での地震によって、宿毛に津波注意報が出たときには、出張を取りやめて帰ってきて、それぞれ沿岸域に分かれて、海で作業をしている方々に避難を呼びかけたところ、来もせんもので仕事を休むわけにはいかんということで、叱咤された、そういったような、まだ本当にそういった意識が低い、宿毛市においても状況でございました。

そういった形の中で、14年前のあの震災、あれ以降、本当にこの防災について、皆さんが危機感を覚えて、また必ずこういった災害がこの地域にも来るんだと、そういった強い思いを

持って、それぞれ市民の皆さんもそうです。皆さんが取組を進めていただいている、そういったところでございます。

本当に犠牲になられた方々、またいまだに辛い生活を強いられている方々には、本当に心よりお悔やみを申し上げるところでございますが、こういった状況を踏まえて、しっかりとした方向性を持って、宿毛市の防災も進めていかなければいけない、そういった思いの中で答弁をさせていただきたいと思います。

令和7年度当初予算につきましては、本市が掲げる七つの柱である産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興に沿って、編成をしているところでございます。

七つの柱全てが本市施策の根幹をなすものではございますが、近年の社会情勢を踏まえますと、先ほども申しました、来る南海トラフ地震への備えといたしまして、着手から3年目を迎える宿毛市事前復興まちづくり計画策定事業などの防災対策に加え、急激に進行する人口減少問題に対して、婚姻数の増加を目的とした出会いの機会の創出などを図るための施策や、積極的な情報発信等による移住促進政策などを推進する人口減少対策の重要性が高まっていると考えられますので、この2点について、重点的に予算配分を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

市長は、今年度の肝となる施策は、今、取組中である宿毛市事前復興まちづくり計画を含む防災対策、宿毛市の存続を左右すると言っても過言ではない人口減少対策であるということでございます。私も同様に最重要課題だと感じているところでございます。

それでは、その中の防災対策の柱から、気になる点を質問をしていきたいと思います。

この計画は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、災害発生後の迅速な復旧復興を目的としての取組ですが、計画完成まで、残すところ約1年となりました。

まだ、明確には決定をしていないところもある状況ではないかと推測をしますが、多くの市民の皆さんが望まれている、課題である復興後は、津波の影響を受けないところ、今いる居住区から遠くないところとの意見が多く出ていたと思います。

被災後の長期浸水や、再びの津波被害も考えなくてはなりません。その上で、早期復興を目指さなくてはならないとなると、現地復興ではなく、移転復興を見据えなくてはならないではないか。市民の皆様の希望には沿わない計画になっていくのではないかと、心配をしておりますが、その辺り、所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震の影響により、宿毛市では長期的な浸水が予想される地域が数多く存在をします。

野々下議員言われますように、早期復興を実現するためには、移転復興を視野に入れた計画は必要であると、私は考えているところでございます。

現在、宿毛市では、令和5年度から令和7年度にかけて、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおり、アンケートやワークショップを通じて、市民の皆様から多く意見を募集している、そういったところでございまして、御案内のとおりでございます。

これまでに実施したアンケートやワークショップでは、現地復興を望む声が多く寄せられま

した。

一方で、東日本大震災の復興事例を踏まえ、早期復興のためには、移転復興や集落の集約化が必要だという意見も多く挙がるなど、これまでの意見交換を踏まえますと、橋上町や平田町などへの移転復興が、現実的な選択肢として浮上している、そういった状況でございます。

また、長期浸水が収まった後、エリアによっては、現地復興も一つの選択肢となり得る場所もありますが、膨大な費用と長期間を要するなど、現実的には多くの課題があるのが現状でございます。

ただし、中長期的な視点では、現地復興の可能性も考慮し、多様な選択肢を検討する必要があり、これら様々な意見を踏まえ、市民の安全を最優先に、最適な復興策を模索していくことが重要です。

ときには、困難な決断が求められる場面もありますが、市民の生活や安全に直結する重要な判断であるため、慎重に進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

今後も市民の皆様と意見交換を重ねまして、復興のイメージを共有しながら、よりよい復興、今よりも生活がよくなる、こういった思いを描いて、よりよい復興の実現に向けた計画策定に取り組んでまいります。

引き続きの御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げたいというところでございます。

どうしても移転をしないといけない方、また長期の期間は要するけれども、現地に帰ることができる方、それぞれの地域が出てくるのではないかなと考えているところでございまして、そういったことも、現実をしっかりと見ていただく中で、またお示しをさせていただく中で、皆さんと一緒に決めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

まだまだ、あと1年あって、模索中という感じがいたします。市民の安全第一に、よりよい復興、今、市長言われましたけれども、実現を目指して、取組を進めていただきたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

東北の復興を見ても分かるように、地域の復興にあまり時間を要すると、住民や企業は疲弊をし、再建する意欲を失い、早期再建のために町を離れて、避難先でそのまま定住をしてしまう、そういう事態を招くことなど、地域の活力が失われ、町の存続が危うくなることが、復興まちづくりを考えると、一番心配をされるころだと思います。

市街地が壊滅し、長期浸水となると、多くの避難者が、広域避難も見据えていかななくてはならない、視野に入れておかななくてはならない、そういうことも考えられます。

そこで、復興のタイムラインをどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えをいたします。

復興のタイムラインについてでございますが、災害発生後の復興支援や生活支援、住宅再建、そして地域社会の再建につきましては、県と密接に連携しながら、復興活動を進める必要がございます。

高知県の事前復興まちづくり計画では、南海トラフ地震などの大規模災害発生時における復興プロセスを明確にするため、発生から復興完了までの期間を三つのフェーズに分けておりま

す。

具体的な三つの段階につきましては、1つ目としまして、発生直後から3日程度の応急対応期では、人命救助や避難所の設置、ライフラインの復旧などの緊急対応が実施をされます。

そして2つ目として、3日から6か月程度の復旧期では、仮設住宅の整備や、主要インフラの復旧、被災者支援が行われます。

さらに、3つ目のフェーズの、6か月から8年程度の復興期では、恒久住宅の再建や、産業の再生、地域コミュニティの再建、防災を考慮したまちづくりが進められます。

宿毛市は、県の復興までのタイムラインを考慮しながら、独自の事前復興まちづくり計画を策定することで、迅速に、よりよい復興を実現してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

今、課長から答弁をいただきました、県の復興タイムライン、三つのフェーズを申されたけれども、それを考慮した上で、独自の事前復興まちづくり計画を立てていくということです。

どこにいても、先ほど市長も言われましたけれども、宿毛市に帰りたい、そう思っただけのような復興計画、ぜひ、よりよい計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移りたいと思います。

宿毛市事前復興に関するアンケートを見ますと、被災後、長期間、仮住まいでの生活が必要となった場合、50%を超える人たちが、建設型応急住宅、つまり仮設住宅を想定をしております。

南海トラフ巨大地震で被災した場合、復興期

に入り、何棟の仮設住宅が必要となると見込んでおられるのか。また、一番早く建設できるのは、学校のグラウンド等でございますが、グラウンドに建設してしまうと、生徒たちはグラウンドを最低2年使えなくなってしまうし、今までの被災の現場を見ても、大抵、2年では終わらないのが現状でございます。

生徒の成長に大きく影響を与えていきますので、それを考えると、仮設住宅の建設場所は、事前に決めておく必要があるかと思います。その場合、想定しているところがあるのかないのか、それをお答えください。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、野々下議員の一般質問にお答えします。

応急仮設住宅の必要戸数については、平成28年度に策定した応急期機能配置計画において、約3,500戸が必要と算定しています。

また、建設場所については、橋上小中学校跡地のグラウンドや、東部グラウンド、西町近隣公園、小筑紫保育園南側用地などを選定していますが、公有地のみでは約1,000戸分の面積しか確保できず、約2,500戸分の用地不足が生じています。

なお、選定している場所には、学校のグラウンドも含まれていますが、災害後の教育活動を考慮する中で、学校については、グラウンドの半分の使用を想定しています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今、課長答弁していただきました。ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

応急仮設住宅の28年度の計画では、戸数として3,500戸が必要であるということで、そのうち1,000戸の部分は、用地が確保できているというか、確定しているというか。残

り2,500戸分については、用地不足で未確定というお話ですが、半分に満たない戸数しか確保できていない現状だということになります。この残りの2,500戸分については、今後どのように取り組んでいくお考えであるのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の事前復興のまちづくり計画の中でも、示していかなければならないと考えているところでございますが、基本的な考え方といたしましては、現在、民間の方々が持っておられる土地で、主に使用できるような、これはやはりインフラ、道路であるとか、電気であるとか、水道というものが近くを通っていて、そして造成が必要なくして、そこに建設ができるということが、東北の震災のときには基本となっておりますので、そういった土地を、県のほうに、宿毛市としてこの土地にということでお示しをさせていただいて、県から、俗に言うオーケーが出れば、そこに県が仮設住宅を建てていただける、基本的な考え方ですが、こういった形になるかというふうにイメージをしているところでございます。

そういった中で、民間の土地を、事前にお約束をさせていただくような形の中で確保していきたい、そのように考えているところでございます。

実際、東北とか、それから今回の能登の震災のところも、自分たちも能登については、まだ仮設住宅がある状況の中で、お伺いをさせていただいたところでもございますが、かなりそういった学校とかに迷惑をかけるような、子供たちの教育環境を阻害するような建て方をしているというのが現状でございます。

また、能登につきましては、残念なことに、

二次災害が、その後、雨で起こったと。そういうことも考慮しながら、二次災害の起きない場所、そして子供たちの学校の環境も、ある程度は守る形の中での建て方という形を取っていきたいと考えておりまして、その上では、民間の方々の土地を活用させていただきたい、そのように思っているところでございます。

そういったところの選定、これから入っていくところでございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

今、市長の答弁では、民間の方たちの土地も利用させていただきながら、仮設住宅建設に向けて、用地を確保していくということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

次に、人口減少対策についての柱について、質問をいたします。

濱田知事は、昨年、県政の最重要課題として人口減少対策を掲げ、4年間で総額40億円規模の人口減少対策総合交付金を創設をいたしました。

そのうち24億円分は、市町村が独自に立案をした計画の支援に充てられる、連携加算型交付金として交付されることになっております。

宿毛市は令和6年度、令和7年度、それぞれ交付予定額と、令和7年度の活用事業、宿毛市の人口減少対策として、どのような施策が認められたのか、主なものをお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

高知県人口減少対策総合交付金は、令和6年度に高知県が創設した交付金で、基本配分型と連携加算型から成り立っております。

基本配分型の令和6年度交付額は、1,244万1,000円となっており、現時点におけ

る令和7年度配分予定額案でございますが、これも令和6年度と同額の1,244万1,000円と示されております。

連携加算型につきましては、令和6年度から令和9年度の4年間、通算で上限が1億円となっております。現在の事業計画では、7,518万6,000円の交付金が承認されております。

このうち、令和7年度当初予算に計上している交付金額は3,096万8,000円となっております。実施する主な事業としましては、産後のお母さんが、産後の育児疲れを軽減し、次の出産を前向きに考えられる環境づくりを目的とした、ママと、休息と、宿毛愛デ。事業に、これ交付金ベースになりますが、1,545万6,000円、それから婚姻数増加や、若者の多様な交流機会創出を目的とした若年層交流イベント事業に900万円。また、移住関心層向け情報発信力の強化を目的とした事業、257万円など、合計7事業となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

交流イベント事業等々、7事業を使われるということですが、この県の人口減少対策一丁目一番地の策としての取組ですので、今までのようなパイの取り合いとか、奪い合いでは、安定した人口の減少対策となりませんので、将来を見据えた、着実に若い人たちが増えて、元気な宿毛市となる取組にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その後、再質問させていただきます。

この連携加算型、今、課長が言われたように、1億円まで枠があったと思います。残りはこの後、2,500万円程度あると思いますが、どのような施策を提案されているのか、お伺いを

いたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

高知県人口減少対策総合交付金は、若者の定着増加、婚姻数の増加、出生数の増加、共働き共育ての推進の4つの目的に資する事業に対して交付されるものです。

現在、承認を受けている事業計画では、この4つ全ての目的ごとに、それを達成するための各事業を実施することとしております。

令和7年度以降は、交付上限額までの残りの交付金を活用し、特に婚姻数の増加に向けた施策を展開するとともに、若者の定着増加につながる取組も推進してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

残りは、若者の定着の増加、婚姻数の増加、出生数の増加、共働き共育ての増加など、4つの目的、そして婚姻数を目的として、令和7年度以降、その婚姻数を増やしていく戦いをしていく、そういう取組をしていくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

この婚姻数の増加というのが、安定した人口減少対策の根本中の根本であろうかと思えます。

それでは、ここでもう一つ再質問ですが、市長の政治姿勢の最後になりますが、県はキーワードをスマートシュリンク、賢い縮小として、人口減少対策に重点を置いた、濱田県政で最大となる、一言で言うと、活力創造予算として、人口減少が止まらない中で、特に若者人口の早期回復を目指して、元気で豊かな高知を目指すとしております。

本市としても、たくさんの人口減少対策を今、お示しをしていただきましたが、どこにポイン

トを置いた取組としていくのか、市長の決意とともに、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市の人口は、少子高齢化の進行及び若年層の都市部への流出などで、深刻な状況にありまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和22年（2040年）には、およそ1万3,000人まで減少すると予測をされているところでございます。

以前、人口問題研究所の推計によりまして、地方が消滅するんだといったような書籍も出されて、自分たちも読んで衝撃を受けたところでございますが、あの頃は、そう言っても、頑張ればそこまでは減らない。減少しないということで、取組をしてきましたが、実際、この数字のとおり、もっと言えば、さらに悪い状況になっているというのが、日本の国内の、それぞれの地方の自治体だと考えているところでございます。

人口減少は、地域の存続に大きな影響を与えるため、市政における中長期的かつ最大の課題であると認識をし、これまでも様々な施策を講じてまいりました。

自分も就任以後、移住推進室という形の中で、移住者を増やしていくのだということで、当時は倍増、3倍増ということで頑張ってきたところでございます。しかしながら、少子高齢化が急速に進む中、従来の施策のみで人口減少を食い止めることは容易ではなく、今後は人口減少を前提とした、新たな行政運営へと転換することも重要であると考えているところでございます。

この問題は、本市のみならず、県内多くの自治体に共通しているため、高知県は人口減少に適応していく対策として、先ほど議員からもあ

られました、スマートシュリンク、賢い縮小、賢く縮むということですが、そういう視点から、人口減少対策を進めようとされているところでございます。

本市におきましても、地域の価値と生活の質を維持できるよう、行政運営の在り方について深く検討する、そういった必要があると考えているところでございまして、そのため、スマートシュリンクの考え方を積極的に取り入れ、県や民間事業者などと連携をいたしまして、戦略的かつ着実な人口減少対策を展開することで、この難局を乗り越えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

具体的な取組といたしましては、行政サービスのスマート化、デジタル技術を活用したDXの推進と並行いたしまして、移住定住促進施策の強化、婚姻数の増加、子育て支援の充実、地域資源を活用した関係人口の拡大に着手をしてまいります。

特に、行政サービスのスマート化につきましては、人口減少や少子高齢化が及ぼす影響として、労働力不足、税収の減少及び行政サービスの需要増加という、複合的な課題が生じていることから、デジタル技術の活用による行政サービスの効率化や、行政としてやるべき仕事の見直しを図っていく必要があると考えているところでございます。

これは、非常に住民サービスの低下につながる可能性もありますので、そういったところも慎重に検討しながら進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

いろいろな行政サービス、どんどん広げていくのは、あれもしたらいい、これもしたらいい、それはそのとおりでございますが、それには限りがございます。そういったことをしっかりと検討していきたいと思っているところでございます。

今後、行政機関のスマートシュリンクを推進し、市民の皆さんの利便性向上と、行政コスト削減の両立を目指します。

このような多角的アプローチによりまして、市政の発展と、持続可能な地域づくりに全力を尽くし、本市の未来を切り開いてまいりたい、そのように強く決心をしているところでございます。

非常に厳しい御批判も、また市長として受けることになろうかとは思いますが、信念を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか議員の皆様方にもお力を貸していただき、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） おはようございます。ただいま、市長の固い決意を聞かせていただきました。

スマートシュリンク、賢い縮小を取り入れる中で、行政サービスや、行政は行政サービスのスマート化を図っていく、DX化を図っていく、そういう中で総合交付金を使って、人口減少対策に力を入れていくということだと思います。

私たち議会側も、少子化・人口減少対策調査特別委員会として、少しでも宿毛市の取組のプラスになる提言ができたという思いで、来年9月をめどに取組を進めていきたいと考えておりますので、頑張ってくださいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、避難所の環境改善について、お伺いをしたいと思います。

新規事業調査票でも、宿毛市避難所の生活環境改善事業として示されておりますが、大規模災害時の避難所環境の改善について、特にTKB、トイレ、キッチン、ベッドの迅速配備の導入について、お伺いをしたいと思います。

政府は、昨年12月に避難所の運営指針を改

定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準、昨日、高倉議員のお話にもありました、を取り入れ、それまでトイレは50人で1基だったものを、20人に1基と明記しました。

さらに、トイレの比率を、男性用と女性用1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に一つの基準を示しております。

また、避難所内の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル、2畳として、ダンボールベッドなどが置ける広さの確保を目指しております。

また、昨年11月に、中央防災会議等から、令和6年度能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が出されました。

その中で、国の応援組織の充実強化や、被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレカー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練など、総合的に進めるとしております。

そこで、本市のスフィア基準について、お伺いをいたします。

今回の令和6年度新規事業調査票の宿毛市の避難場所の生活環境改善事業で、トイレカーや防災倉庫、各種備品で総事業費7,997万7,000円を購入する事業となっておりますが、昨年12月に改訂された避難所の運営指針で示されたスフィア基準に照らして、宿毛市での避難所におけるトイレの状況はどのように改善されているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、避難所におけるトイレの状況について、お答えをさせていただきます。

L2規模の南海トラフ地震が発生した場合、

本市の想定避難者数は、県の調査によると、発災1日後に6,870名、発災1週間後には、最大8,590名に達することとされています。国際的な人道支援の仕様であるスフィア基準によりますと、避難者20人につき1基のトイレが必要とされておりまして、最大避難者数から計算しますと、430基のトイレが求められております。

今議会において、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、避難所の生活環境改善を目的として、簡易トイレ及びトイレカーの購入費を予算計上しております。

今回の整備により、既存の備蓄品である簡易トイレやマンホールトイレ等を含めると、スフィア基準を満たすことが可能となります。

今回、購入予定の簡易トイレはラップ式のものでございます。このタイプは使い捨てで、使用後に自動で密封されるため、衛生的な処理が可能です。これにより、感染症の予防や、衛生環境の悪化防止が期待されます。

今回導入する119基の簡易トイレは、津波浸水エリア外に位置する指定避難所36か所に、それぞれ配備する計画です。

また、トイレカーにつきましては、水洗洋式便座を2基備えた1台を購入予定です。

この車両は、津波浸水エリア外にある宿毛市総合運動公園の防災備蓄倉庫付近に車庫を設置し、平時にはイベント等で活用しながら、また有事の際には、必要な避難所へ自走して、移動できる体制を整えます。

なお、携帯トイレは、簡易トイレなどにセットして使用するものでございますが、県の備蓄方針では、食料や水と同様に、1日分が公的備蓄とされ、2日目以降は流通備蓄で対応することが基本とされております。

宿毛市でもこの方針に基づき、1日分の備蓄を進めておりましたが、昨年9月議会におきま

して、野々下議員からの御提案を受けまして、東日本大震災や能登半島地震の教訓を踏まえ、流通備蓄が困難になる可能性を考慮しまして、公的備蓄を2日分に見直しを行いました。

現在、簡易トイレの公的備蓄を、順次進めているところでございます。

また、被災後は避難所だけではなく、各家庭でも水洗トイレの使用が困難になる可能性もございます。そのために食料や水と同様に、携帯トイレにつきましても、3日分の個人備蓄を推奨しております。

市民の皆様には、万が一の事態に備えまして、必要な備蓄を進めていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

今、課長の答弁では、避難所でのトイレにおいては、スフィア基準を満たすことになるということで、昨年から比べると、大変環境改善が進んだことになります。

避難者人数によって、避難所の環境は大きく変わりますが、ほかの分野においても、スフィア基準を満たしていけるよう、少しずつでも取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、再質問でございますが、能登半島地震においても、各避難所で多くの携帯トイレの使用があったようでございますが、その使用方法の説明書きがあっても、高齢者の方や子供さんが理解できずに使用してしまい、間違えて失敗するケースが多くあったことが報告されております。

1度失敗すると、混乱した中で、清潔な環境に、状態に戻すことは大変な労力が必要となります。

そこで、基本的な使用方法、自主防災組織での訓練等や地区での総会等で実演をしておくことが必要と考えますが、また小中学校でも避難訓練などのときには実演をして、理解を深めておく必要を感じますが、所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

ラップ式の簡易トイレなどの使用方法につきましては、災害発生後に正しく利用していただくためには、やはり適切な説明、そして訓練が必要不可欠といえますか、必要であると考えております。

よって、住民の防災意識と、実践的な防災対応の向上、そういったことを目指して、自主防災組織や学校、小中学校で訓練、そしていろいろな防災のイベントを通じて、広く周知、それから啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 実際に見ておくことが大事だと思います。実際に、メーカーによっては、いろいろ取扱いも違う部分もありますが、使用 방법이 少し 違うところもありますが、できれば家で一度試してみてもいいと思います。

やっぱり凝固剤があって、それを入れ忘れたりということがあるようですので、その部分もやっぱり、家で実際、どういうものが入っているのか、見てみたらよく分かると思いますので、ぜひやってみていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

スフィア基準に基づく避難所内の1人当たりのスペースを最低3.5平方メートル、畳2畳分として、ダンボールベッドなどが置ける広さ

の確保を目指す取組について、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

災害時の避難所における生活環境の確保は、被災者の安全と健康を守る上で極めて重要な課題でございます。スフィア基準が示す1人当たり3.5平方メートルの最低基準は、人道的観点から重要な指標となっております。

本市の現状は、避難所における1人当たりのスペースが3.0平方メートルでございまして、スフィア基準に照らし合わせますと、若干狭い状態になります。

特に、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者への配慮を含めた空間は必要でございます。今後はスフィア基準を参考にしながら、避難所環境の改善を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。

次に、トイレカーやキッチンカーの登録制度について、お伺いをいたします。

政府では、被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレカー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度を検討しておりますが、宿毛市においても、積極的に取り組むべきだと思います。

また、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度も、創設を検討しております。

宿毛市においても、積極的に取り組むべきだと思いますが、御所見を伺います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、

事前登録制度について、お答えをさせていただきます。

国が創設する移動型車両の事前登録制度は、キッチンカーやトイレカーなどを登録し、平時から全国の自治体や、民間の在庫を把握することを目的としております。

災害発生時には、登録された車両が優先的に出動要請を受け、迅速に被災地に駆けつけることが可能となります。

この仕組みにより、被災者への生活支援が早期に実施され、避難所の環境改善や、生活再建支援が迅速に行われます。

本市では、制度が確立された場合、今後、購入予定のトイレカーを事前登録する方針です。

また、災害ボランティアとして活動するNPOなどの支援団体に対しましても、事前登録制度が創設される見込みであります。これにより、平時から支援活動に必要な人材を確保し、災害発生時に、速やかに対応できる体制を整えることができます。

現在、宿毛市社会福祉協議会と協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置、運営に関する取組を進めておりますので、制度化された際には、宿毛市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの登録を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ぜひそうしていただきたいと思います。

近隣のどの自治体が被災したとしても、すぐに駆けつける、また駆けつけてもらえる安心感が増しますし、地域の連帯感につながっていくことになり、素晴らしいことだと思いますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次に、受援計画についてでございますが、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓

練の実施等により、受援計画の実効性の確保が重要となります。

今回の能登半島地震では、国や関係機関などから多くの応援が入ったようでありましたが、受援計画に沿った迅速な対応が、若干、遅れた面が報告をされております。本市での取組はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

外部からの支援を円滑に受け入れる受援体制の構築は、本市の防災対策における重要な課題というふうに認識をしております。

本市では、令和3年10月に宿毛市受援計画を策定しましたが、現時点では、受援計画に基づく訓練が十分に行われていないといった状況でございます。

今後は、関係機関と協議を重ねまして、できる限り早い段階で、具体的な受援の訓練を実施する予定でございます。

訓練を通じて得られた課題や、知見を基に、受援計画を継続的に改善をしております。

応援を受け入れる体制を強化し、緊急時には速やかに支援を受けられるよう、体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） いざというときに事前の訓練、重要だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次、大きい項目。新総合防災情報システムについて、お伺いをいたします。

令和4年6月、閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、防災、健康、医療、介護、教育など、プラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置づけ、令和7年度までに実装することを目指しております。

これに基づき、内閣府防災では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し、共有することが可能となることを目指した、共通基盤である防災デジタルプラットフォームを、令和7年12月までに構築完了することを目指しております。

新総合防災システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に、災害対応機関が被災状況等を早期に把握し、推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としておりますが、新総合防災システムは、これまでの国の機関しか利用できなかった旧システムの操作性や、扱うデータ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

そこで、宿毛市として、この新総合防災情報システムの利用により、災害対応へどのような効果があるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

国の新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムでございます。先ほど申し上げましたとおりでございます。

被災地の自治体から提供された災害情報を、視覚的に分かりやすい地図データを反映し、各種防災機関がリアルタイムで情報を取得できるようになります。これにより、被災地の状況を迅速に把握し、適切な支援や、救助活動を速やかに行うことが期待をされております。

現在、県内の市町村は、高知県の独自システムを通じて、災害情報を共有しておりますけれども、新総合防災システムとの連携が、今月中に完了するというふうに伺っているところでございます。

今後、システムの操作説明会を終えまして、

来年度から本格運用が開始される見込みでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 来年度から、この運用が始まって、利便性が増して、DX化が一段と進むということでございます。しっかりと取組を、よろしくお願いいたします。

続いて、新総合防災情報システムの利用では、各地域の細かな情報、個人情報等が多く書き込まれることになります。

この個人情報の取扱いについて、どのように整理をされているのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えをいたします。

防災情報システムにおける個人情報の取扱いにつきましては、市民の安全と情報保護の両立が最も重要な課題であると、認識をしております。

デジタル技術の活用が進む中、情報の形成と重要性のバランスを慎重に保つ必要がございます。

本市では、個人情報保護を最優先とする基本方針の下、厳格な情報管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 個人情報、非常に重要な部分でありますので、重要課題でありますので、取扱いのほう、気をつけてよろしくお願いいたします。

最後の項目になります。

誰もが安心して授乳・搾乳できる環境づくりについてということでございます。

現在、多くの人が利用する施設では、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の

設置が進んでおりますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだまだ一般の理解が進んでいません。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や、周囲の理解などが課題となっております。

赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると、痛みが生じたり、乳腺炎を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があるからであります。

しかし、職場に女性の休息室等がなかったり、周囲に搾乳する知識や理解がないために、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたこともあるといった話を伺いました。

WHOでは、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO国際労働機関によると、母性保護勧告では、各国に職場で搾乳をする環境を整えるなどのルールをつくるよう、求めているところでございます。

海外では、企業に対して、作業員に搾乳のための時間と場所を提供するように定めた法律もあり、企業の担当者も、女性の復帰を支援することは、大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っているようであります。

しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や、大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状であります。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して授乳・搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、中平市長にお伺いいたしますが、本市においては、授乳できる場所も提示しており

ませんが、出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室も、搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が、安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

子育て支援において、授乳や搾乳ができる環境の整備は、育児中の方々が安心して子育てを行うための一助となるものと認識しております。

現在、庁舎内に授乳室としての専用のスペースは設けておりませんが、来庁者から授乳場所などの相談があった際には、昨年度まで、子育て世代包括支援センターとして使用し、今年度からは、子ども家庭センターとして、母子健康手帳交付時の面談や、相談対応の際に使用しております部屋を御案内しております。

流し台やソファなども設置しておりますので、ゆったりと授乳や搾乳をしていただける一室となっております。

万が一、ほかの来客があった場合には、相談室など、別の場所を確保する対応ができます。

また、授乳や搾乳につきましては、現在、実施しております産後ケア事業や、保健師の訪問におきまして、産婦さんの体調や、乳児の成長に合わせた授乳や搾乳の方法、タイミングなどにつきまして、助言や相談対応をしているところでございます。

授乳室の整備につきましては、昨年11月に開催いたしました市民と市長の対話集会の際に、参加者から事前に提出いただいた御意見の中にも、市内の量販店に授乳できる場所がないとの御意見がございましたが、例えば、イオンモールのような大型商業施設の利用と比べまして、市役所や市内の量販店で滞留時間を考えた場合に、授乳室の需要はあまり高くないと推測さ

れます。

市庁舎をはじめ、各施設の限られたスペースの中で、多様なニーズに対応するためには、授乳室として、専用スペースの設置は困難であることが実情と考えております。

そのような中で、授乳や搾乳に関する支援の充実としましては、現在の取組に加えまして、乳幼児と一緒にのお出かけの際に、安心して外出を楽しめるよう、外出時の授乳のタイミングの工夫や、必要な持ち物など、授乳や搾乳に関する知識や情報と、子育て世代の方々が、いつでも気軽に相談できるよう、子ども家庭センターや、地域子育て支援センターなどの相談窓口の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、職場における搾乳など、必要な方が、安心して搾乳できる環境づくりに関しましては、男性の育児休業の取得率向上に伴い、女性の職場復帰が早くなることも想定され则认为しますので、授乳や搾乳ができる環境づくりにつきましては、子育て支援の観点から、引き続き、関心を持って、よりよい子育て環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

ぜひお願いをしておきたいと思います。

この市役所という環境の中では、対象となる方は、なかなかいないかもしれませんが、いつ、何が起こるか分からない自然環境にもなっておりますので、対象となる方が、市役所への避難を余儀なくされる場合も考えられますので、どんなときも、一人の市民を守れる体制を取っていただくことをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時3

0分まで休憩いたします。

午後 0時21分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時30分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画課長

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、野々下議員の一般質問について、答弁の中で、変更していただきたいところがありますので、お願いします。

通告表で申しますと、1の市長の政治姿勢についての（3）人口減少対策についての中で、高知県人口減少対策交付金連携加算型についての、令和7年度の当初予算に計上している交付金額という御質問に対し、3,096万8,000円と答弁しましたが、正しくは2,943万5,000円の誤りでした。

訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 日程第2「議案第1号から議案第51号まで」の51議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 8番、三木でございます。通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。

今回の質疑は、議案第3号及び議案第13号の2議案についての質疑となります。御答弁のほど、よろしくお願いします。

まず、議案第3号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、この中から質問をさせていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、14節工事請負費800万円、及び17節5,589万2,000円、これは備蓄品購入費でございます。

この2節を一緒にしました理由としましては、新規事業調査票の中にございますように、一つの事業の中で行われるということで、補正予算が組まれておりますので、この2点合わせた形で質疑をさせていただきます。

まず、事業内容についてお伺いをいたします。

この事業の予定地、また建築しようとする建屋の規模等につきまして、まず御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、29ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、14節の工事請負費800万円、及び17節備品購入費のうち、備蓄品購入費の5,589万2,000円の事業内容につきまして、お答えさせていただきます。

国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用しまして、宿毛市避難所生活環境改善事業を実施するための費用を、今議会の補正予算に計上をいたしております。

まず、17節の備品購入費の中の備蓄品購入費5,589万2,000円につきましては、避難所の生活環境を向上させるために、その5,589万円の内訳としましてですけれども、まずラップ式の簡易トイレを119個、救護所用の大型のテントを2基、室内外でも使用できる全天候型のテントを100基、室内用のパーティション、仕切りですけれども、こちらを250個、また簡易ベッドを250台、そして炊き出し用の資機材2セットを整備する

費用として計上しております。

これらの備品は、津波浸水域外の指定避難所に分散して保管する、そういった予定としております。

なお、きぼうが丘保育園も、津波浸水域外の指定避難所に指定されていますけれども、避難所の物品を保管するための専用倉庫がないことから、14節の工事請負費800万円のうち、200万円を倉庫設置工事費として計上しております。

建屋の規模としましては、高さが2メートル57センチ、横4メートル41センチ、奥行き1メートル92センチの倉庫を予定しております。

その倉庫の設置場所についてでございますけれども、設置場所は、市役所職員駐車場の北側にあります空きスペースに設置をし、発災後の保管備品を取り出した後に、空になった倉庫には使用済みの使い捨てトイレなどの汚物を一時的に保管する、そういった予定としております。

また、17節の備蓄品購入費5,589万2,000円とは別に、水洗洋式便座を2基備えましたトイレカー1台を、備品購入費のトイレカー購入費としまして、855万円を計上いたしております。

さらに、水道事業会計補正予算には、避難所で利用する給水タンクを購入する費用として、753万5,000円が予算計上されております。

これらのトイレカーと、給水タンクを保管するために、14節で工事請負費800万円のうち600万円を、車庫兼倉庫の設置工事として計上しております。

こちらの建屋の規模としましては、高さが3メートル10センチ、横幅が6メートル20センチ、奥行き7メートル60センチの車庫、そして倉庫兼用を予定しております。

なお、設置場所は浸水エリア外にあります宿毛市総合運動公園の防災備蓄倉庫の付近に設置をし、有事の際には、必要な避難所へ自走して移動できる、そういった体制を整えております。

こうした取組によりまして、避難所の生活環境のさらなる充実に努めまして、被災者が安心して過ごせる空間を確保するとともに、必要な支援を迅速に提供できる、そういった体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 詳しい説明、ありがとうございました。

1点、再質問ですが、これは当然、予算書のとおりで、補正予算として組まれております。

今、課長の答弁の中の冒頭に、一旦、補助金の名目的なものも出てきたと思うので、多分、そうではないかと思うのですけれども。

これは当初予算でなく、この時期、3月の議会の中で、補正予算として組んだ理由についての説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質疑にお答えいたします。

本議会に補正予算として計上した理由につきましては、国の2月補正予算におきまして、新しい地方経済生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型でございますが、こちらが創設されたためでございます。

この制度は、避難所の生活環境を抜本的に改善することを目的としておりまして、地方公共団体の先進的な防災の取組に対して、国が支援を行います。

この制度の概要や申請スケジュールは、昨年の12月末に示されました。制度を活用するためには、令和6年度中の予算化が、交付の条件となっているため、本議会での補正予算を計上

させていただきました。

なお、現在、交付申請を行っておりますが、交付決定が3月末の予定でありまして、全額を翌年度に繰り越しして、予算の執行を行う、そういった予定でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） よく理解できました。ありがとうございます。

続きまして、第5款農林水産業費、第3項水産業費、3目漁港管理費、14節工事請負費、水産物供給基盤機能保全工事請負費3,331万円につきまして、この事業内容の説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、三木議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、45ページ。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、3目漁港管理費、14節工事請負費、水産物供給基盤機能保全工事費3,310万円の補正予算内容について、御説明させていただきます。

藻津漁港において発生している護岸沈下等が、漁業活動に支障を来しているため、令和5年度より測量設計業務及び工損調査を実施しておりましたが、今年度、委託業務が完了したため、事業の進捗を図り、予算残額を工事費に振り替えて実施するものです。

工事の内容につきましては、仮設道路の一部を設置するものです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ありがとうございます。

続きまして、第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費、5,59

5万7,000円の減額について、この減額になった理由について御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、三木議員の質疑にお答えします。

議案第3号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）の49ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費、市営改良住宅建て替え工事費5,038万円の減額と、市営住宅解体工事費557万7,000円の減額理由について、お答えします。

まず、市営改良住宅の建て替え工事は、令和5年度から令和7年度まで、改良住宅手代岡第二団地を施工しており、令和6年度は、既存住宅3棟6戸の解体と、2棟4戸の新築を計画し、当初予算にて工事請負費1億4,872万円を計上いたしました。

しかしながら、今年度入居を予定していた改良住宅の入居者が、残念ながらお亡くなりになり、予定していた新築棟数を2棟から1棟へ計画変更することとなりました。

また、工事を発注した際には、入札に参加した業者のうち、4社が最低制限価格と同額で応札したことにより、入札減も発生しております。

以上のことから、棟数減による4,181万1,000円の減額と、入札による856万9,000円の減額が生じたので、計5,038万円を減額しようとするものです。

次に、解体工事の減額につきましては、片島東団地の解体費として、当初予算へ1,420万1,000円を計上しておりましたが、建築当時、軟弱地盤を克服するため、施工したと思われる地下埋設ぐいが隣接する一般住宅の近くへ施工されており、地下埋設ぐいを掘り起こした場合、工事中の振動や、掘り起こした後の地

盤沈下により、一般住宅へ多大な損傷を与えるおそれが出たため、地下埋設ぐいの撤去を行わないこととしました。

また、入札時にも入札減が発生しましたので、くい撤去の変更による５１７万円の減額と、入札による４０万７，０００円の減額の計５５７万７，０００円を減額しようとするものです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） ８番三木健正君。

○８番（三木健正君） 非常に分かりやすい説明、ありがとうございました。よく理解できました。

議案第３号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第１３号、令和７年度宿毛市一般会計予算から質問をさせていただきます。

まず最初に、第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料、２４７万５，０００円、電子入札システム導入業務委託料につきまして。

この電子入札のシステムを導入していった場合に、こういったシステム利用の流れになるのか、まずこれをお伺いしたいと思ひまして、質疑させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

議案第１３号別冊、令和７年度宿毛市一般会計予算、４７ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、１２節電子入札システム導入業務委託料２４７万５，０００円の、システム導入後の流れといいますか、こういった利用になるのかという御質問であるかと思いますが、まず、このシステムについて、若干、御説明をさせてい

ただきたいと思ひます。

この電子入札のシステムにつきましては、高知県土木部が利用されているシステムでございまして、そのシステムを市町村も利用できるということになりましたので、取組をさせていただこうというものでございます。

県の土木部が、建築とか土木などの建設工事及び測量建設コンサルタント等の業務について、この電子入札に取り組んでおりまして、まず、オンラインで高知県に事業者登録をしていただく必要がございます。

県の登録をしていただく際に、同時に、宿毛市でも同じような電子入札をしたいという意向を登録していただくようになります。そのときに初めて、宿毛市ではこの電子入札が行えるようになります。

まず入札に際しましては、これまで本市から紙媒体で指名通知を、各指名業者に郵送し、市が指定する日時に、入札会場に参集をしていただいておりますが、電子入札システムを利用した場合は、市からの紙媒体による入札通知はなくなりまして、電子入札システムによる、各事業者が登録いただいたメールにて通知をさせていただきますようになります。

そのメールで受け取ったデータを基に、事業者が、市が指定する日時までに、オンラインでシステムに入札金額を登録いただいて、入札会場へ参集していただく必要はなくなります。

その開札の日時につきましては、指定した日に、市がこのシステム上で作業を行い、システム内で落札業者が決定されることとなります。この場合において、同額での応札者が複数ある場合は、システム内でくじ引が処理されることとなります。

この入札結果を基に、システムから落札決定通知が、全ての応札事業者宛てに通知をされることとなります。この一連の流れが、電子入札

のシステムということになります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 入札業務、大切な業務になろうと思いますので、不備がないようにということがありましたので、確認をさせていただきました。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、26目人口減少対策費、12節委託料、移住促進業務委託料、214万5,000円につきまして、この事業内容と、それから昨日、浦尻議員の一般質問の中で一部答弁があったようには思いましたが、SNS等でも発信していくということで、委託先の選定の基準などについて、もし決まっていることがあれば、御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、8番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、66ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、26目人口減少対策費、12節委託料、移住促進業務委託料214万5,000円につきまして、事業内容と委託先選定の基準について、お答えいたします。

この事業は、移住者、それから定住者の増加を目的として、新たにSNSを活用した情報発信事業を開始するものです。具体的には、市内在住で一定のフォロワー数を持つSNS利用者の方々に、本市の魅力を発信する公式インスタグラマーとして活動していただきます。

情報発信の内容は、移住支援情報、観光、イベント情報に加え、地域の日常や魅力をリアルに伝えるものとします。1社当たり、年間300件以上の投稿を目標とし、3社に委託する予定です。

これにより、市職員による発信と合わせて、最低でも新たに年間合計で1,000件投稿することを目指します。

委託先の選定基準は、フォロワー数や、過去の投稿頻度などを考慮いたしますが、詳細については、今後決定するということでございます。

応募に当たっては、個人アカウントだけではなく、複数人で構成される団体のアカウントも可能にする予定です。

例えば、釣りやアウトドアなど、特定の分野に特化した情報発信を得意とするグループでの応募も歓迎いたします。

公式インスタグラマーによる専門性の高い情報発信は、これまでリーチできなかった層へのアプローチを可能にし、本市の魅力を広く発信する機会となると考えております。

また、宿毛市公式Instagramや、移住Instagramと連携することで、市の公式Instagramの情報発信力も強化し、移住定住促進につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 土木課長

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、先ほど、三木議員の議案質疑にお答えしました、議案第3号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、45ページ。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、3目漁港管理費、14節工事請負費、水産物供給基盤機能保全工事費について、3,310万円と、先ほどお答えさせていただいたのですが、これは間違っております、正しくは3,331万円でございます。

すみません、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 公式インスタグラマー

ということで、手段としては今、当然、このSNSの発信というのは、非常に影響力が大きいというふうに感じておりますので、大切なこととは思いますが、実際にそれを発信する側のインスタグラマーの質と申しますか、内容と申しますか、そこによって、大きく結果が左右されてくるのではないかという事業ですので、その辺は非常に注意をしつつ、予算化されれば、行っていただきたいと思います。

続きまして、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、これは、新規事業等調査票の15ページにあります。162万9,000円につきまして、まるかじりJAPANに関する事業ということで、調査票には書いておられますが、この162万9,000円の事業内容と、それから金額に対する積算の根拠、またこの中にあります販売商品ということで、物販というような、うたい込みがされておられますが、この物販商品の対応の仕方、どういうふうにされるのかという点、どういうふうにすることを想定しているのかということにつきまして、御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、令和7年度新規事業等調査票15ページ、まるかじりJAPAN物産館出店事業162万9,000円について、お答えいたします。

令和7年度に実施される2025大阪・関西万博の開催に合わせまして、関西空港の玄関口である泉佐野市において、まるかじりJAPANと称し、期間ごとに、関係自治体のPRブースとなる物産館が設置されます。

宿毛市は、泉佐野市と特産品総合取扱い協定を結んでおり、関係自治体として物産館による商品販売や、会場である、りんくう公園野外ステージにおいて、宿毛市のPRを行うものとして予算計上いたしております。

また、万博期間中の土日祝日は、物産館において、泉佐野市、関係自治体等の特産品を委託販売できますので、宿毛市からも商品を委託販売する予定としております。

予算の内訳としましては、議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費のうち、7節報償費、8節旅費、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料となります。

主な予算といたしましては、りんくう公園内で行う一次産業PRのための報償費12万円、物産館調理ブースにおける商品PR、販売を担当する職員8名と、料理提供のための人員2名に加え、一次産業PRの人員1名、宿毛市観光PRのための人員4名を含む14名の普通旅費として、48万4,000円。振る舞い用の料理に使用する材料費を含めた消耗品費として、60万3,000円などを計上しております。

また、物産館における委託販売について、商品の発送料として、通信運搬費を1万9,000円計上しております。

なお、委託販売につきましては、手数料等はありません。

販売する商品につきましては、宿毛市推奨品を中心に考えておりまして、それらを取り扱っている宿毛市観光協会に調達をしていただき、販売代金について、直接、観光協会にお支払いされるように調整しております。

市としましては、用意いただいた商品の発送や、物産館における在庫管理などの手続について、まるかじりJAPAN事務局とやり取りをする予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 理解をいたしました。

続きまして、第5款農林水産業費、第3項水

産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金、529万3,000円についてですが、この事業概要と、それから目的、それから今後の事業による将来的な展望につきまして、御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、三木議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和7年度一般会計予算。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金、漁業支援アプリ導入事業529万3,000円について、御説明いたします。

宿毛湾中央市場は、毎年約1万トンの水揚げがあり、うち約8割が中型まき網漁業及び定置網漁業となっております。

現行、捕獲情報については、中型まき網及び定置網漁業の各漁業者が、電話にて市場事務所で待機している漁協職員へ連絡し、その後、職員による情報集約後に、市場内のホワイトボード等により、仲買人へ情報共有しておりますが、本事業では、仲買人が必要とする漁獲物の種類、サイズ、数量、漁獲物の鮮度や魚種の混じり具合、気候情報などの情報を、簡単な操作でできるという機能を有した漁業支援アプリをインストールしたタブレットを、中型まき網及び定置網漁業者15経営体に予定していますけれども、対して貸与いたします。

漁業者はタブレットにてリアルタイムの漁獲情報を送信。送信されたデータが市場事務所、及び仲買人休憩室に設置されたモニターに即時表示されるようになり、仲買人へ迅速な情報伝達を行うことにより、取引量の増加と、取引単価の向上、つまりは漁業者への所得向上を図ります。

なお、事業費につきましては、タブレット本体費用のほかに、システム開発費、市場内に設置するモニター費、関係工事費も含まれたものとなっております。

タブレットの貸与期間につきましては、今のところ設定しておりません。今後、永続的に貸与することを想定しております。

システム利用料等につきましては、システム導入時は漁協が負担し、以後、システムが根づき、安定的に魚価に反映される状態となれば、漁業者へ一定負担をお願いすることも検討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 1点、再質問ですが、アプリをインストールしたタブレットを貸与するということですが、今、るこの事業の中で、当然、この529万3,000円という予算の中で物事が動いていくわけですがけれども。

割合としては、先ほど課長の答弁にありました、このシステム自体に係る費用というのが一番、割合としては、明確な金額はまだあれかもしれませんが、一応、算出根拠としては、システム開発に係る部分が大きいという認識でいいのか、それともタブレット自体が高価なものになっていくのかという、どちらの認識なのかお答え願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、三木議員の再質疑にお答えいたします。

三木議員のおっしゃるとおりでして、タブレットについては、今後増やしていく、増設していく予定ではございますけれども、初年度につきましては、おおむねこのアプリの開発に、大半の費用は入っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8 番三木健正君。

○8 番（三木健正君） 御答弁ありがとうございます。

アプリということで、今後、事業が展開され、今、展望の中にもございましたように、幅広くこれを活用いただいて、宿毛湾のお魚の魚価が上がって、漁業者の安定した収入につながっていくということは、非常にいい取組ではないかと思っておりますので、この内容に関しましても、まだ、初年度の予算計上ということで、今後の展望の中におきまして、ふと思ったのは、単純に言えば、アプリだけインストールしてしまえばいいのではないかという、手持ちの携帯でいいのではないかと、いろいろな疑問が今後出てくると思いますので、展望というか、今後の活動の中で、また修正等があったら、できるだけローリスク・ハイリターンがいいのかどうかちょっとあれですけども、それが一番望ましいのではないかと思います。

そういった部分も検討しながら、進めていただければなと思われましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして、第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料、販路拡大支援事業委託料25万円につきまして。

新規事業等調査票20ページの記載にもありますが、この記載に沿った形で、できる限り詳しい説明をお願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、ページ116ページでございます。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料、販路拡大支援事業委託料25万円について、その事業内容について御説明申し上げます。

市内事業者の新たな販路開拓を支援するため、販路開拓支援事業費補助金を活用して、これまでも市内事業者に対して、様々な商談会や展示会などの情報提供を行ってまいりましたが、参加される事業者は、ほぼ固定化されてきております。

情報提供を行っても参加されない事業者に対し、本市で聞き取りを行ったところ、家族経営のため人員が足りておらず、遠方への商談会参加は難しいといった御意見や、そもそも商談会等に慣れていないため、どのように行えばいいのか分からないといったような声が聞こえてまいりました。

こうした状況を踏まえまして、現在、高知市が外商支援、及び販路拡大等において協定を締結しております。株式会社地域商社高知を委託先としまして、商談会エントリーのノウハウや商品のブラッシュアップに至るまで、一体的な支援を行っていただこうと考えております。

計画としましては、3か年での段階的な事業者支援を計画しておりまして、令和7年度は商品企画書や、商談会で使用されるFCPシート。このFCPシートというのは、商談を効率的に進めるために、出展者の伝えたい情報、またバイヤーの知りたい情報、それらを1枚にまとめたシートになりますが、そういったシートの作成を支援をしてもらいまして、地域商社高知が楽天市場に開設しておりますECサイトへの商品掲載を、令和7年度は目指してまいります。

2年目以降につきましては、地域商社高知に商談会事前セミナーを開催してもらい、商品パッケージや、商品企画のブラッシュアップを支援していただきます。

最終的には、市内事業者バイヤーと商談できる力を身につけていただき、自社商品の販路拡大につなげていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ぜひとも、宿毛から新たな特産品が生まれて、大きく全国に羽ばたいていくようなことが、非常に待望されるなと思いましたので、ぜひよろしくお願いをいたします。

最後の質疑になります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、宿毛物産館建設工事設計業務委託料638万円につきまして。この宿毛物産館建設工事に対しましての本事業、取っかかりの設計業務委託ということになるかと思いますが、この全体像、全体の事業自体の進め方と、今後想定しているスケジュールについて、御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、ページ118ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費12節委託料、宿毛物産館建設工事設計業務委託料638万円について、本事業の進め方及びスケジュールについてという御質問であったかと思えます。

宿毛物産館建設事業の進め方といたしましては、まず令和7年度に建設工事設計業務委託を実施をいたしまして、物産館の構造や規模、並びに物産館建設に係る費用について、確定をさせたいと考えております。

その後、建設費用につきまして、直近の議会に提案をさせていただき、承認をされましたならば、入札等の方法により、建設業者を選定し、建設に着手をしてまいりたいと考えております。

完成時期につきましては、令和7年度中の完成を目指して、取り組んでまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 物産館に関しましては、本当に早急に進めていくべき事業でもあるかなと思いますので、できる限りの早期の実現を目指していただければと思います。

以上で、私の質疑を終わります。御答弁いただきました皆様、本当にありがとうございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田でございます。質疑をさせていただきます。

私は、1項目であります。御答弁よろしくお願いいたします。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計、ページ47であります。

第2款第1項1目電子入札システム導入事業、282万1,000円についての内容説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、47ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、電子入札システム導入委託料247万5,000円についてでございます。

先ほど、三木議員の質疑でもお答えをしましたが、高知県が利用しております電子入札システムについて、市町村に開放できるということがございましたので、市で単独で電子入札に取り組むと、かなりの経費もかかってきますので、安価に電子入札に取り組むめるということがございましたので、高知県の電子入札システムに参加をさせていただいて、アナログでやってい

た部分を、電子的な入札として取組をさせていただきたいというところで、高知県のシステムを利用させていただくための諸経費を、今回、計上させていただいているものでございます。

なお、令和7年度当初から準備を進めさせていただいて、本格的にシステムを利用させていただくのは、令和7年度の秋以降を考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 7年度秋以降というところでございます。

インターネットを利用して、安全かつ公平な電子的、効率的な実施が行われると思いますが、そのメリットを伺わせていただきます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

導入のメリットですが、新規事業調査票にも記載しておりますとおり、紙媒体でやり取りがなくなることや、事業者が入札会場に参集する必要がなくなることから、費用面と時間面においても、市と業者とも、双方に負担が大幅に軽減されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質問になります。

人件費が削減につながると言われました。282万円余りの投資をした結果です。税金を入れたことで。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、再質疑にお答えをさせていただきます。

この事業が新規事業調査票では、全体事業費が282万1,000円となっておりますので、

内訳について、説明をさせていただければと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、10節の消耗品のうち、3万7,000円。それから、12節に、先ほど出ています電子入札システム導入委託料が247万5,000円。18節の負担金補助及び交付金の、高知県電子入札システム共同利用負担金30万9,000円が内訳になっておりまして、事業費としての合計で、282万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質問であります。282万円余りを投資した結果で、税金を投入したことで、コストが抑えられ、手間が省け、人件費削減とつながりました。

その人件費削減となった内容を、詳しく教えていただければと思います。

加えて、出てきた時間をどう考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

人件費の削減見込みということでございますが、これは三木議員のところでも御説明させていただいたように、紙ベースでやっていた部分が、電子的になるというところで、紙ベース等で郵送なり、通知なりをしていたものと、入札会場に来ていただいた部分、それから最終的な、いろいろな通知の部分とかいうところで、そういったものが、紙ベースのものが要なくなることがございますが、市側としては、そういった部分の事業費を見込んだ中で、一定の削減が見込まれるということで、算出をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次、デメリットについて、お聞きをしたいと思います。

障害などで運用が停止をした場合、利用する団体全てに影響があるのではないかと懸念いたします。

訴訟しなければならないとか、その点なのかどうなのか、県にお聞きしたいと、きのう言っておりましたけれども、お答えができますでしょうか、お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

川田議員御指摘のとおり、システムですので、何かの不具合であったり、停電時であったりということで、入札が執行ができなくなるということは、想定されるようです。

ただ、高知県に確認したところ、そういった場合は、入札執行の延期等による対応を想定しているということでございますので、本市においても、同様の対応をしていくようになるかと思っております。

ただ、高知県に確認をしたところ、平成22年から取組をしているようですが、そういったシステムの不具合で入札が延期等になった件数は、今までなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今までではなかったということで、これからはどうか分からないということだと思います。

入札参加のハードルが下がり、移動の手間や処理、電子的に処理をして、手間を省きましょうということだと理解いたしました。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第51号まで」の49議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月13日、3月14日及び3月17日から3月19日まで、及び3月21日、3月24日、3月25日は休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、3月13日、3月14日及び3月17日から3月19日まで、並びに3月21日、3月24日、3月25日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月13日から3月25日までの13日間は

休会し、3月26日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時24分 散会

議 案 付 託 表

令和 7 年第 1 回定例会

付託委員会	議 案 番 号	件 名
予 算 決 算 常任委員会 (2 3 件)	議案第 3 号	令和 6 年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第 4 号	令和 6 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第 5 号	令和 6 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第 6 号	令和 6 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第 7 号	令和 6 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第 8 号	令和 6 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第 9 号	令和 6 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第 10 号	令和 6 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第 11 号	令和 6 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第 12 号	令和 6 年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第 13 号	令和 7 年度宿毛市一般会計予算について
	議案第 14 号	令和 7 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第 15 号	令和 7 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第 16 号	令和 7 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第 17 号	令和 7 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第 18 号	令和 7 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第 19 号	令和 7 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第 20 号	令和 7 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第 21 号	令和 7 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第 22 号	令和 7 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第 23 号	令和 7 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第 24 号	令和 7 年度宿毛市水道事業会計予算について
	議案第 25 号	令和 7 年度宿毛市下水道事業会計予算について
総 務 文 教 常任委員会 (1 4 件)	議案第 26 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 27 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 28 号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 29 号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

	議案第 3 0 号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 3 1 号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 3 2 号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 3 号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 4 号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 5 号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 6 号	宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 7 号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 6 号	権利の放棄について
	議案第 5 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
産 業 厚 生 常任委員会 (1 2 件)	議案第 3 8 号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 9 号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 0 号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 1 号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 2 号	上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 4 3 号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 4 号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 5 号	宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例について
	議案第 4 7 号	権利の放棄について
	議案第 4 8 号	指定管理者の指定について
	議案第 4 9 号	市道路線の認定について
	議案第 5 0 号	市道路線の認定について

令和 7 年
第 1 回宿毛市議会定例会会議録第 5 号

1 議事日程

第 2 4 日（令和 7 年 3 月 2 6 日 水曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 議案第 1 号から議案第 5 1 号まで

（議案第 1 号から議案第 2 号まで、討論、表決）

（議案第 3 号から議案第 5 1 号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第 2 議案第 5 2 号から議案第 5 5 号まで

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

第 3 委員会調査について

第 4 意見書案第 1 号及び意見書第 2 号

意見書案第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

意見書案第 2 号 ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書

----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 号から議案第 5 1 号まで

日程第 2 議案第 5 2 号から議案第 5 5 号まで

日程第 3 委員会調査について

日程第 4 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号

----- . . -----

3 出席議員（1 4 名）

1 番 井 上 将 君	2 番 浦 尻 学 典 君
3 番 小 谷 翔 太 君	4 番 川 村 圭 一 君
5 番 東 新 君	6 番 今 城 隆 君
7 番 堀 景 君	8 番 三 木 健 正 君
9 番 川 田 栄 子 君	1 0 番 川 村 三千代 君
1 1 番 高 倉 真 弓 君	1 2 番 野々下 昌 文 君
1 3 番 松 浦 英 夫 君	1 4 番 寺 田 公 一 君

----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 田 厚 君

次長兼庶務係長	中 平	純 君
兼 調 査 係 長		
議 事 係 長	福 井	佑 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平	富 宏 君
副 市 長	上 村	秀 生 君
企 画 課 長	谷 本	裕 子 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事 務 局 長	桑 原	一 君
危機管理課長	有 田	巧 史 君
市 民 課 長	岡 本	武 君
税 務 課 長	朝比奈	淳 司 君
健康推進課長	松 田	まなみ 君
長寿政策課長	酒 谷	幸 夫 君
環 境 課 長	谷 本	和 哉 君
人権推進課長	川 村	志 保 君
産業振興課長	岩 本	敬 二 君
商工観光課長	長 山	敏 昭 君
土 木 課 長	太 田	芳 宏 君
都市建設課長	小 島	裕 史 君
福祉事務所長	畠 中	健 一 君
水 道 課 長	宮 本	潤 君
教 育 長	鎌 田	勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田	克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	中 平	成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井	建 一 君
消 防 長	山 岡	敏 樹 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より、謹んで御報告申し上げます。

本市の出身であり、名誉市民である岡村 勲弁護士が、去る2月24日に御逝去されました。

岡村先生は、第一東京弁護士会会長や、日本弁護士連合会副会長などを歴任し、学芸高校の上海列車事故では、補償交渉顧問団長を務められました。

また、全国犯罪被害者の会を設立し、長く代表幹事を務められ、犯罪被害者基本法の設立のほか、刑事裁判への被害者参加制度の実現に尽力されるなど、犯罪被害者の権利確立に大きな役割を果たされました。

ここで、本市議会におきましても、故人の御冥福を心よりお祈りし、黙禱を捧げたいと存じます。

本日御出席の皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議会事務局長（黒田 厚君） ただいまより黙禱を行います。御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙 禱）

○議会事務局長（黒田 厚君） 黙禱を終わります。御着席ください。

○議長（川村三千代君） 日程第1「議案第1号から議案第51号まで」の51議案を一括議題といたします。

これより、議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第3号から議案第51号まで」の49議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（東 新君） 皆様、おはようございます。

予算決算常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

本委員会に付託されました議案第3号から議案第25号までの23議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、

3月13日、14日、17日、18日の4日間にわたり審議を行いました。

その後、3月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案23件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、51ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、18節負担金補助及び交付金、宿毛東団地住宅支援事業費補助金300万円についてであります。

宿毛東団地の分譲地を購入し、住宅を建てる際に補助するものであります。

これに対し、委員からは、移住者と宿毛市内在住者として補助要件の違いがあるのはなぜか、との質問があり、執行部からは、要綱設立時は販売促進を主眼に置き、市内転居はもちろんのこと、市外からの転入を増やしたいという視点から設定していた、との答弁がありました。

委員からは、移住者への支援も必要だが、市内在住の方に対しても同じように支援するよう努められたい、との意見がありました。

同じく52ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、12節委託料、DXアドバイザー業務委託料274万2,000円についてであります。

内閣府のデジタル専門人材派遣制度を活用して業務の委託を行うことで、さらなるDX化、業務改善を図るものであります。

委員からは、事業の進め方についての質問が

あり、執行部からは、昨年度業務調査を行っているため、そのデータを基にDXアドバイザーから意見をいただくようになると考えている、との答弁がありました。

同じく66ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、26目人口減少対策費、12節委託料、若年層交流イベント業務委託料899万8,000円についてであります。

婚姻件数の増加を目標とした事業であります。

委員からは、婚活イベントはこれまでも開催されてきたが、参加しづらいとの声も聞く。どのような交流イベントを想定しているのか、との質問があり、執行部からは、趣味などを通じて、知り合いを連れて来れるような、若者の自然な出会いを増やしていく取組を想定している、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、婚活を前面に押し出さない取組だが、婚姻件数の増加を目指していることから、丁寧な取組に努められたい、との意見がありました。

同じく66ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、26目人口減少対策費、13節使用料及び賃借料。空き家活用移住定住促進住宅借上げ料5万7,000円についてであります。

委員からは、借上げ料は誰に支払うのか、との質問があり、執行部からは、空き家活用移住定住促進住宅は、市が所有者から10年間借り上げて、移住者へ賃貸する事業である。建物の所有者に対して、固定資産税見合い分を、借上げ料として支出するものである、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、移住定住促進住宅は、宿毛市に移住したいと考える人に活用してもらいたいので、10年ではなく、短い期間で、多くの活用につなげる取組に努められたいとの意見もありました。

同じく66ページ、第2款総務費、第1項総

務管理費、26目人口減少対策費、18節負担金補助及び交付金、育休職場応援手当奨励金160万円についてであります。

委員からは、代替の職員がアルバイトなどの場合も対象になるのか、との質問があり、執行部からは、対象を正社員に限ることは想定していない。代替の職員を雇用するほどの期間ではない。短い期間の育休を取得する場合に、業務を代替する職員を対象とするものである、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、人数が少なく、自分が抜けたら仕事が回らないのではと考える人に対する事業であると思うので、規模が小さい事業者でも活用できるように取り組まれたい、との意見がありました。

続いて、135ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料、学校施設管理委託料、395万3,000円のうち100万円についてであります。

宿毛小中学校のカビの原因調査を行うものです。

委員からは、宿毛小中学校のカビの原因調査はいつ頃を予定しているのか、との質問があり、執行部からは、カビが発生する梅雨時期に実施することを予定している。教室内も調査するため、休みの日に実施するなど、学校と協議して日程を決めたい、との答弁がありました。

続いて138ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料、西地区学校建設設計業務委託料、3,950万7,000円についてであります。

委員からは、建設について検討しているにもかかわらず、設計を行うのか、との質問があり、執行部からは、人口減少や事業費の増加など課題が多く、令和7年2月の総合教育会議で、学

校再編計画等の見直しが必要ではないかとされたところではあるが、予算は計上しているものである、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、建設等について慎重に議論をして進められたい、との意見がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第16号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、116ページ。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、食品加工高度化支援事業費補助金、50万円、及び同節販売開拓支援事業費補助金、80万円についてであります。

新規事業となる食品加工高度化支援事業費補助金については、商品開発改良PRに使えるものとなります。

県に同様の補助金があり、補助対象経費から県補助を引いた額に対し、2分の1を市が上乗せするものであります。

県の下限額が10万円となっているため、市が上限10万円未満となります。

販路開拓支援事業費補助金については、例年どおり計上しているものであります。

委員からは、二つの事業を関連づけ、例えば食品加工高度化支援事業費補助金を利用して、商品を開発、環境を整え、今度は販路開拓支援事業費補助金にて、展示会や商談会などに出席するというのができれば、補助金の連携により、さらなる効果が期待できるのではないかと考えるが、二つの補助金を使うことは可能か、との質問に対し、執行部からは、食品加工高度化支援事業費補助金については、要綱をまだ定めておりません。商品開発と販路開拓は全くの別物と考えており、併用で補助することが可能な形に要綱を作成する、との答弁がありました。

これに対し、委員から、ぜひともお願いしたい。宿毛市で開発された商品が、地産外商など、外に出ていく際には非常に必要なことだと思う。商品開発に携わったところには、これを販売促進するために、次にこんな補助金がありますといった連携が取れる形の告知や、提案をしていただきたいと思う、との意見がありました。

続いて101ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、宿毛物産館建設工事設計業務委託料も638万円についてであります。

本件は、道の駅すくもサニーサイドパークの来場者が大幅に増加している中で、宿毛のお土産物を購入したいという観光客のニーズに十分に答えることができていない状況にあるため、道の駅すくもサニーサイドパーク敷地内に、地元産品や一次産品を商品化した、宿毛ならではの土産物を買うことができる、すくも物産館を建設しようとするものです。

委員から、委託の方法や今後の予定、構想があれば、との質問に対し、執行部からは、設計業務委託業者は、入札により決定する予定としている。物産館本館の建設については、令和7年度中の完成を目指している。また、指定管理者については、道の駅すくもサニーサイドパーク本体の管理運営と合わせて、令和7年度中に決定する予定である。

建物の構想としましては、内外装ともにシンプルなものとし、今後、管理運営する指定管理者が自ら投資し、こうしたいということがあれば、柔軟に対応できるようなものとしている、との答弁がありました。

さらに、委員から、物産館の中に何を置くのかが大事になってくる。地元業者への公募等はそのタイミングで行うのか。また先日、小松市と姉妹都市協定を結んだが、宿毛市との提携があれば、その商品を置くなどの構想も必要だと

考えるがいかがか、との質問に対し、執行部からは、商品については、主軸はやはり市内の加工業者などの商品を中心に考えている。

その選定方法については、指定管理者と協議を行い、様々な市内事業者への働きかけをして、検討していきたいと考えている。

また、提携した市町村などの商品の設置についても、指定管理者と協議をする中で、民間のノウハウや商売のスキルを活用しながら、決めていきたいとの答弁がありました。

続いて、101ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金、幡多広域市町村圏事務組合負担金、ごみ処理分、3億7,418万7,000円についてであります。

委員から、幡多クリーンセンターについては、市民から土日の営業がなく、困っているとの声を聞くが、土日や年末に向けて、特定期間の営業などは行えないか、との質問に対し、執行部からは、以前、9月から年末にかけて試験的に日曜の営業を行ったことがある。周知についても、毎月の広報掲載等、十分に行ったつもりであるが、来られる方が少なく、試験のみで終わっている。

また人員的、金銭的にも難しい。幡多クリーンセンターは、宿毛市単独で運営しているものではなく、他市なども関連してくるため、幹事会にて、本件について相談を行う、との答弁がありました。

続いて、令和7年度新規事業等調査票、17ページ。宿毛産品PR事業20万円についてであります。

本件は、先日開催された青空フェスタなどの各種イベントや、食育関連事業において、養殖業をはじめとした宿毛産水産物をPRし、水産物の周知、普及を図るものであります。

執行部からは、イベントにおける食材の提供

や、調理員の手配等も考えており、12月20日をブリの日として、学校給食への食材提供なども考えている。

その他、内容によっては、水産物だけでなく、農作物とも連携し、PRを行う予定である、との説明がありました。

委員からは、目指すものに対し、予算が足りないように感じる。この事業の方向性は、決して間違いではないと思う。

毎年、継続して実施を予定しているとのことであるが、今後、事業を重ねていく上で増額が必要になる場合に備え、1年目、一連の動きを見て、不足する部分に注意を払っていただきたいが、との質問に対し、執行部からは、新規事業ということもあり、話し合う中で、現予算額とした。

来年度の実施等を踏まえて、予算については増額等検討していく、との答弁がありました。

続いて、令和7年度新規事業等調査票、25ページ。

建設発生残土処理候補地検討業務、484万円についてであります。

執行部から、宿毛内海道路の工事における発生残土の処理候補地を検討するものである。基本的に、高速道路事業は盛土、切土のバランスを取り、残土がないように設計するが、用地交渉や予算進捗状況によって、先にトンネルや橋脚を出さなければならないことがある。この場合、急遽、土を置く場所が必要であるとか、盛土をする場所が必要であるなど、往々にして発生する。国自身が設計や調査の中で、残土処理の場所については、特別に見込んだ形で設計することはできないため、あらかじめ候補地を検討し、道路事業の早期着工を促すものである。

宿毛内海道路の早期完成は、宿毛市の発展に大きく寄与することから、関係機関とともに、こうした課題解決を図ることは重要であるとの

説明がありました。

これに対し、委員から、愛媛県に向けての路線では、文旦などの農家が削られる部分がある。宿毛市の地場産品である文旦果樹園もある中、調査を行う上で、土地利用という部分を可能な限り、産業振興課などとも連携を取り、代替地などを検討の中に入れていただきたい、との意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました23議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀 景君） 総務文教常任委員会委員長。本委員会に付託されました議案14件についての審査結果の御報告をいたします。

議案第26号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、関連する宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、以下3条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、刑法等の一部を改正する法律が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、関連する宿毛市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、以下4条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、仕事や育児、介護等との両立の支援拡充を目的に、国の人事院規則が改正されたことに伴い、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の部分休業制度が拡充されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、令和6年度の人事院勧告に準拠した改正や、令和7年度から等級別基準職務表を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第31号は、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、議案第30号と同様に、令和6年度の人事院勧告に準拠し、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、国の人事院規則においては、災害現場における職員の災害応急作業等手当が支給されることになっていることから、本市においても、市外の災害応急作業に派遣される職員に当該手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、宿毛市職員の退職手当に関

する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、国家公務員退職手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、私立学校法及び公益信託に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、株式会社日本投資事業団様より御寄附をいただきました寄附金を原資に創設した本基金について、日本投資事業団様より、1,000万円の追加寄附をいただいたことから、設置目的を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、本市の英語指導助手については、外国青年招致事業を活用し、市内小中学校に派遣していますが、本事業における英語指導助手の報酬額の見直しが行われたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号は、権利の放棄についてであります。

内容につきましては、平成26年度に発生した本市所有の発電機盗難事件に伴う未返済金額分の損害賠償請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定によ

り、議会の議決を求めるものです。

議案第51号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

内容につきましては、沖の島辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

いずれも、担当課から丁寧な説明を受け、慎重に審査した結果、付託された14議案について、いずれも原案を適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての御報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（高倉真弓君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案12件についての審査結果を御報告いたします。

議案第38号は、宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、弔慰金支給の可否を判断する災害弔慰金等支給審査会を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営

並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号は、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市環境管理センターにおける一般廃棄物処理手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、上下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和6年度の人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術者の資格要件の参酌基準が改正されることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、下水道法施行令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号は、宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例についてでございます。

内容につきましては、本基金は決算剰余金を積み立て、施設の整備拡充に充当してきましたが、平成25年度以降、積立実績がなく、かつ、残

高もない状態が続いており、今後も同様の状況が見込まれることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第47号は、権利の放棄についてでございます。

内容につきましては、水道料金の未収金をそれぞれ放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号及び議案第50号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、宿毛団地43号線及び宿毛団地44号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案12件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「議案第3号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第51号まで」の48議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第3号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第51号まで」の48議案を、電子表決により一括採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、全員賛成であります。

よって「議案第3号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第51号まで」の48議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田栄子でございます。

私は、議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計補正予算の中に、予防接種委託料に、新型コロナワクチン予防接種が含まれていることから、反対の立場で討論を行います。

ウイルスは、インフルエンザもしかり、ころころと変異をして、弱毒化するのが一般的であ

ります。コロナのみ、名前をつけて認められた新型コロナワクチンを早めに接種する必要性があると促すのは、そもそもおかしい。

この国は子供を大事にしない国でしょうか。6か月以上の子供も含めて、広く接種対象に推奨してきましたが、専門家は、これは絶対あってはならないと言われています。

WHOは、コロナワクチン接種勧告を改定し、生後6か月から17歳の健康な子供には、必ずしも接種の必要はなし。はしか予防接種等に比較して、効果は小さいと明言しています。

それでも、日本小児学会は、全ての小児コロナワクチン接種を推奨してきました。

新型コロナワクチンは、マウスでしか実験をしていません。打てば打つほどサイトカインが変化し、免疫が下がります。

23年8月31日、予防接種健康被害救済制度において、コロナワクチン接種後の死亡者が54名、一挙認定され、死亡認定は210名となっています。

死亡に至らない健康被害救済制度の認定数も21年度が650件、22年度は1,362件、23年度は2,086件、計4,098件、過去45年間の全ワクチン被害認定数累計、3,522件であります。

コロナワクチンの問題点として、コロナワクチンは体内でスパイクタンパクをつくらせるもので、毒性のあるスパイクタンパクは、いかなる細胞にも付着して、全身のあらゆる臓器に障害をもたらす。例えば心筋炎、血栓、生理不順や生殖機能等などが挙げられています。ワクチン接種が多数に及ぶと、スパイクタンパクが大量に生産され、免疫反応が起きにくくなり、コロナウイルスへの攻撃ができなくなる。これが超過死亡の原因と考えられると言われています。

また、スパイクタンパクが核へと移行し、がんを増加させ、卵巣がんや子宮がん、乳がん、

膵臓がん、白血病等が挙げられています。人の命よりも、金もうけの話だったのではないかとよく観察し、判断すべきであると、専門家は言っております。

2023年11月30日、テキサス州司法省が不正競争防止法に抵触するとして、ファイザー社を提訴しています。

理由は大きく二つ、コロナワクチンについて、効果の虚偽がある。効果の自由な議論を封じる検閲行為がある。データ虚偽報告では、ファイザー社はワクチンの有効性が95%の効果があるとしていたが、治験は2か月程度で、長期的効果は全くの未知であります。

感染予防効果についての虚偽として、CDC発表データは感染者の74%、入院患者の接種者が4分の3であったにもかかわらず、効果はないと発表しています。

2022年10月、EU会議でファイザー社幹部に対する証人喚問で、ファイザー社が感染防止に関するテストをしていないことが明らかになりました。さらに、検閲行為の違法性として、ファイザー社は、ワクチンに効果がないと分かると、自由な議論をさせないと決定しました。

1、真実を語る者たちを、新しい事実が出てくるはずである。沈黙をさせる。

2、偽情報を流布していると非難。

3、ソーシャルネットワークの圧力をかける。

4、アカウント閉鎖などさせて、真実を伝えようとするものの意見を封鎖する。日本のメディアは出しませんが、世界では真実が明らかになりつつあります。

新型コロナ流行中のワクチンや、マスクの使用に反対、またワクチン義務づけを巡って、バイデン政権も提訴されています。

テキサス州が収集した証拠データだけでなく、今も隠されるデータは公開され、証人喚問によ

って事実が出てくると言われています。

以上のことから、議案第13号別冊、令和7年度宿毛市一般会計予算、予防接種委託料の中に新型コロナワクチン予防接種が含まれていることから、議案第13号についての反対討論いたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を、電子表決により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、賛成12名、反対1名で、賛成多数であります。

よって「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「議案第52号から議案第55号まで」の4議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長、ただいま議題となっております議案第52号から55号までの4議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第52号「宿毛市議会の個人情報の保護

に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、本条例で引用する条文に必要となること、及び刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに禁錮刑が創設されることに伴い、条例の文言を整理する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第53号「宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則」、議案第54号「宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び議案第55号「宿毛市議会傍聴規則の一部を改正する規則」につきましては、全国市議会議長会における標準会議規則、標準委員会条例、標準傍聴規則において、現在の社会情勢等に照らし合わせた改正が行われたことから、本市議会においても、これに準じ、一部改正しようとするものです。

よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（川村三千代君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「議案第52号から議案第55号まで」の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第52号から議案第55号まで」の4議案について、電子表決により一括

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

(電 子 表 決)

○議長(川村三千代君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、全員賛成であります。

よって「議案第52号から議案第55号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件につきましては、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件を一括議題といたします。

この際、「意見書案第1号及び意見書案第2号」について、提案理由の説明を求めます。

12番野々下昌文君。

○12番(野々下昌文君) 公明党の野々下昌文でございます。

このたび提出しております意見書案第1号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)」について、提案理

由の説明を行います。

選択的夫婦別姓について、これからの未来のために、日本の在り方として、この問題を解決してもらいたい。経団連のある女性役員の言葉であります。

選択的夫婦別姓とは、婚姻に際して姓を一緒にしてもよいし、別々にしてもよいということです。まさに選択的、選べるということです。

さらに、今、社会の価値観が多様化し、様々なライフステージがあり、女性の社会進出が進んでいる中であって、この選択的夫婦別姓制度については、あらゆる業界の中でも求める声が強くなってきております。

ここで姓、氏の制度の経緯について、確認をしておきたいと思います。

この制度は、昭和22年の民法改正から始まります。

民法第750条では、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称するとし、我が国では、夫婦同姓制度がとられてきました。このため、婚姻に当たっては、夫または妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。ある意味、強制的に、一緒にしなければならないということになっています。

そして、民法に基づき、夫婦がどちらかの姓を選ぶ場合、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上がっています。

平成8年、法務省に設置されている法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする民法の一部を改正する法律案要綱を、法務大臣に答申しましたが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、法改正案の国会提出には至らず、以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移しております。

その後、最高裁では、平成27年12月の最

高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁判決においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであることとされたところであります。

こうした中、昨年6月、経団連から夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネスの上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう、提言がなされました。

そして、昨年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう、4度目の勧告を行っております。

これらは、この課題が日本経済の上でも、また国際社会の上でも、影響を及ぼし得るものであることを示していることだと思います。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び選択的夫婦別姓制度の導入を巡っては、多数のメディアにおいて報道されるなど、国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目をされているところであります。

他方、夫婦の別姓について、根強い家制度保持の意見や、家族の一体感が弱まることへの不安が背景にあり、制度導入に反対する意見があることも事実です。

また通称併記で、様々な状況に対応できるのではないかといった声もあります。

ここで、通称併記について、一つだけ述べたいと思います。

パスポートの通称併記についてであります。

日本のパスポートは、通称併記で名前を書くことができます。しかしながら、パスポートの中にあるICチップの中には、通称を入れることはできません。

世界を見た時、夫婦別姓を認めていない国は日本だけであります。パスポートの中に戸籍の姓と通称とが併記されること自体、海外からは

理解されていません。

国際社会では、そもそも別姓を選択できないということも理解されていませんし、それを取り繕うために名前を二つ書いていますということも、理解されていないということでもあります。

日本は、大昔から氏を大事にして、家族で一緒の名前でという人もおりますが、しかしながら、その歴史は意外と短いのであります。

夫婦が同じ氏を名のるということが定着したのは、明治時代からと言われています。江戸時代は、そもそも武士などしか名字を持っていなかったのですが、女性が武家にこし入れするときは、実家の姓そのままでありました。夫婦は別姓でありました。

今回の選択的夫婦別姓の問題を、夫婦が何があっても別の姓を名乗らなくてはならないといったことに、歪曲化して捉えている方もおられるように思いますが、冒頭言いましたように、選択的夫婦別姓は、婚姻に際して姓を一緒にしてもよいし、別々にしてもよいということであり、婚姻をして夫婦が別の姓を名乗らなければならないということではありません。

同じ氏にしたい人は同じにすればよいし、別々にしたい人は別々にできるようにする、まさに選択的、選べるということでもあります。

本当の家族とは、例えば家族一人一人の名前が別々であったとしても、同じであったとしても、家族の愛情や絆が弱まるような、そんなものではないと思います。

そのようなことを踏まえ、この意見書案第1号は、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向けて、より積極的な議論を行うよう、国に求めるものであります。

以上、意見書案第1号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）」の提出に当たり、同僚議員の賛同を求

め、提案理由の説明といたします。

○議長（川村三千代君） 提案理由の説明を続けます。

1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 1 番、井上でございます。

私は、ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書案を提出させていただきます。

まず、意見書案について、内容を述べさせていただきます。

現在、日本全国において、ガソリン価格の高騰が続いており、とりわけ地方においては、市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に公共交通機関が十分に整備されていない地域では、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担をもたらしている。

また、運輸業、鉄鋼業、農林漁業など、特に燃料を必要とする産業においても、コスト上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状態となっている。

本来は一時的な増税措置であった暫定税率が、実質的に半世紀以上維持されており、暫定という名目が形骸化されている。さらに、ガソリン価格にはガソリン税が課税された金額に消費税が係るため、消費者が過剰に税負担を強いられている問題も指摘されている。

こうした状況を鑑み、本市議会として、国に対し、暫定税率の早急な撤廃を求める意見書を提出する。

1、国民の生活及び経済活動を守るため、ガソリン暫定税率を早急に廃止し、税負担を軽減すること。

今回、この意見書の提出に至ったのは、国において、私は、ガソリン暫定税率の廃止を早急に行っていただきたいという思いからが発端であります。

本来は、一時的な増税措置であったこの暫定税率が、50年以上にわたり維持されており、恒久化につながっていたことについては問題視がされ、昨年12月には、暫定税率を廃止することについての自民、公明、国民民主3党の幹事長合意が締結され、暫定税率を廃止することが決定されました。

しかし、その廃止時期については、現在においても明確にされておらず、本年1月からは激変緩和対策事業としてのガソリン補助金も減額がされ、ガソリン価格は高騰を続けております。

先ほど述べましたが、公共交通が整備されていない地方では車が中心であり、ガソリン価格の上昇は大きな負担につながります。

市民の方々からは、生活が非常に苦しい。どうかしてほしいという声。また、仕事上、燃料を使うことが必須である産業従事者においては、様々なコストが上昇している中での燃料高で、このままでは事業をとっても続けていけないという切実な声を多くいただいております。

今回、ガソリンの暫定税率の廃止が実現すれば、住民にとっては、家計負担の軽減、事業者においてはコスト削減につながり、地方経済の恩恵は非常に大きいものとなります。本市におきましては、暫定税率分の歳入として460万円ほどになるということを聞いております。

もちろん、国において、地方への歳入が減額にならないような予算措置を講じていくことは求めますが、今は一刻でも早く、暫定税率を廃止して、住民生活を支えていくことが重要であると、私は考えております。

仮に減収になったとしても、多くの方々に恩恵をもたらすことのできる経済効果のほうが、私は大きいと考えております。

今、本市に住む方々の生活は非常に厳しいものがあります。地方の実情を捉え、その切実な声を国に届けることが、地方議員としての役割

であると考え、今回の意見書を提案させていただきます。

議員の皆様におきましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田栄子でございます。

私は、選択制夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書について、反対の立場で討論を行います。

選択制だからいいではないかという、安易な考えで捉えることはできません。夫婦別姓の流れを見ると、第二次大戦後、日本では新憲法の制定に家族条項が含まれず、民法改正が行われ、家制度が廃止されました。

夫婦別姓促進の裏には、GHQ内部にいたと

言われている共産主義者、社会主義者たちは、家制度廃止、新戸籍法では、2世代しか認めなかった事実があります。

さらに、昭和26年には、公営住宅法が成立し、2DKが基本的間取りとなって、51型公営アパートが全国各地に建設され、座敷、神棚、床の間、仏壇が排除され、日本人としての宗教観さえも否定されました。

設計者は、マルクス共産主義者、西山卯三で、核家族が、2世代が標準家庭と考えていました。

夫婦別姓の賛成者の主張は、選択肢は多い方がよいとか、女性ばかり改姓するのは不平等だと言われますが、これは多分に主観的であります。

また、改姓は、仕事や生活に支障があり、不便と言われることには、既に通称の使用が広がり、解消されつつあります。

夫婦別姓のデメリットの一つに、子供への配慮が皆無であることが挙げられます。

夫婦別姓は親子別姓となる可能性が高く、我が子の姓選択に夫婦間の衝突が起こると予想もされます。

中高生対象のNHK調査では、夫婦別姓の賛成は7%にとどまり、圧倒的に夫婦同姓を望む結果が出ています。夫婦別姓の賛成者は、その裏で家制度の破壊を目的とするのではないのでしょうか。

夫婦別姓になれば、同性・別性婚、未婚、既婚の判別がつかず、混乱は必至であります。

姓は、結婚式、葬儀、墓など、代々引き継がれる何々家の消滅にもつながります。姓は、家制度を記すものであり、夫婦別姓で個人を称すとなれば、戸籍の消滅も危惧されます。

国籍、婚姻、出産・死亡などを証明する戸籍制度が崩壊するおそれがあり、行政の混乱は計り知れません。仮に夫婦別姓となれば、同様の流れから、現状の核家族さえ失われていくので

はと想像されます。

2000年男女共同参画の基本計画で、選択的夫婦別姓制度を検討しました。しかし、その中身の解釈は全て家族を壊し、社会の混乱につながっています。

選択的夫婦別姓の問題点や危険性は、全くメディアでは報道されません。また、基本的に左派のため、期待もできません。

政治家は1995年の北京会議に遡れば、ひもとけるはずですが、北京会議の行動要綱に対する異議申立てが、60か国から出されていました。

その1、伝統的家族の重要性に関する指摘が欠如。

2、行動綱領の実施は、各国の伝統的価値を尊重し、法制度との整合性があるべき。

3、個人主義が強調され過ぎており、真の女性向上にはつながらない。

その4、家族の捉え方が否定的である。

問題だらけです。左翼が国連委員に要求したことに、わざわざ政府がジュネーブまで赴き、対処するという現実があります。

家制度破壊、社会制度の慣習の見直し、言い換えると、日本の伝統文化の破壊ということになります。危惧されます。

夫婦別姓制度の目的が、家族崩壊のためしかない。今でさえ核家族化なのに、もっと壊れていくだろう。

北京会議に書簡を送ったマザー・テレサのメッセージがあります。

私は、なぜ男性と女性が全く同じであり、男女のすばらしい違いを否定する人たちがいるのか、理解できません。神からの賜り物は全てよきものですが、皆同じではありません。神はなぜあるものを男性に、またあるものを女性に創造されたのでしょうか。それは、男性も女性も違った方法で愛を表現するように、男性と女性

は互いを補い合って完成するものだからです。

私は、真つ当な意見ではないかと思います。選択的夫婦別姓を推進する人物像、思想、真の目的を見極めなければ、法案一つで日本の家族制度、伝統文化は壊れます。

選択的という甘い表現、いかにも真つ当なメリットに騙されず、決して民法改正しない、鋭くチェックするべきと考えます。

日本の戸籍を見れば、その人の身分関係が容易に把握できる、日本の戸籍制度は世界一正確性に優れている、すばらしいこの戸籍制度を守りましょう。

夫婦別姓は、社会規範をなくす家族の崩壊を目的にして、左翼が進めるための手段ではないかと考えます。

そもそもアイデンティティとは、日本人としての誇り、日本の愛する心であって、積み重ねで内面的に育てるものです。姓が変わることの不便さを語ることは、単なる口実であり、それが意図するのは、家族の崩壊になりません。家の姓がなくなれば、当然ですが、葬儀、先祖代々の墓もなくなります。

以前、家庭訪問の先生方が、よく仏壇のある家の子に悪い子はいないと話していたのは、本当だなと実感しています。日本の家庭は、仏壇に何代も続く先祖様を迎え、墓参りをして、感謝するように日々の習慣から学び、将来は子孫を設けて、家を繁栄させる考え方ができていたからです。

日本社会に犯罪は少なかったのだと思います。第二次大戦中も、日本の兵隊が強かったのは、家族の絆が強かったと言われています。そのために、弱体化させようと、家族制度の廃止に躍起になったと考えられます。

2025年、戦後80年を迎えます。80年かけて壊された家族を取り戻すのは並大抵ではありませんが、夫婦別姓反対運動は、家族を守

るための戦いであります。日本の国を守るための戦いでもあります。

私は、結婚後の夫婦別姓制度に強く反対します。夫婦別姓では、家族の一体感や絆は損なわれ、子供に対する悪影響は計り知れません。

日本政府による統計では、70%近くの人が、現状の夫婦同姓を支持しています。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書について、私の反対の立場の討論を終わります。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。

私は、選択的夫婦別姓制度の導入について、賛成の立場から討論します。

まず初めに、現行制度の問題について、述べます。

現行の民法第750条では、夫婦が同じ姓を名のことを規定しており、女性の約95%が結婚後に姓を変更しています。

この状況は、結婚における姓の選択が個人の自由ではなく、社会的、文化的圧力によるものであることを示しています。

名前は、自分が自分として社会に認められているという感覚、つまり自己同一性ですが、アイデンティティとも呼ばれます。

この重要な要素であり、この姓の変更が強いられることについて、自分を失うことになりかねません。自分としての感覚ですね。

特に、夫婦同姓制度は、女性にとって、職業や社会的活動において不利益をもたらすことが多く、経済的、社会的不平等を助長しています。

私の妻も、結婚する前の自分を考えたときに、あれは、今、考えてみると、自分だったんだろうかと、そういう感覚を持つこともある、そういうつぶやきも見られます。

自分が、名前が変わったとして、そういう感覚を持ち得るなということは、強く感じます。

その2として、法改正の遅れと必要なタイミングです。

選択的夫婦別姓制度は、法制審議会で提言され、法務省は1996年と2010年に改正法案を準備しました。しかし、いまだに法改正には至っていません。

政府の説明では、世論が分かれており、慎重に対応すべきとしていますが、これは世論の合意を待つべき問題ではありません。男女平等の現実、直ちに法的に保障されるべき正当な権利なのです。

その3として、国際社会の判断と日本の責任についてということです。

1985年に、日本が国連女性差別撤廃条約に加盟して以来、女性差別撤廃委員会は、日本の夫婦同姓制度が女性の不平等を助長していることを指摘し、選択的夫婦別姓制度の導入を繰り返し勧告しています。4回目になっています。

日本政府は、これを真摯に受け止め、女性の権利を守るための改革を進めるべきです。

選択的夫婦別姓制度の導入は、国際的な基準に基づく平等社会を実現するための重要な一歩になります。

その4として、選択的夫婦別姓の導入による自由と平等の促進について。

選択的夫婦別姓制度は、強制ではなく、夫婦が自分たちにとって最適な姓を選べる選択肢を提供します。

結婚の本質は愛情や絆であり、姓、つまり氏の選択がその本質に影響を与えるわけではありません。

姓に関する自由な選択を認めることで、個人の尊厳と自由、平等が尊重され、家庭内での男女平等も促進されるでしょう。

現代社会では、家族や結婚の形態が多様化しており、姓の選択に関して、平等な権利が保障されることは、男女平等社会の実現に向けた重

要な第一歩となります。

結論を述べます。

選択的夫婦別姓制度の導入は、一部の特権ではなく、全ての国民に平等な選択肢を提供する重要な改革です。

社会全体で多様性を受け入れ、平等な社会を実現するためには、この制度の導入が必要です。

この改革が、男女平等を実現し、未来の社会に対して新しい価値観を築くための第一歩となることを確信しています。

議員の皆さんにおかれましては、選択的夫婦別姓制度導入の趣旨を理解していただき、この意見書を採択していただきますようお願いいたします。

以上で私の討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 議長、そして同僚議員の皆様、私は、今回提出されている選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書案に、反対の立場から討論をさせていただきます。

この意見書には、一定、家族の一体感や戸籍制度を守りつつ、より積極的な議論を行うべきとする文言が含まれています。しかし、その趣旨を深く読み取ると、結局のところ、制度の法制化を目指す内容であると解釈されている点に、問題があると考えております。

まず家族の一体感と、戸籍制度の維持との両立を図るとされていますが、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の一体感を根本から揺るがす可能性があります。

日本の伝統的な家族制度において、夫婦が同じ姓を持つこと、家族としての統一感を象徴する重要な要素であります。別姓が導入されることで、家族の一体感が失われるだけでなく、特に子供にとって、親と異なる姓を持つことが、

心理的な混乱やアイデンティティの揺らぎにつながる懸念があります。

次に、この意見書には、より積極的な議論を求める文言がありますが、議論の促進を求める背景には、制度を実現するための具体的な手続に移行しようとする意図が読み取れます。

つまり、議論そのものが目的ではなく、最終的には法制化に進むことを意図としていると感じられるのです。

このような文言には、慎重になるべきであり、曖昧な形で議論の結果を方向づけるべきではないと考えます。

さらに、この制度の導入には、戸籍制度そのものへの影響も無視できません。夫婦別姓を認めた場合、現在の戸籍制度を根本的に見直す必要が生じます。結果的に、制度改正にかかるコストや行政手続の混乱、市民への負担が増大する可能性が高いです。

特に、地方自治体において、戸籍管理に関わる事務の複雑化が、市民サービスの質に影響を与えるおそれがあります。

最後に、家族の形や価値観が多様化している現代において、より柔軟な対応が求められることは理解します。しかし、現行制度の枠組みで問題を解決する方法、例えば、旧姓使用の拡大や社会的習慣の見直しなど、法制化以外の選択肢も十分に検討すべきです。

一方的な法制化を進めることは、国民全体の合意を図る前に、社会的混乱を招く結果となりかねません。

以上の理由から、私はこの意見書に強く反対します。

議員の皆様には、十分に慎重な判断をお願いするとともに、家族制度や社会の安定を守るための理性的な議論を求めます。

以上で私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「意見書案第1号」を電子表決により、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成、または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、賛成6名、反対7名であります。

よって、賛成少数、「意見書案第1号」は、否決されました。

○議長（川村三千代君） これより、「意見書案第2号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 12番、野々下昌文でございます。

私は、意見書案第2号、ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書案の委員長報告に対し、反対の立場で討論を行います。

ガソリン価格の高騰は、世界的な原油価格の高騰や円安など、様々な要因によって日常生活に深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、ガソリン税の暫定税率の廃止については、令和6年12月に自民党、公明党、国民民主党の3党幹事長による合意がなされているところであります。

そして、石破首相は、現在、開会中の国会に

おいて、ガソリンの暫定税率は廃止することが決まっている。暫定税率を廃止すれば、年間1.5兆円の税収減となる。その代替の財源を何に求めるのか。地方の減収分をどのようにして手当をするのか、についての結論が出ないままに、いつ廃止するかということはできない、と述べ、ガソリン税の暫定税率の廃止を決める時期については、令和7年12月をめどにするのは一つの見識との考えを示しています。

これを受けて、自民党と公明党と日本維新の会は、令和8年4月からガソリン税の暫定税率廃止を念頭に、3党協議を開始しています。

ガソリン税には、地方税も含まれております。暫定税率を撤廃すれば、宿毛市を含む地方自治体の財源にも影響は出てしまうことになります。

多くの自治体からは、財源が不足することへの不安の声も上がっており、そのため、地方の財源に影響が出ない手だてを行った上で、ガソリン税の暫定税率の廃止をするべきであると考えます。

あと、ガソリン税に係る消費税が二重課税のような内容になっておりますが、消費税は課税資産の譲渡等の対価の額を基準に計算され、課される税金であります。消費税は、基本的に最終消費者が負担する税金ですが、ガソリン税や石油石炭税は、石油メーカーなどが納税し、その金額は商品価格に組み込まれているため、消費税の課税対象となるわけであります。

したがって、ガソリン税に係る各種の税金は、それぞれが異なる目的と納税義務者に基づいたものであるため、二重課税ではないことを申し述べておきたいと思います。

今回の意見書では、現在のガソリン税、揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率を早急に撤廃ということであります。

先ほど、宿毛市の令和7年度予算が賛成多数で可決されました。可決された予算の中には、

今回の意見書で廃止しようとしている地方揮発油税といった、地方のための歳入予算も組まれています。

よって先ほどの予算に賛成した議員が、地方揮発油税を含む現在のガソリン税の暫定税率を早急に撤廃しという、今回の意見書に賛成することになれば、それは宿毛市議会議員として、自己矛盾の議員となることになります。

逆に、この意見書に賛成ということであれば、地方揮発油税を含む先ほどの令和7年度予算には反対すべきであったということを述べさせていただきます。

以上、ガソリン暫定税率の早急な撤廃を求める意見書案に反対するものであります。

同僚議員各位に、何とぞ御賛同いただきますことをお願い申し上げまして、反対討論いたします。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

ガソリン価格の高騰が続いており、車を持っている人だけでなく、物流コストの上昇により、さらなる物価高騰につながっています。

トラック等の運送会社の話によると、月に600万円から700万円の出費となり、年間で1億円弱のコスト高になると言っております。春の賃上げのコストが吹っ飛ぶとも言っています。

このことは、政府の言ってることとやってることと違うのではないかと、まず指摘をしたいと思います。

物価高対応としての調査では、高校無償化ではなく、103万円の壁ではなく、高額医療でもなく、優先順位は、一番はガソリンの減税でありました。

今、国民負担率は、これは所得に対する税金

と、社会保障の負担の割合が47.5%の見込みとなっているので、働いた金額の半分は税金で持っていかれる状態であります。さらに、アメリカの関税が高く乗ってくると、日本経済はさらなる物価上昇となります。だから、手取りを増やして国民の経済力をつけようという話にはなりませんでした。残念です。

ガソリン価格本体を100円とすると、その上に石油石炭税1リットル当たり2.8円、そして本体税1リットル28.7円、さらに暫定税率が1リットル25.1円もの、三つの税金が乗ります。

さらに、この全体に消費税をかけて、1リットル15.6円、合わせて100円の石油が172円の価格となってきます。

このうちの暫定税率は、道路を造るための一時金として、1974年導入したもので、暫定がもう51年も続いています。

ええかげんで取りましょう、という話が、政治でも、自民、公明、民主の3党合意が昨年12月11日、暫定税率廃止と明記されたことからの要望であります。

また、二重課税の問題もありますが、まだ解決に至っておりません。さらに、1月16日、しっかり価格抑制に寄与しているか不明とあります。

1リットル185円にならないと、補助額は出さないと政府がしたことから、ますます価格は上がっています。

全国ガソリンスタンドの調査の結果から、しっかり補助金が、住民の皆様に、ガソリンが下がるということに寄与していないということが懸念されます。

今は補助金、1,300億円から1,400億円でやっていますが、このやり方が高くつくと言っています。

全国ガソリンスタンド調査の結果から、全国

石油協会から補助金がしっかり抑制価格に寄与しているか、不明と出ています。

全国石油協会から、さらに62億円もかけて博報堂に委託しているからです。補助金でやるから不明金が出ます。どこに流れているか、おかしいところもあることから、補助金ではなく、ガソリン減税とすれば、確実に国民に還元されます。

暫定税率の廃止であります。また、二重課税の論理からも、早く解決するべきであります。ガソリン税は、蔵出し税だから、いつから下げることさえ決めれば、すぐできると言われていきます。

政府から、再来年との声も聞こえていますが、国民は1年も待てないのではないのでしょうか。

議員や政治家は、国民、市民の声をしっかり聞き、もっと寄り添うべきではないのでしょうか。政治とは、国民、市民の幸せと、地域の発展を願い、志を立てたはずではありませんでしたか。ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書について、私は賛成の立場で討論を行いました。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 議長、そして同僚議員の皆様、私は今回提出されているガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書案に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、石破総理自身が2024年12月の参院予算委員会において、ガソリン暫定税率の廃止は決定事項であると明言されました。

その際に、総理は、廃止の実施には代替財源の確保が必要不可欠であることを強調し、また、廃止時期については、慎重な検討が必要であるとの姿勢を示されています。さらに、ガソリン暫定税率に関する3党合意が既に形成され、現在調整作業中です。

このような状況下で、予算審議が行われてい

るこの重要な時期に、早期な撤廃を求めることは、財政運営や政策の合理性を無視した乱暴な提案であると言わざるを得ません。

次に、ガソリン価格の推移とその背景について触れます。

コロナ前のガソリン価格は、1リットル当たり140円程度で推移していましたが、現在では、190円台後半に達しております。

この価格の上昇の背景には、石油輸出国機構OPECと、ロシアの協調減産、ロシア・ウクライナ戦争による供給不安、パンデミック後の需要急回復、そして供給不安といった外部要因が挙げられます。

さらに、日本国内では円安や急激な為替変動が輸入コストを増大させ、ガソリン価格の上昇を一層加速させています。

このような状況を踏まえると、税制だけを問題視するのは、本質的な解決策を見誤るものであります。

また、単に暫定税率の廃止を求めるだけでは、ガソリン価格の根本的な問題を解決することはできません。むしろ、産油国に対して、増産を依頼する外交的努力や、国内におけるインフレ圧力のコントロールを通じて、ガソリン価格の安定化を図るべきです。

これにはエネルギー政策の見通しや、再生可能エネルギーの普及促進といった長期的な取組も含まれるべきと考えております。

確かに暫定税率の廃止が国全体の重要課題であることは理解ができます。しかしながら、この方針が示されてからまだ数か月しかたっており、これほど大きな国全体の問題を解決するには、さらなる時間が必要であるのも明白です。

性急な廃止は、各種関係官庁や地方自治体のシステムにおいて、財政運営や事務手続に混乱を生じさせる可能性が高く、地方自治体が果たすべき基本的な役割が損なわれる恐れがありま

す。

また、市民の声として、ガソリン価格の高騰に対する不安が高まっていることは理解しておりますが、これをそのまま政策に反映させることは、いわゆるポピュリズム的なアプローチに陥る危険性があります。感情的な短期視点に基づく政策決定は、長期的な財政の安定や社会全体の利益を失う可能性があるため、慎重になるべきです。

市民の声を尊重しつつも、冷静で理性的な議論を通じて、持続可能な解決策を模索することが求められます。

以上の理由から、私はこの意見書に反対し、ガソリン暫定税率の撤廃に向けた慎重な議論の継続を強く求めます。

この課題は、単にガソリン価格だけではなく、日本全体の財政、地方経済、社会構造、そして環境政策に大きな影響を与えるものであり、冷静かつ長期的な視野を持って対応すべきです。

議員の皆様におかれましても、ぜひ慎重な判断をお願い申し上げます。

これで、私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号を電子表決により、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成、または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、賛成8名、反対5名で、賛成多数であります。

よって、「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第2号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの24日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました51議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今会期中に、一般質問や質疑などを通じてお寄せいただきました御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えているところでございます。

令和7年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げます。

したとおりであります。今後も一つ一つの課題に全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様におかれましては、今後とも、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

桜の花も咲いてまいりました。先日は、宿毛市、全国で一番ということで、先駆けて開花宣言もさせていただきました。

ぜひ。皆様方にも、桜の花を見ていただきながら、先ほどもすばらしい議論も聞かせていただいたところでございます。さらなる市政発展にお力を貸していただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和7年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 川村 三千代

宿毛市議会副議長 三木 健正

議員 川村 圭一

議員 東 新

令和7年3月24日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 東 新

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事 件 の 番 号	件 名	審査結果	理 由
議案第 3 号	令和6年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4 号	令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5 号	平成6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6 号	令和6年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7 号	令和6年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	令和6年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9 号	令和6年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	令和6年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	令和6年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第12号	令和6年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第13号	令和7年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適 当
議案第14号	令和7年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当

議案第 1 5 号	令和 7 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 1 6 号	令和 7 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 1 7 号	令和 7 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 1 8 号	令和 7 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 1 9 号	令和 7 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 0 号	令和 7 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 1 号	令和 7 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 2 号	令和 7 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 3 号	令和 7 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 4 号	令和 7 年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適 当
議案第 2 5 号	令和 7 年度宿毛市下水道事業会計予算について	原案可決	適 当

令和7年3月17日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事 件 の 番 号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第27号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第28号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第29号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第30号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第31号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第32号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ条例について	原案可決	適 当
議案第33号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第36号	宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

議案第 3 7 号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 4 6 号	権利の放棄について	原案可決	適 当
議案第 5 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当

令和7年3月18日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第38号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第40号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第42号	上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第43号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第44号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第45号	宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第47号	権利の放棄について	原案可決	適 当
議案第48号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第49号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第50号	市道路線の認定について	原案可決	適 当

令和7年3月17日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 (2) 行政機構の状況について
 (3) 財政の運営状況について
 (4) 公有財産の管理状況について
 (5) 市税等の徴収体制について
 (6) 地域防災計画について
 (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和7年3月18日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 (6) 下水道事業の運営管理状況について
 (7) 保育施設の管理状況について
 (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和7年3月24日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月24日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	高倉	真弓
〃	〃	川村	圭一
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	今城	隆

宿毛市議会議長 川村 三千代 殿

説明 口頭

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのようななか、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼしうるものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立をはかりつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月26日

宿毛市議会議長 川村 三千代

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
法務大臣 殿

意見書案第２号

ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書

地方自治法第９９条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和７年３月２４日提出

提出者	宿毛市議会議員	井 上 将
賛成者	宿毛市議会議員	浦 尻 学 典
〃	〃	川 村 圭 一
〃	〃	小 谷 翔 太

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

説明 口頭

ガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書（案）

現在、日本全国においてガソリン価格の高騰が続いており、とりわけ地方においては市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に、公共交通機関が十分に整備されていない地域では、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担をもたらしている。また、運輸業・鉄鋼業・農林漁業など特に燃料を必要とする産業においても、コスト上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状況となっている。

本来は一時的な増税措置であった暫定税率が実質的に半世紀以上維持されており、「暫定」という名目が形骸化されている。さらにガソリン価格にはガソリン税が課税された金額に消費税がかかるため、消費者が過剰に税負担を強いられている問題が指摘されている。

こうした状況を鑑み、本市議会として国に対し、暫定税率の早急な撤廃を求める意見書を提出する。

記

一．国民の生活及び経済活動を守るため、ガソリン暫定税率を早急に廃止し、税負担を軽減すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月２６日

宿毛市議会議長 川 村 三千代

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿

經 濟 産 業 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿
經濟財政政策担当大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和 7 年第 1 回定例会

質問 順位	質 問 議 員	質 問 の 要 旨
1	3 番 小谷翔太君	1 本市におけるインバウンド振興と対応について（市長） （1）現状について （2）広域連携による観光振興の戦略について （3）多言語対応や案内表示について 2 公共施設の適正配置について（市長） （1）地域ごとのニーズ調査や民意の収集について （2）廃止した施設の再利用について （3）宿毛市交流複合施設さくらの利用について 3 移住相談について（市長） （1）現状について （2）ターゲットについて （3）移住相談への対応について
2	7 番 堀 景君	1 沖の島、鵜来島の地域振興について（市長） （1）沖の島の地域振興について ア 高知県離島振興計画に基づく令和 7 年度の取り組みについて （2）鵜来島の地域振興について ア 観光対策について イ 介護支援策について 2 教育対策について（教育長） （1）西地区学校建設について ア ワークショップの成果について イ 建設の必要性について 3 スポーツ振興について（市長、教育長） （1）宿毛市陸上競技場について ア 第 3 種陸上競技場の公認について イ 競技場の使用について （2）市町村駅伝について ア 実施状況について

		(3) 第10回宿毛マラソンについて ア 参加者の状況について 4 防災対策について(市長) (1) 防災学習について (2) 避難場所について (3) 避難訓練について (4) 防災アプリ内にある防災マップ機能の使用方法について (5) 高砂地区から庁舎前までを結ぶ道路整備について
3	6 番 今城 隆君	1 特定利用港湾指定後の宿毛湾港をめぐる動きを問う(市長) (1) 特定利用港湾の「円滑利用の枠組み」による変化について (2) 特定利用道路及び臨港道路工事計画について (3) 指定後の宿毛湾港をめぐる動きについて 2 中谷防衛大臣就任祝い新聞広告掲載の経緯及びその正当性を問う(市長) (1) 新聞広告掲載に至る市の手続きについて (2) 新聞広告掲載の正当性について 3 西地区小中学校建設計画の進捗を確認する(教育長) 4 検診会場変更に係る宿毛市の対応を問う(市長) 5 本市の住宅政策を問う(市長)
4	11 番 高倉真弓君	1 所有権の移転(個人の相続)について(市長) (1) 相続登記の申請義務化による固定資産の相続状況について (2) 資産の寄贈について ア 宿毛市空き家活用移住定住促進住宅としての活用について イ 宿毛市空き家活用移住定住促進住宅以外の活用について 2 避難所について(市長) (1) 指定施設の現状について (2) 避難所の生活環境の改善について

5	9 番 川田栄子君	1 鳥獣被害について（市長） （１）対策について （２）檻の貸し出しについて （３）周知方法について 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について（市長） （１）概要について （２）支援事業の内容について （３）農業への独自対策について 3 食料、農業、農村基本法関連について（市長） （１）農業経営基盤強化促進法の宿毛市への影響について ア 概要について イ 10年後の展望について ウ 直接支払制度の利用状況について （２）食料供給困難事態対策法の宿毛市への影響について ア 概要について イ 主権について （３）スマート農業のリスクについて 4 コロナワクチン定期接種関連について（市長） （１）接種者数について （２）接種後、5年間の1月死亡数について
6	14 番 寺田公一君	1 災害発生時の避難所について（市長） （１）宿毛市内における遊休公共施設の現状について （２）施設の維持管理状況について 2 図書館の利用について（市長、教育長） （１）図書館の必要性はより大きくなったのではないか （２）市民のニーズにどう答えていくのか （３）文教センターは生涯学習の拠点であると考えているが、宿毛市としての位置づけ 3 人口問題について（市長） （１）空き家対策と若者の定住支援について （２）宿毛市在住の子育て世代に対する支援策について 4 街地区の公衆衛生について（市長） （１）水路の悪臭を訴える市民が多くいるが、市としての対応は （２）これからの対応策は

7	2 番 浦尻学典君	1 地域医療体制について（市長） （１）今後の地域医療の体制について 2 地域水産業の推進について（市長） （１）今後の海業推進について ア 市内飲食店におけるの推進 イ インバウンドにおけるの推進 ウ 宿毛市外におけるの推進 （２）南海トラフ地震後の復興について ア 予想されている被害について イ 復興計画について
8	5 番 東 新君	1 本市における基金の運用状況について（市長） （１）基金全体の預金、債券について ア 基金の預金残高、債券の残高について イ 債券を購入に至った経緯について （２）基金の運用方法について （３）財産運用収入について 2 防犯灯について（市長） （１）防犯灯維持管理について ア LED化に対する補助金の導入件数 イ 今後の防犯灯の維持・管理についての考え
9	1 番 井上 将君	1 空き家対策と活用について（市長） （１）空き家実態調査について ア 令和 6 年度実施の実態調査の結果について イ 調査結果を踏まえた今後の対策計画の策定について （２）空き家・空き店舗の利用について ア 空き家バンクの登録物件数と利用実績について イ 今後の利用促進について 2 学校体育館の空調設備の設置について（市長、教育長） （１）交付金を活用しての新たな空調設備の設置について

10	12番 野々下昌文君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）令和7年度予算の中で中心に置く施策について （2）防災対策について ア 事前復興まちづくり計画について イ 復興のタイムラインについて ウ 中長期の避難生活を支える建設型応急住宅について （3）人口減少対策について ア 高知県人口減少対策総合交付金（連携加算型）について 2 避難所の環境改善について（市長） （1）スフィア基準について ア スフィア基準に照らして宿毛市の避難所におけるトイレの状況について イ 避難所内の一人当たりのスペースについて ウ キッチンカーやトイレカー、ランドリーカーの事前登録制度について エ 受援計画に沿った本市の取り組みについて 3 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）について（市長） （1）災害対応への効果について （2）個人情報の扱いについて 4 誰もが安心して授乳・搾乳できる環境づくりについて（市長）
----	---------------	--

令和 7 年第 1 回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3 月 2 6 日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3 月 2 6 日	同 意
第 3 号	令和 6 年度宿毛市一般会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 号	令和 6 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 号	令和 6 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 6 号	令和 6 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 7 号	令和 6 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 8 号	令和 6 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 9 号	令和 6 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 0 号	令和 6 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 1 号	令和 6 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 2 号	令和 6 年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 3 号	令和 7 年度宿毛市一般会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 4 号	令和 7 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 5 号	令和 7 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 6 号	令和 7 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決

第 1 7 号	令和 7 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 8 号	令和 7 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 1 9 号	令和 7 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 0 号	令和 7 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 1 号	令和 7 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 2 号	令和 7 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 3 号	令和 7 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 4 号	令和 7 年度宿毛市水道事業会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 5 号	令和 7 年度宿毛市下水道事業会計予算について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 6 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 8 号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 2 9 号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 0 号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 1 号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 2 号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 3 号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 4 号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決

第 3 5 号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 6 号	宿毛市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 7 号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 8 号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 3 9 号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 0 号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 1 号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 2 号	上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 3 号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 4 号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 5 号	宿毛市特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 6 号	権利の放棄について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 7 号	権利の放棄について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 8 号	指定管理者の指定について	3 月 2 6 日	原案可決
第 4 9 号	市道路線の認定について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 0 号	市道路線の認定について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 2 号	宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 3 号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	3 月 2 6 日	原案可決
第 5 4 号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3 月 2 6 日	原案可決

第 5 5 号	宿毛市議会傍聴規則の一部を改正する規則について	3 月 2 6 日	原案可決
---------	-------------------------	-----------	------